

日本のODAの具体的展開

外国の切手になったODA



▲日本の無償資金協力で架け替えられた5つの橋（ニカラグア）



◀国道9号線改修計画（ラオス）

Point

- イラクに対する国づくり支援として、15億ドルの無償資金協力を実施・決定済み。並行して人材育成や国際機関・NGOを通じた復興支援、債務救済などを実施。今後は、円借款による支援を行う段階に移行。
- 2005年4月、2008年の北京オリンピック前までに円借款の新規供与を終了することについて、日中間で共通認識に達し、現在、事務レベルで詳細を調整中。無償資金協力及び技術協力については、環境問題等の日中間の共通課題や対日理解の増進に資する案件を中心に実施。
- マラッカ海峡等の海上におけるテロ・海賊対策を強化するため、インドネシアへ無償資金協力による巡視船艇の供与を決定。巡視船艇は武器輸出三原則等の武器に当たるため、使用目的の限定等につき、両国間で合意した上で、官房長官談話を発出し、同原則等の例外とした。

日本のODA政策に関する理念や原則は政府開発援助大綱（以下、ODA大綱）に明確に掲げられています。その下に、3から5年を目途とする、中期的な援助に関する基本的な指針である政府開発援助に関する中期政策（以下、ODA中期政策）、さらに各国毎の援助を実施していく上で指針となる国別援助計画、分野毎の援助の実施指針となる分野別政策によって枠組みが定められています。

2003年8月に改定されたODA大綱は、「(援助の)理念」、「援助実施の原則」、「援助政策の立案及び実施」、「ODA大綱の実施状況に関する報告」から成っています。

ODA大綱の「理念」ではODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」としています。この目的を達成するため、①良い統治に基づく自助努力支援、②個々の人間に着目した支援を実施するための「人間の安全保障」の視点、③社会的弱者、特に女性の地位向上を目的とした「公平性の確保」、④日本の経済発展の経験を開発途上国の発展に生かすための「我が国の経験と知見の活

用」、⑤国際機関及び他ドナー国との連携を視野に入れた「国際社会における協調と連携」という5つの基本方針を示しました。

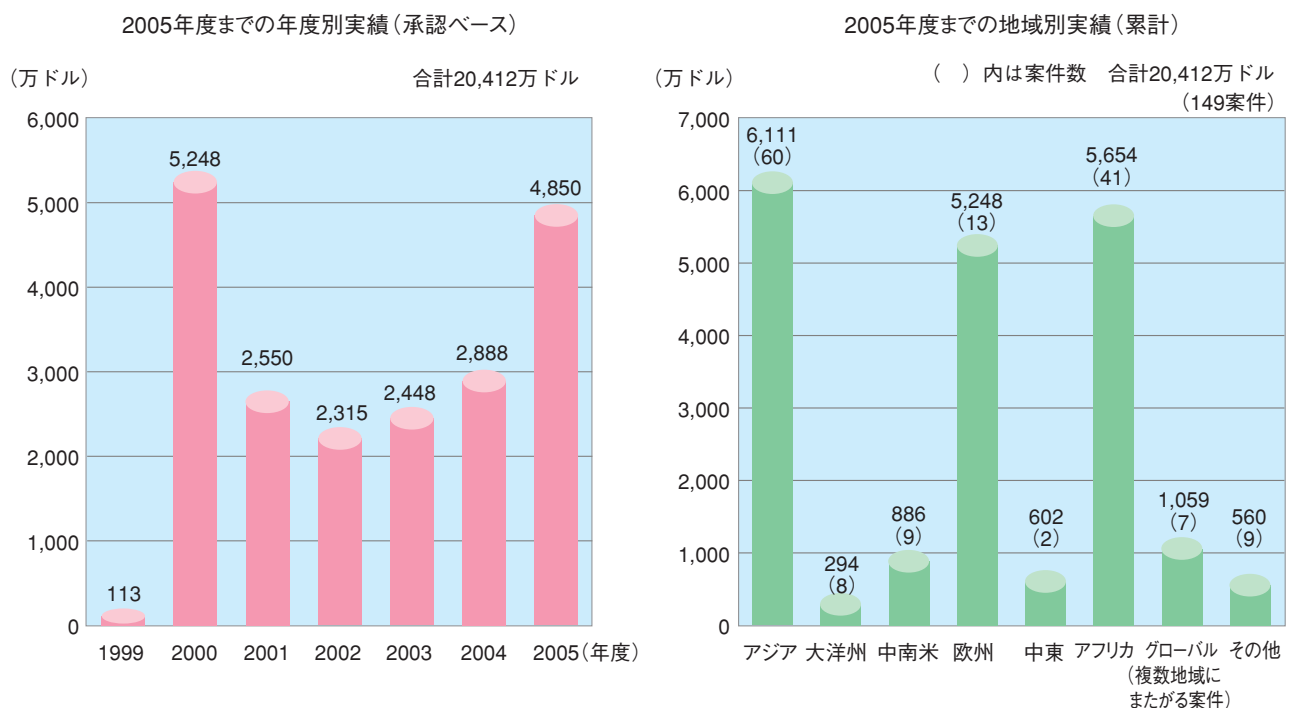
そしてこの目的及び基本方針に基づき、重点的に取り組むべき課題として、①「貧困削減」、②「持続的成長」、③「地球的規模の問題への取組」、④「平和の構築」を掲げ、開発途上国の平和と発展に向けた支援をしています。

「援助実施の原則」では、ODAの軍事的利用の防止や、被援助国の民主化の促進などに注意を払い、ODAを供与することとしています。

また、「援助政策の立案及び実施」では、ODAを実施するにあたっては、政府全体として一体性と一貫性のある援助政策の立案及び実施を行い、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性を高めていくことが重要であるとしています。また、ODAの原資は国民の税金であることから、政府として国民の理解を得ることに努力する旨明記しています。

「ODA大綱の実施状況に関する報告」では、ODA大綱の実施状況を毎年閣議報告されるODA白書で報告することとしており、ODA実施に関す

図表Ⅱ-10 人間の安全保障基金の実績



注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

る説明責任を明確にしています。

以下では、ODA大綱の各項目に従って2005年度の実績を報告します。

1. 「人間の安全保障」の視点

近年、グローバル化の進展により、テロや環境破壊、感染症、国際組織犯罪といった国境を越えた脅威、また、突然の経済危機や内戦などによる人道上の危機が増大しています。これらの脅威・危機に対応していくには、これまでの様なグローバルな視点、地域・国レベルの視点だけではなく、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点を導入することが必要になっています。

「人間の安全保障」とは、一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方です。日本は、21世紀を人間中心の世紀とすることが重要と考え、この人間の安全保障の考え方を外交の重要な視点の一つとして、2003年8月に改定されたODA大綱の基本方針に明記しました。その後、ODA大綱の改定を踏まえて2005年2月に策定された新ODA中期政策では、「人間の安全保障」の視点をODA全体にわたって踏まえるべき視点と位置づけ、「人間の安全保障」をODAに反映させるために以下のようなアプローチをとることを具体的に例示しています。①人々を中心に据え、人々に確実に届く援助、②地域社会を強化する援助、③人々の能力強化を重視する援助、④脅威にさらされている人々への裨益を重視する援助、⑤文化の多様性を尊重する援助、⑥様々な専門知識を活用した分野横断的な援助、といったものです。

日本は、この「人間の安全保障」を援助の現場で実践するため様々な取組を行っており、1999年3月には、日本の主導により、国連に「人間の安全保障基金」を設置しました。同基金に対する日本の拠出は、2006年4月までに累計約315億円に上っており、同基金を通じた支援実績は、2006年3月末現在で149プロジェクト、総額約2.04億ドルとなっています。分野別では、貧困分野43件約5,525万ドル、保健・医療分野38件3,144万ドル、難民対策18件2,405万ドルなどとなっています。また、地域別では、アジアが60件約6,111万ドルでもっとも多く、ついでアフリカが41件約5,654万ドル、欧州（主としてコンゴ）が13件約5,248万ドル等です。近年、複数の国連機関が共同で実施する分野横断

的な事業が重視されており、2005年度のこのような案件としては、UNDP（United Nations Development Programme：国連開発計画）、WFP（World Food Programme：国連世界食糧計画）、FAO（Food and Agriculture Organization：国連世界食糧農業機関）、UNIDO（United Nations Industrial Development Organization：国連工業開発機関）及びUNICEF（United Nations Children's Fund：国連児童基金）が実施する「タンザニア北西部における持続的な人間開発を通じた人間の安全保障の強化プロジェクト」約368万ドル、UNSCO（Office of the United Nations Special Coordinator for the Middle East：国連中東特別調整官事務所）、UNRWA（United Nations Relief and Works Agency：国連パレスチナ難民救済事業機関）、UNICEF、UNESCO（United Nations Educational Scientific and Cultural Organization：国連教育科学文化機関）、UNIFEM（United Nations Development Fund for Women：国連女性開発基金）、UNDP、WHO（World Health Organization：世界保健機関）及びUNFPA（United Nations Population Fund：国連人口基金）が実施する「パレスチナ占領地における社会的弱者支援プロジェクト」約528万ドル、IAEA（International Atomic Energy Agency：国際原子力機関）及びFAOが実施する「エチオピア南大地溝におけるツェツェ蠅及びトリパノソーマ症の除去地帯の確立による地域社会のための開発機会創出プロジェクト」約171万ドル等のプロジェクトが承認されました。

また、2003年度には、従来の草の根無償資金協力を拡充し、「人間の安全保障」の理念をより強く反映させた「草の根・人間安全保障無償資金協力」を創設しました。2005年度の実績は、実施国数109



ジトーミル市立小児病院での診療の様子

か国・1地域（パレスチナ）、実施案件総数1,633件、供与限度額総額約144億円となっており、案件内容で見れば、初等教育、基礎医療、人口・エイズ対策、民生環境といった基礎生活分野におけるプロジェクトが大半を占めており、地域別では、中南米613件約48億722万円、アジア・NIS（New Independent State：新独立国家）諸国458件約38億6,686万円、中近東226件約31億8,415万円、アフリカ180件約14億6,022万円等となっています。

2005年度には、ウクライナ共和国において、同国のチェルノブイリ原発事故被害者に対する検診・医療サービス等の改善に向けた、「ジトーミル市立小児病院医療機材改善計画」、「ジトーミル市第二中央外来病院医療機材改善計画」や「チェルノブイリ事故移住者のためのキエフ市内コミュニティー・センターへの支援計画」等、チェルノブイリ関連案件5件を実施しました。これは、日本のチェルノブイリ事故被害者への支援が、事故後約20年を経た現在も続けられていることを示すものです。



「障害者を支える親と友の協会」に供与した通学用バス

また、同じ2005年度には、ブラジルのマト・グロッソ州タンガラ・ダ・セハ市において、同国の身体・知的障害者とその家族を支援する非営利団体である、「障害者を支える親と友の協会」が運営する養護学校に対し、通学用バスを供与しました。これらの障害者は、ほとんどが低所得家庭の子で、バス及び小型ワゴン2台の車両で送迎を受けています。これらの車両は、シートベルトや昇降

機、車椅子の固定器具が備えられていない上に、製造後12年が経過し老朽化が進んでいたため、同協会は、障害者用バスを購入するための必要な資金について、日本に支援を要請したことを受けたものです。

2. 公平性の確保 ～女性の自立支援のために～

社会通念や社会システムの多くは、世界的に、男性の視点に基づいて形成されていることから、様々な面で女性が脆弱な立場に置かれています。また、世界の貧困層の約7割が女性であると言われています。開発途上国の持続的な開発を実現していくためには、男女の均等な開発への参加とそこからの双方の受益を図る必要があることから、開発における女性支援及び社会的性差（ジェンダー）への配慮は重要です。

日本は、2003年8月に改定されたODA大綱の基本方針において、「男女共同参画の視点」を取り入れ、開発途上国の女性の地位向上に取り組むことを明確にしました。また、2005年2月に新たに策定されたODA中期政策においては、開発に取り組むにあたって反映すべき理念として「ジェンダーの視点」が規定されました。

こうした状況を踏まえ、日本は、1995年のWID（Women in Development：開発と女性）イニシアティブの策定から10年目を迎える節目の年に、WIDイニシアティブを抜本的に見直した「GAD（Gender and Development：ジェンダーと開発）イニシアティブ」を新たに策定し、2005年3月に開催された第49回国連婦人の地位委員会の場で発表しました。

従来のWIDイニシアティブは、女性の教育、健康、経済・社会活動への参加という3つの重点分野に焦点をあてたものでした。これに対し、GADイニシアティブは、これら3つの重点分野に加え、男女間の不平等な関係や、女性のおかれた不利な経済社会状況、固定的な男女間の性別役割・分業の改善などを含む、あらゆる分野においてジェンダーの視点を反映することを重視して策定されています。また、開発におけるジェンダー主流化^注を推進するため、政策立案、計画、実施、評価の

注：ジェンダー主流化とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するための手段。GADイニシアティブでは、開発におけるジェンダー主流化を「すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス」と定義。

すべての段階にジェンダーの視点を取り入れるための方策を示しています。さらに、ODA大綱の重点課題である貧困削減、持続的成長、地球的規模問題への取組、平和の構築、それぞれについてのジェンダーとの関連、そして、これらに対する日本の取組のあり方を具体的に例示しています。

例えば、貧困削減に対する日本の主な取組として、政策や事業計画の策定にあたっては、女性も男性と同じように利益を得ることができるように配慮し、女性の意思決定過程への参加を促進するための方策を取っています。

エリトリアでは相次ぐ独立紛争、国境紛争により100万人以上の難民・国内避難民を生み出しました。2000年の紛争終結により難民の帰還プロセスが始まっています。しかしながら、エリトリアへ帰還しても住居や生活手段がなく、エリトリアへの再定住には困難が伴いました。特に、帰還民のなかには紛争中に配偶者を失った女性が多く、そのような女性は世帯主として家族を支えていかなければなりません。

日本は、エリトリアの女性世帯主の比率が高い地域において、NGO（Non-Governmental Organization：非政府組織）を通じて、農地を供与されている女性世帯主を対象とする組合を設立し、農地の有効利用に必要な研修を実施したり、トラクターなどを供与するなどして、女性世帯主の社会的・経済的自立を促すプロジェクトを実施しています。



エリトリアに供与されたトラクター

(写真提供：JEN)

また、エチオピアでは教育行政と地域住民の連携、及び地方行政官の計画立案・実施能力の向上を通じて、住民参加型小学校モデルの確立を目的とした住民参加型基礎教育改善プロジェクトを実施しています。このプロジェクトでは、対象地域

の選定において、当該地域の教育ニーズだけでなく、初等教育就学率におけるジェンダー格差も選定基準としており、格差の大きい地域から優先的に取り組んでいく方針をとっています。また、新しい学校を設置することによって、通学距離を短くし、児童が学校へ行きやすくするという方策をとっています。これは通学路の未整備から起こる危険だけでなく、強姦・略奪婚・人身売買を目的とした誘拐など、女子が直面する社会文化的なリスクを軽減することも目的としています。さらに、このプロジェクトを学校レベルで主体的に運営していく学校運営委員会では、委員選定において(1)委員選定のための村会議に女性の参加が不可欠であること、(2)選定される委員には男女の代表が平等に選ばれること、という2点を重点的に推進しています。

日本としては、今後とも女性の自立支援を重視し、公平で効果的な経済協力を目指すとともに、開発途上国の女性の地位向上に一層取り組んでいく考えです。

3. 国際社会における協調と連携

(1) G8サントペテルブルク・サミット (2006年7月15～17日)

32回目を迎えた主要国首脳会議（サミット）は、ロシアが初の議長国となり、7月15日から17日まで、サントペテルブルクで開催されました。

サントペテルブルク・サミットでは、エネルギー安全保障、教育、感染症に加え、貿易等についても活発な議論が行われました。また、サミット直前のレバノン情勢悪化により中東問題が大きな焦点となり、北朝鮮の問題についても、ミサイル、核、拉致問題の解決の必要性につき、G8として明確なメッセージを发出了しました。

開発問題では、開発途上国の人々のエネルギーへのアクセスの問題や、開発途上国への教育支援の国際的枠組みである「万人のための教育」（EFA：Education for All）の一層の推進に合意しました。また、現在、喫緊の世界的課題である鳥インフルエンザ対策に加え、これまでG8として取り組んできたエイズ・結核・マラリアの3大感染症対策を引き続き強化していくことで合意しました。さらにサミットでは、G8各国が行ってきた開発支援（特にアフリカ）の実施状況を確認しつつ、2007年のサミットで更に進捗状況を議論することに合意しました。



G8サンクトペテルスブルク・サミットに出席する小泉総理大臣（当時）
（写真提供：内閣広報室）

以上の議論を踏まえ、「議長総括」に加え、エネルギー安全保障、教育、感染症、貿易、腐敗との闘い、知的財産権の保護、アフリカ報告書、中東、テロ対策、不拡散（北朝鮮、イランを含む）、安定化と復興のための行動についての文書を発出しました。また、「ムンバイ及びインドの他の地域で発生した野蛮なテロ行為に対する声明」が、インドにおけるテロ事件を受けてG8と招待国及び国際機関等により発出されました。

なお、G8首脳は、エネルギー安全保障、感染症、アフリカ、安全保障に対するグローバルな挑戦（中東和平、イラン、北朝鮮等）、貿易（WTO（World Trade Organization：世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉）について、招待国及び国際機関等（注）との対話も行いました。

右対話では、議長国ロシアからサミットの結果（エネルギー安全保障、教育、感染症）について報告した上で、招待国・国際機関の長から意見が表明されました。その中で、日本のNEPAD（アフリカ開発のための新パートナーシップ：New Partnership for Africa's Development）に対する支援やUNESCOにおける活動を評価するとの発言がありました。

（2）鳥・新型インフルエンザ

2005年秋以降、鳥インフルエンザが世界的に流行し、ヒトからヒトに感染する新しい型のインフ

ルエンザ（新型インフルエンザ）の出現の可能性が高まり、新型インフルエンザの世界的大流行の脅威が各国に広く認識されるようになりました。交通輸送手段が発達し、人、モノの移動が速い現代において、一国のみの対応でこのような感染症の流行を抑えることは不可能なことから、鳥・新型インフルエンザは地球規模の問題まで発展しました。

そのため、国際協調が必須であり、様々な国や国際機関により、その対策を講じる必要がありました。その中で日本は、様々な国際会議において、資金・知見の両側面から重要な役割を果たす国として参加し、2006年1月には鳥・新型インフルエンザの分野での国際支援についてのプレッジング会合（於：北京）において主としてアジア向けに総額約1.55億ドルの資金支援を行うことを表明しました。同年3月までにその金額の拠出を行い、世界に先駆けて支援を実施に移しました。具体的には、新型インフルエンザ発生時の早期封じ込めのための抗インフルエンザウイルス薬、防疫用品の備蓄支援、また、住民啓発、動物衛生や保健専門家の能力構築、途上国における計画策定支援、国際共同研究による知的側面での支援等を実施しています。また、2006年1月には、WHOと共催でアジア地域において新型インフルエンザが発生した場合の早期封じ込めに関する国際会議を開催しました。アジア諸国、関係国際機関、ドナー諸国等の専門家が参加し、早期封じ込めを成功させるために必要な措置を整理しました。

注：招待国は、ブラジル、中国、インド、メキシコ、南アフリカ首脳。これに加え、国連、WHO、IAEA、IEA（International Energy Agency：国際エネルギー機関）、UNESCO、世銀、WTO、AU（African Union：アフリカ連合）議長国（コンゴ（共））、CIS（Commonwealth of Independent States：独立国家共同体）議長国（カザフスタン）が招待された。

国際的な動きとしては、米国は世界の関心国による会合を主導し、カナダは鳥インフルエンザ感染防止の観点から見て重要な30か国の保健大臣による会合を開催しました。また、アジア太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）の枠組みでも、鳥インフルエンザ大臣会合を開催したほか、日本や米国、オーストラリアなどがセミナーやシンポジウムを開催しました。さらに、WHO等の国際機関は高級事務レベル会合を行うなど、様々な会合が世界各国で開催されました。この他にも、APEC、ASEAN（Association of Southeast Asian Nations：東南アジア諸国連合）の首脳会議及び東アジアサミットといった会議で鳥インフルエンザ対策に協調して取り組むとの宣言が出され、2006年1月に開催された上記のプレッジング会合では総額19億ドルを超える支援が約束されました。

日本は今後も鳥・新型インフルエンザ対策について、各国や国際機関と連携を図りながら実施していく考えです。

(3) 第4回世界水フォーラム（2006年3月）

2006年3月にメキシコ・シティにおいて、「地球規模の水問題解決のために地域の行動を」をテーマに第4回世界水フォーラムが開催され、約140か国から約19,000人の各国政府代表、国際機関、民間企業、NGO、研究機関等の関係者が参加しました。世界水フォーラムは、世界の水問題について協議するために世界水会議^{（注1）}が主催する国際会議で、1997年、モロッコのマラケシュで開催された第1回会合以来、3年に1度の割合で開催されています。

今回の会合では、持続可能な開発に向けた水問題の重要性等を謳った「閣僚宣言」が採択されたほか、2003年3月に日本（京都、滋賀及び大阪）

で開催された第3回会合の際に日本が主導して発表した「水行動集（PWA：Portfolio of Water Actions）」を発展させた「持続可能な開発に関する水行動連携データベース（CSD・WAND：Commission on Sustainable Development・Water Action and Networking Database）」が発表されました。これは、「水行動集」を基礎として、各国政府や国際機関の分野別プロジェクトの実施状況など様々な情報や模範事例など情報交換のためのツールとして、国連との協力の下で発展・拡大されたデータベースです。

日本は、水と衛生分野の世界一の援助国として、国際機関、他の援助国等と連携しつつ支援をより一層強化するため、「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ（WASABI：Water and Sanitation Broad Partnership Initiative）」を発表しました。本イニシアティブでは、水利用の持続可能性の追求、人間の安全保障の視点の重視等の基本方針に基づき、統合水資源管理^{*1}の推進をはじめとする包括的な取組を実施することとしています。また、日米水協力「きれいな水を人々へ」イニシアティブ^{（注2）}について、連携の進展と成果を発表しました。



第4回世界水フォーラムの様子

* 1：統合水資源管理（IWRM：Integrated Water Resources Management）

「統合水資源管理」とは、1）自然界での水循環における水のあらゆる形態・段階（水資源と土地資源、水量と水質、表流水と地下水など）を統合的に考慮すること、2）従来別々に管理されていた水に関連する様々な部門（河川・治水、上下水道、農業用水、工業用水、生態系維持のための水など）を考慮すること、3）中央政府、地方政府、民間セクター、NGO、住民などあらゆるレベルの利害関係者を含む参加型アプローチを目指す。そして、このような方法で水を計画的に管理することによって、生態系の持続可能性を損なうことなく、水の便益を衡平な方法で最大化することを目的とする。

注1：世界水会議（WWC：World Water Council）：水に関する政策などを検討するシンクタンク（NGO）。UNESCOや世界銀行などが中心となり1996年に発足した。本部はマルセイユ。

注2：日米両国が世界の水問題に対処するために、アフリカ、アジアなどにおいて水と衛生分野における連携を進めることを目的として、2002年9月のヨハネスブルグ・サミットの際に共同発表したパートナーシップ。

1. 貧困削減

貧困には、単に所得や支出水準が低いといった経済的な側面に加え、教育や保健などの基礎社会サービスを受けられないことや、ジェンダー格差、意思決定過程への参加機会がないことといった、社会的、政治的な側面もあります。世界共通の開発目標であるミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）は、貧困削減、初等教育の普及、保健の改善等の8つの目標からなっており、2015年までの達成を目指して努力しています。また、東アジアにおける開発の経験が示すとおり、持続的な経済成長は貧困削減のための必要条件になります。それぞれの国の貧困を形成する要因は、その国の経済構造、政治、文化、社会、歴史、地理などの諸要因が複雑に絡み合ったものであり、各国の個別状況を十分踏まえて支援することが必要です。以下では、日本のこのような考えに立った貧困削減への支援について説明します。

(1) 教育

教育は、社会・経済発展に必要な人材を供給するとともに、個々人の生計をたてる能力の向上を通じて貧困削減に貢献します。また、教育によって、人間一人ひとりが自らの才能と能力を十分に伸ばし、政治や経済、社会のさまざまな活動に参加できるようになることで、人生の選択の幅が広がり、尊厳を持って人生を送ることが可能になります。しかしながら、世界では今なお1億人以上の子

どもたちが様々な理由から教育を受けることが出来ません。また、世界の成人人口の5分の1である約7億7千万人が成人非識字者であり、そのうち約3分の2が女性です。

このような状況を改善するため、国際社会は1990年から、全ての人に基礎的な教育の機会を提供する「万人のための教育」*1の実現に取り組んでいます。

また、2000年には、「万人のための教育ダカール行動の枠組み」が設定され、MDGsにおいても、ダカール行動の枠組みのうち2015年までの初等教育の完全普及や教育における男女平等の達成などが、盛り込まれました。そのため、日本は二国間援助及びUNESCO等の国際機関を通じた協力によりダカール行動の枠組みの目標が達成できるように積極的に支援しています^(注)。

日本は、従来より「国づくり」と「人づくり」を重視し、教育支援に取り組んできています。2002年には向こう5年間で低所得国に対する教育分野のODAを2,500億円以上実施することを表明し、2004年度末までに無償資金協力、技術協力、UNESCOなどの国際機関に設置している信託基金などから約1,562億円の支援を実施しました。また、日本は「万人のための教育」の実現を支援するため、2002年に「成長のための基礎教育イニシアティブ（BEGIN：Basic Education for Growth Initiative）」を発表し、教育の「機会」の確保に対する支援、教育の「質」の向上への支援、教育の「マネジメント」の改善を重点分野とし、新たな取組として紛争終結後の国づくりにおける教育支援などを掲げて、開発途上国の「万人のための教育」の達成に向けた努力を支援しています。

*1：万人のための教育

1990年にタイのジョムティエンで開催された「万人のための教育世界会議」において、基礎教育（生きるために必要な知識・技能を獲得するための教育及び基礎的学習のニーズを満たすための教育）がすべての子供、青年、成人に提供されねばならないことが確認された。2000年にセネガルのダカールで開催された「世界教育フォーラム」では、万人のための教育の達成に向けて、「2015年までの初等教育の完全普及」、「2015年までの成人識字率の50%の改善」など教育分野における6つの具体的な目標（「ダカール行動枠組み」）が設定された。

注：日本は、「万人のための教育（EFA：Education for All）」の主導機関であるUNESCOに設置している「人的資源開発信託基金」及び「万人のための教育信託基金」への拠出を通じて、様々なUNESCOのEFA活動を支援している。2005年度には、人的資源開発信託基金は417.5万ドル、万人のための教育信託基金は94.4万ドルの拠出を行った。

<BEGINに基づく基礎教育支援>

(イ) 基礎教育の「機会」の確保

教育の「機会」の確保に関する取組として、日本は学校施設建設などのハード面と、親や地域住民への啓蒙活動といったソフト面の両面から取り組んでいます。ハード面の支援の例として、2005年度、日本はネパールに対し、「万人のための教育」支援のための小学校建設計画の支援を実施しました。教育は持続的経済成長に重要な手段であり、同案件による就学率の向上が期待されます。特に、2006年度に新たに創設された「コミュニティ開発支援無償」では、現地仕様による設計や施工段階での現地業者の積極的な活用により、大幅なコスト縮減と建設数の増加が可能となることが期待されます。また、学校に男女別トイレを設置し、女子も安心して通える環境整備の工夫も行っています。ソフト面での取組の例としては、エチオピアの農村部での初等教育へのアクセス向上を目的として「住民参加型基礎教育改善プロジェクト」を実施しています。このプロジェクトでは、同国の農村部のオロミア州の農村部において、地域の教育ニーズを的確に把握するための教育情報整備、住民参加型手法を活用した地域住民による小学校建設への支援、学校運営委員会の運営への支援、地方教育行政官の能力構築等を通じて、農村部での住民と行政の協働による初等教育の機会を確保するためのモデルづくりを支援しています。

「万人のための教育」の実現のためには、世界の成人人口の約5分の1を占める非識字者に対して教育の機会を提供することも不可欠です。2004年度から日本は、全人口の半数近くが非識字であるパキスタンの識字率向上を目的として、「パンジャブ州識字行政改善プロジェクト」を実施しています。このプロジェクトでは、識字データベースの開発、ノン・フォーマル教育を含む識字教育事業計画の策定と実施、事業のモニタリング、事業評価を一貫して支援しています。また、本プロジェクトにおいて一部実施している、正規の学校教育を受けていない人を対象としたノン・フォーマル教育への支援は、非識字者にとって必要な教育を提供する有効な手段です。

(ロ) 基礎教育の「質」の向上

多くの開発途上国では、教育の機会のみならず、教育の「質」の確保が大きな課題です。開発途上国では教育の質が十分でないことから、小学校を卒業したにも係わらず基礎的な読み書きや計算が出来ないといった問題のほか、留年や中途退学の割合も多くなっています。教育の質が低い要因には、教科書や教材の不足、カリキュラムの未整備に加え、訓練を受けた教師の不足という大きな問題があります。この観点から、日本は教育の「質」の向上のための支援として、これまでに世界26か国で理数科教育を重点分野とした教員訓練を支援してきています。理数科は、一人ひとりが社会の中で生きていくための基礎となるとともに、その国が技術的科学的進歩や経済社会発展を果たすためにも重要です。実践的な授業を行う教員研修を通じて教師が具体的に授業の改善を行うことにより、児童・生徒が授業をよりよく理解し、学ぶ楽しさを得ることができます。さらに、こうした取組が持続的なものになるように、教師用指導書の作成、教員研修の制度化、学校管理運営の改善、カリキュラムや教科書の改善など、多様な取組を組み合わせた支援を行っています。



海外青年協力隊員が作成した教材

(ハ) 基礎教育の「マネジメント」の改善

教育の「マネジメント」については、教育政策や計画の作成、学校や地方教育行政のマネジメント能力向上支援も実施しています。世界でも初等教育の就学率が最低レベルにあり、ファスト・トラック・イニシアティブ*¹の被支援国の一つと認定されているニジェールにおいて、2004年から日本は教師、保護者、地域住民らで構成される学校運営委員会の機能強化、地方教育行政官の能力向上を通じて、住民たちの手による学校運営を支援しています。対象地区では、既に殆どの学校で、住民たちが学校を良くするための活動を自発的に計画・実施するようになるなど、目覚ましい成果を挙げています。

(ニ) 紛争終結後の国づくりにおける教育への支援

教育は、紛争終結後の開発途上国の国づくりにおいて復興の基盤となるばかりでなく、相互理解を促進し平和の礎ともなるものです。また子どもを様々な危険から守る保護的役割も果たしています。日本は、国際機関やNGOと連携し、紛争終結後の教育復興支援を実施しています。中でも、近年UNICEFとの連携が強化されており、アフガニスタンでの「バック・トゥー・スクール・キャンペーン」、イラクでの初等・中等教育の復興支援を実施しました。この経験を生かして、2005年9月に、南部スーダンで「ゴー・トゥー・スクール・キャンペーン」を通じ、小学校の建設、教科書の供与等を行う支援活動を開始しました。さらに、2006年2月には、同様の初等教育支援をアフリカの平和の定着支援イニシアティブの一環として、UNICEFと連携してブルンジにおいても開始しました。



アフガニスタンでの「バック・トゥー・スクール・キャンペーン」により小学校に通えるようになった子どもたち (写真提供：UNICEF)

(ホ) 「拠点システム」の構築と現職教員の活用

日本の教育分野の協力に関する国内体制を強化するために2003年4月に発足した「拠点システム構築事業」*²では、大学・NGO等が中心となり、日本の教育上の知見や教育協力の経験を整理・蓄積するとともに、国内外の援助関係者が活用可能な教育協力モデルの作成等を行っています。

拠点システム事業の一環として、文部科学省と外務省の共催により、国際教育協力日本フォーラムを2003年より実施しています。2006年2月に開催された第3回フォーラムでは、拓殖大学学長とガーナ教育スポーツ省次官による講演や、UNESCO国際教育計画研究所次長、インドネシア教育省教職員資質向上総局長、フィリピン大学国立理数科教育開発研究所所長によるパネル討論により、教育の質の向上にとって不可欠な教員の質の向上について意見交換を行いました。

* 1 : ファスト・トラック・イニシアティブ (FTI : Fast Track Initiative)

EFAダカール行動枠組み及びMDGs目標に含まれている「2015年までの初等教育の完全普及」の達成を実現するための低所得国とドナー国・機関のグローバルなイニシアティブ。世界銀行が主導し2002年に発足。2004年11月に開催された第4回FTIパートナーシップ会合で、対象国を全低所得国に拡大することが決定されている。目標達成に向けた適切な教育セクター計画を策定し、現地のドナー国・機関に承認された低所得国はFTI被支援国と認定され、ドナー側はこれらの国に対し優先的に支援を行うことが期待されている。また、ドナーの数が少ないFTI被支援国は、「触媒基金」を通じて3年を上限とした資金援助を受けることが可能。FTIを通じた支援を希望する低所得国に対し適切な教育セクター計画の策定を支援するための「教育計画策定基金」も設置されている。2006年8月現在20か国がFTI被支援国であり、日本はこれらの国のほとんどで基礎教育分野の支援を実施している。

(触媒基金：年間百万ドル以上を支援している二国間ドナーが4か国以下のFTI被支援国は、FTIに設置された同基金からの資金援助を受けられる。同資金の支援を受けたFTI被支援国は供与上限期間である3年の間に更なる二国間援助を呼びこむことが期待されている。)

* 2 : 拠点システム構築事業

2006年において、①JOCVの派遣現職教員に対するサポート強化、②サブ・サハラ・アフリカ諸国の教育改善、③教育に関する日本の経験の活用、を目的とした3つの取組からなる「国際教育協力イニシアティブ」の下での活動の公募を行い、大学をはじめとする教育関係者の参加拡大を図ることにより、事業の充実を行う。

また、2001年度に創設された「青年海外協力隊（JOCV：Japan Overseas Cooperation Volunteers）現職教員特別参加制度」^{（注1）}のもと、5年間の累計353名の現職教員が派遣され、多くの国で活躍しています。

＜教育分野における南南協力支援＞

日本の理数科・理工系教育支援は、域内他国への支援を行う南南協力に発展しています。アフリカでは、日本がケニアにおいて1998年以来支援している、「中等理数科教育強化計画（SMASSE）」^{*1}プロジェクトを核とした域内連携ネットワーク「SMASSE-WECSA（Western, Eastern, Central and Southern Africa）」が設立され、プロジェクトで確立された中等理数科の実験・実習の実施及び教師の創意工夫の促進を通じた授業改造アプローチを、他のアフリカ諸国へ普及させる活動を行っています。また日本は、2004年にアフリカ教育開発連合（ADEA：Association for the Development of Education in Africa）^{（注2）}に加盟した後、日本のイニシアティブにより理数科作



ホンジュラスでのJICA専門家による理数科教育

（写真提供：JICA）

業部会を立ち上げ、SMASSE-WECSAの知見、経験の共有化、理数科教育の援助潮流の形成に貢献しています。中南米においても、ホンジュラスで、日本が2003年より開始した「算数指導力向上プロジェクト（PROMETAM）」^{*2}を核として、ニカラグア、エルサルバドル、ドミニカ共和国、グアテマラの域内4か国を対象とした広域協力が

* 1：SMASSE：Strengthening of Mathematics and Science in Secondary Education Project

工業化を推し進めているケニアでは、その担い手となる人材の育成という観点から、初等中等教育の理数科教育の改善を主要課題として掲げている。日本は、1998年7月から5年間、ケニアのパイロット地域において、理数科の現職教員研修を支援する協力を実施し（SMASSE I）、生徒中心の教授法・学習法や、生徒の達成度に従って授業計画を改善する方式などを定着させた。SMASSEの経験や成果は、ケニア国内のみならず、アフリカ近隣諸国の関心を集め、2002年には域内連携ネットワークSMASSE-WECSA（Strengthening of Mathematics and Science in Secondary Education Project in Western, Eastern, Central & Southern Africa）が設立された。

これらの成果を踏まえ、理数科教育の現職教員研修をケニア国内に全国展開すること、そして現在30カ国以上のアフリカ諸国が参加するSMASSE-WECSAネットワークを強化することを中核とするSMASSE IIが、2003年7月から5年間のプロジェクトとして実施されている。

* 2：PROMETAM：Proyecto de Mejoramiento de Enseñanza Técnica en el Area del Matemática

ホンジュラス国における算数教育の遅れは、国語（西語）と並んで高い留年率・退学率の最大の原因になっていることから、日本は、2003年4月から3年間、小学校1～6年生を対象とする教員用指導書と児童用作業帳の作成、そしてこれらの教材を使用した教員研修、さらに授業評価に対する協力を実施した（PROMETAM I）。同協力により作成された指導書と作業帳は、ホンジュラスにおいて算数科の国定教科書として認定され、2005年6月には全国配布されている。

これらの成果を踏まえ、また1989年度に我が国の無償資金協力案件で建設された国立教育実践研究所を拠点として、ホンジュラス国における教員養成の更なる充実と、PROMETAM Iの成果を中米近隣諸国（ニカラグア、グアテマラ、エル・サルバドル、ドミニカ共和国）に普及することを目指し、PROMETAM IIが、2006年4月から5年間のプロジェクトとして開始されている。

注1：文部科学省がJICAに推薦した教員は、1次選考が免除され、また日本の学年にあわせて、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を4月から翌々年の3月までの2年間（通常2年3か月）とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。

注2：1988年に世界銀行のイニシアティブによりサブ・サハラ・アフリカ諸国における教育開発のためのドナー間の政策対話、協調、情報交換を目的として二国間ドナー、国際機関、NGOをメンバーとして設立され、1992年より事務局をUNESCOの附属機関であるUNESCO国際教育計画研究所内へ移設した。アフリカ諸国とドナー間の対話、パートナーシップ醸成、アフリカの教育・開発大臣による教育政策の開発、管理、実施能力の強化、グッド・プラクティスの共有促進、教育政策実施におけるオーナーシップ醸成などを行っている。日本はJICA（Japan International Cooperation Agency：国際協力機構）を通じ2004年より加盟しており、2004年11月のADEA運営会議では、日本のイニシアティブにより理数科作業部会が発足している。

図表Ⅱ-11 2005年度における理数科教育支援の実績



サブ・サハラ・アフリカ

- ケニア：中等理数科教育強化計画Ⅱ (SMASSE)
- ウガンダ：理数科教師能力向上
- ザンビア：SMASTE理科研究授業支援
- マラウイ：中等理数科教育向上のための現職再研修
- ガーナ：現職教員研修政策実施支援計画
- 南アフリカ：ムブマランガ州理数科教員再訓練Ⅱ
- ギニア：小学校教師に対する仏語・数学教授法支援／科学分野教師育成
- カメルーン：科学担当教師の能力開発
- 中央アフリカ：科学分野教師能力開発

中南米

- ホンジュラス：算数指導力向上 (PROMETAM)
- ドミニカ共和国：算数指導力向上
- コロンビア：数学・自然科学教員養成システム強化
- チリ：算数教育改善計画
- ニカラグア：小学1年生算数教材作成計画

アジア

- アセアン工学系高等教育ネットワーク*
- インドネシア：初中等理数科教育拡充
- フィリピン：初中等理数科教員研修強化
- ベトナム：小学校現職教員改善
- ラオス：理数科教員養成
- カンボジア：高校理数科教科書開発支援
- ミャンマー：児童中心型教育強化
- バングラデシュ：小学校理数科教育強化
- 東チモール：科学技術教育支援
- マレーシア：高等教育借款基金計画Ⅲ

その他の地域

- アフガニスタン：教師教育強化
- エジプト：小学校理数科教育改善
- パプアニューギニア：テレビ番組による授業改善計画

●：技術協力, ●：無償資金協力, ●：有償資金協力, ●：国際機関を通じた援助

※アセアン10か国（タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、ミャンマー、ベトナム、ラオス、カンボジア）と日本の大学間の教育・研究協力ネットワーク

開始されています（注）。また高等教育レベルでも、2003年にASEAN10か国と日本の大学をつなぐ「アセアン工学系高等教育ネットワーク」が開始され

るなど、日本は南南協力（三角協力を含む）に最も積極的に取り組んでいる援助国の一つです。

注：2006年より、ニカラグア、エルサルバドル、グアテマラに対する広域協力が開始。

<持続可能な開発のための教育の10年への支援>

上記のような教育への取組に加え、日本は「国連持続可能な開発のための教育の10年」^(注)を、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD：World Summit on Sustainable Development）において提唱し、その年の国連総会で採択されました。この取組は、2004年3月、日本が10万ドルを拠出し、「国連持続可能な開発のための教育の10年の推進機関」であるUNESCOによる国際実施計画の策定を支援して2005年1月から始動しました。さらに2005年度からは、UNESCOによる持続可能な開発のための教育に関する教材開発やコミュニティ・学校レベルでの活動などを支援するため、「持続可能な開発のための教育信託基金」を設置しました。また、2006年6月には仙台で、アジア協力対話（ACD：Asia Cooperation Dialogue）の第3回「環境教育」推進対話において、同3月に策定した日本の実施計画を発表し、アジア諸国と意見交換を行うなど、推進に取り組んでいます。

(2) 保健医療・福祉

多くの開発途上国においては、先進国であれば日常的に受けることができる基礎的な保健医療サービスを依然として受けることができず、多くの方が苦しんでいます。MDGsでは、貧困削減に資するための保健医療分野の目標として、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、感染症などのまん延防止の3つが掲げられています。

2003年5月に世界銀行、カナダ、英国の共催で開かれた「保健・栄養・人口に関するMDGsについての調和行动会合」や、その後ジュネーブ、アブジャ（ナイジェリア）、パリで計3回開催された「保健MDGsハイレベル・フォーラム」において、人的資源やグローバルな連携・協調といった課題が議論され、国際社会において保健関連分野のMDGs達成への取組の重要性がより一層強く認識されるようになりました。

日本は同ハイレベル・フォーラムにおいてアジア・大洋州地域会合の開催を提案し、2005年6月、世界銀行、アジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）、WHOとの協力のもと、「保健関連MDGsに関するアジア太平洋ハイレベル・

フォーラム」を開催しました。この会議では、アジア太平洋地域の24か国から11名の閣僚を含む保健または財務・開発省関係の高官、またドナー国・国際機関・NGOの参加を得て保健に関連するMDGs実現に向けた現状と課題などが協議されました。



保健関連MDGsに関するアジア太平洋ハイレベル・フォーラムの様子

日本はこの会議で、保健MDGsの達成に焦点をあてた「保健と開発に関するイニシアティブ（HDI：Health and Development Initiative）」を発表し、参加各国から一層の取組の強化・拡充に対する強い期待感が表明されました。このHDIに基づき、日本は母子保健や感染症対策を包括的に支援するため、保健医療システムの整備や分野横断的支援、例えば、ジェンダー平等のための支援、教育分野、水と衛生、インフラ整備などへの取組によって、保健医療の基盤強化などに貢献しています。

ここでは、保健医療体制の基盤整備に関する支援、母子保健に関する支援、国際協調について、日本の取組を説明します（感染症対策については113ページを参照してください）。

(イ) 保健医療体制の基盤整備に関する支援

保健医療分野への国際社会の支援は、抗ウイルス薬の患者への提供を通じたHIV/エイズ対策やワクチンによる小児感染症対策、蚊帳の配布によるマラリア対策など、直接的な疾病対策に焦点が当てられる傾向にあります。一方、日本としては、このような疾病対策と同時に、開発途上国内にお

注：あらゆる人々が、質の高い教育の恩恵を享受し、また、持続可能な将来と社会の変革のために求められる価値観、行動、及びライフスタイルを学び、各主体が持続可能な社会づくりに参加する世界を実現することを目標としている。

ける保健医療の基盤強化が、疾病予防を始めとする保健分野の課題への対策に極めて重要な役割を果たすと考えています。このため日本は、より多くの人々へ平等に基礎的な保健医療サービスを提供するというプライマリー・ヘルス・ケアを重視して、特に国全体の保健医療システムの整備に力を入れており、地域保健医療及び予防活動の強化、開発途上国の実情に即した保健医療制度の構築、保健医療に携わる人材の育成及び保健医療インフラの整備などを支援しています。こうした支援の例として、ガーナでは、技術協力プロジェクト「アッパーウエスト州地域保健強化プロジェクト」を2006年度から5年間の予定で実施しており、ガーナでも特に貧困度の高いアッパーウエスト州を対象に、郡保健局、コミュニティヘルスワーカー、受入コミュニティ自身の能力強化を通じて、農村部での基礎保健サービスを拡大させることを目指しています。この取組においては、同地域への無償資金協力、青年海外協力隊と連携したプログラムアプローチによる協力を行っています。また、スリランカにおいては、医療施設における業務改善計画や経営改善、包括的な慢性疾患予防計画等を策定することを目的として、開発調査「スリランカ国保健システム管理強化計画調査」を実施中です。

(ロ) 母子保健に関する支援

母子保健を取り巻く問題は、医療サービス、医療制度、公衆衛生から、母親となる女性を取り巻く社会環境まで多岐にわたっています。開発途上国、特に後発開発途上国（LDC：Least Developed Countries）においては、妊産婦の健康の改善、乳幼児の死亡・疾病の低減、性感染症・HIV/エイズへの対策が急務となっています。

妊産婦の健康の改善については、助産師・看護師など母子保健サービスに従事する人材の育成、緊急産科ケアの体制整備、緊急産科ケア施設への物理的・社会的アクセスの確保（道路の整備や、女性が適切な産科診療を受けることのできる社会環境の構築など）に対する支援を実施しているほか、望まない妊娠の低減のために、家族計画の教育・情報提供、避妊法・避妊具（薬）へのアクセス改善、思春期人口への教育の推進などへの支援にも取り組んでいます。例えばベトナムに対する「リプロダクティブ・ヘルス・プロジェクト（フェーズ2）」では、同国の貧困地域であるゲアン省を対象として、地域の保健医療従事者や産婆に対し清潔なお産の教育を行ったほか、地域住民の啓発



ラオスでの「子どものための保健サービス強化プロジェクト」
（写真提供：JICA/長倉洋海）

活動などを通じてリプロダクティブ・ヘルスの向上を支援しました。

乳幼児の死亡・疾病の低減については、乳幼児の死亡原因となりうるポリオ、麻疹、破傷風などに対する予防接種や、蚊帳の配布等のマラリア対策を支援しています（マラリア対策のための蚊帳の配布については116ページを参照してください）。また、小児下痢症に対し経口補水液の普及を図った基礎医療サービス整備支援も実施しています。ラオスでは、小児保健サービスの強化を図るため、ウドムサイ県を対象として「子どものための保健サービス強化プロジェクト」を実施しており、参加型アプローチを重視しながら、保健医療従事者の人材育成や学校保健、保健サービス機関の調整機能強化などを行っているところです。

性感染症やHIV/エイズへの対策としては、予防・治療・ケアそれぞれの側面から取り組まなければなりません。保健サービスや情報へのアクセスを考慮し、例えばリプロダクティブ・ヘルス・サービスの中に、性感染症対策や自発的な検査とカウンセリング（VCT：Voluntary Counseling and Testing）活動を導入するなど、多方面からの配慮と包括的なアプローチで支援を行っています。

日本は、2005年度にマダガスカルで実施した「マジュンガ州母子保健施設整備計画」などのように、母子保健医療の改善及び母子保健従事医療者の技術向上・育成を目的とした二国間協力に取り組むつつ、UNICEF主導による緊急産科ケアサービスの整備への協力や、UNFPA、国際NGOである国際家族計画連盟（IPPF：International Planned Parenthood Federation）との連携などを通じた支援も行っています。東ティモールでは、医療機関における初期小児疾病及び出産前後に対応するため、UNICEFの「母子保健改善計画」などに対して支援を実施しました。

(ハ) 国際協調

日本は、保健分野の援助に関して様々なパートナーとの間で、政策対話、事業計画、実施、評価・モニタリングの各段階において連携を進めています。例えば、外務省は保健分野の支援に携わる国内NGOと定期的に懇談会を開催して意見・情報交換を行っています。UNICEFとの間では、1990年代初頭からポリオ根絶支援の連携を継続しており、近年は、麻疹、破傷風などの小児感染症のワクチン接種、蚊帳の配布等のマラリア対策、安全な水の供給といった分野にも協力が広がっています。米国国際開発庁（USAID：United States Agency for International Development）の間では「保健分野における日米パートナーシップ」に基づき効率的・効果的な援助実施のために連携を行っています。2006年1月に東京で開催された、同パートナーシップの第3回レビュー会合では、2006～2007年の行動計画を策定し、HIV/エイズ、結核、マラリア、ポリオや、鳥インフルエンザといった感染症対策、及び保健システム強化に向けた取組を重点課題としました。

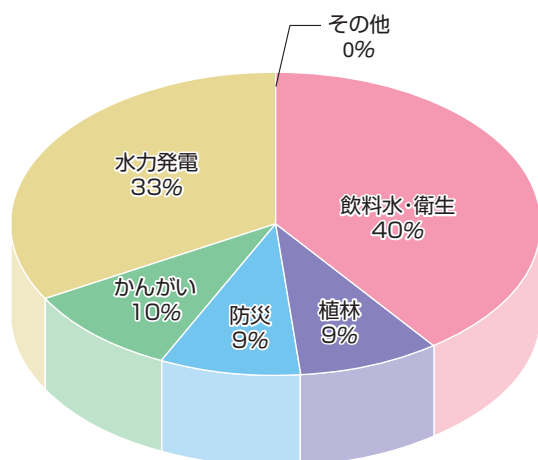
ASEANとの関係では、2006年8月末、ASEAN事務局及びWHOの協力を得て、ASEAN10か国から社会福祉及び保健医療政策を担当するハイレベルの行政官を招へいし（ASEAN10か国から次官級2名を含む計39名が参加）、第4回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催しました。会合では、「社会福祉・保健医療サービスの連携と人材育成」のテーマのもと、社会的弱者（児童及び女性）支援に焦点を当てて、各国の状況、対応策、モデル事例といった情報・経験が共有され、今後のASEAN諸国の取組に向けて建設的な提言が行われました。



第3回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合（写真提供：厚生労働省）

図表Ⅱ-12 水と衛生分野の目的別供与実績

2005年度



(E/Nベース、単位：百万円)

目的	有償資金協力	無償資金協力	計
飲料水・衛生	60,201	20,237	80,438
植林	17,430	—	17,430
防災	16,302	1,092	17,394
かんがい	17,397	2,146	19,543
水力発電	67,007	41	67,048
その他	—	—	—
合計	178,337	23,516	201,853
(前年度比)	-12.6%	15.1%	-10.1%

注：四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 水と衛生

WHOとUNICEFが作成した「水と衛生に関するMDG達成に向けて－都市部・村落部での挑戦の10年－」(2006年)によると、上水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は2004年に世界で約11億人おり、そのうち、アジアが約6億人、アフリカが約3億人となっています(注1)。また、世界で約26億人が下水道などの基本的な衛生施設を利用できない状況にあり、うちアジアが約19億人、アフリカが約5億人となっています。

水と衛生の問題は人の生命に関わる重要な問題であり、同報告書によると年間約160万人の幼い子どもの命が奪われているのが現状です。このような状況を反映し、国連はMDGsの中で「安全な飲料水及び基本的な衛生施設を継続的に利用できない人の割合を2015年までに半減する」という目標を掲げるとともに、2005～2015年を「『命のための水』国際の10年」として様々な取組を進めています。例えば、国連持続可能な開発委員会(CSD: Commission on Sustainable Development)は、2004～2005年に水、衛生施設及び人間居住を特定テーマとして取り上げ集中的に討議し、2005年4

月に「政策決定文書」を発表しました。また、国連「水と衛生に関する諮問委員会」は、2004年7月の設立以降、2006年3月までに5回開催され、第4回世界水フォーラム(2006年3月)の機会に「橋本行動計画(Hashimoto Action Plan)」を発表しました。

日本は、水と衛生の分野では従来から大きな貢献をしています。1990年代から継続的にDAC諸国の中のトップドナーとして支援を実施してきており、2000年から2004年までの5年間で二国間ドナーの41%に当たる46億ドルのODAを実施しました(注2)。

2003年3月に京都で開催された第3回世界水フォーラムでは「日本水協力イニシアティブ」を発表し、日本の水分野の援助における包括的な取組を表明しました。また、2006年3月にメキシコ・シティで開催された第4回世界水フォーラムでは、水と衛生分野で国際機関、他の援助国、内外のNGO等との連携を強化し、一層質の高い援助を追求するため、「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI)」を発表しました(同イニシアティブについては、79ページを参照してください)。

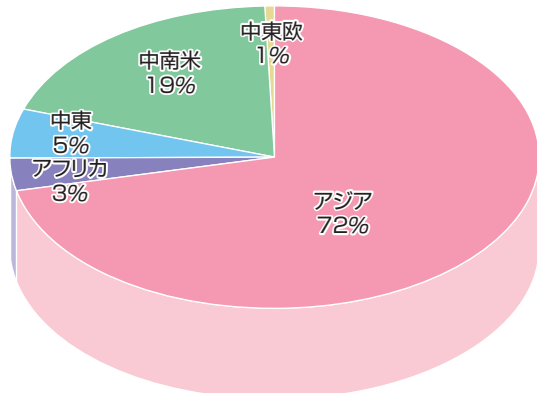
また、国際的なパートナーシップの強化のため、

注1：WHO and UNICEF, Meeting the MDG drinking water and sanitation target: the urban and rural challenge of the decade, 2006

注2：OECD-DACの統計による。

図表Ⅱ-13 水と衛生分野の地域別供与実績

2005年度



(E/Nベース、単位：百万円)

地域	有償資金協力	無償資金協力	計
アジア	137,422	6,760	144,182
アフリカ	—	6,994	6,994
中東	4,512	6,094	10,606
中南米	36,403	2,488	38,891
中東欧	—	1,180	1,180
合計	178,337	23,516	201,853

注：四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

日本は、日米水協力「きれいな水を人々へ」イニシアティブに基づき米国との連携を進めています。第4回世界水フォーラムの機会には、日米両国がセッション及び共同会見を共催し、同パートナーシップの進展と成果を発表しました。現在、インドネシア、インド、フィリピン、ジャマイカの4か国をパイロット国とし、日本の国際協力銀行（JBIC：Japan Bank for International Cooperation）による有償資金協力とUSAIDの投資保証を組み合わせ、地方上下水道インフラに民間資金を呼び込むための手法等について検討を進めています。フィリピンでは、「地方自治体上下水道事業協力（MWLFI：Municipal Water Loan Financing Initiative）」として、日米両国の資金協力を組み合わせた融資の第1号案件が2006年3月に実現しました。また、MWLFIの構築で得られた教訓も生かしつつ、より効率的かつ持続可能な方法で民間投資促進を行う新たな資金スキーム「フィリピン上下水道整備基金（PWRF：Philippine Water Revolving Fund）」の検討も進んでいます。

2005年度は、水と衛生分野で、無償資金協力約235億円、円借款約1,783億円を合わせた約2,019億円の協力を行いました。援助実績を目的別で見ると、飲料水・衛生への供与が最も多く、39.9%を占めており、次いで、植林8.6%、防災8.6%などとなっています。地域別では、アジアが71.4%と大半を占めており、次いで中南米19.2%、中東5.3%などとなっています。

具体的な案件例として、インドネシアの「スマラン総合水資源・洪水対策計画」への円借款の供与を決定しました。これは、雨期の洪水被害及び乾期の水不足を改善するため、治水・利水を長期的かつ総合的な視点から支援するもので、中部ジャワ州の州都スマラン市において、放水路・河川改修、排水整備及び多目的ダムの建設を行うものです。日本は、「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ（WASABI）」においても、水利用の持続可能性の追求のため、治水・利水をはじめ統合的に水を管理していくことを重視しており、このような総合的アプローチを推進していきます。

技術協力については、2005年は上下水道分野において147人の専門家を36か国に派遣したほか、96か国1,053人の研修員に研修を実施しました。この結果、日本水協力イニシアティブで目標（5年間で約1,000人）を発表した2003年度からの累計では、派遣した専門家477人、受け入れた研修生3,368人となりました。

(4) 農業・農村開発

貧困層の約7割が農村地域に居住し、生計を主に農業に依存しているという開発途上国の状況を踏まえると、貧困削減のためには農業・農村開発が不可欠です。MDGsは、「2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準の半数に減少させ

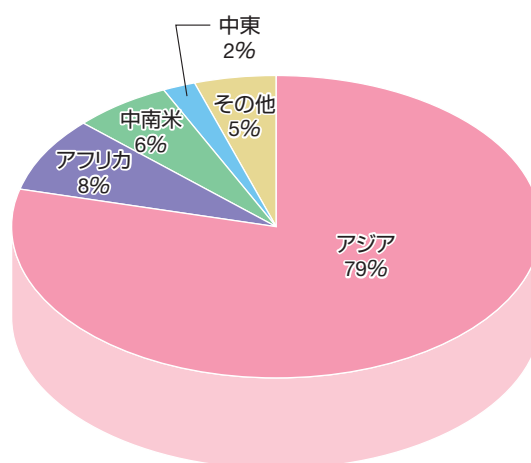
図表Ⅱ-14 農林水産分野の地域別供与実績

2005年

(E/Nベース、単位：億円)

地 域	技術協力	無償資金協力	有償資金協力	計
ア ジ ア	89.0	92.7	694.0	875.7
アフリカ	57.3	31.9	—	89.1
中 南 米	41.2	25.0	—	66.2
中 東	13.2	7.0	—	20.2
そ の 他	18.9	38.9	—	57.8
合 計	219.7	195.4	694.0	1109.1

注：四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。



る」など貧困削減及び飢餓の撲滅を主要目標に掲げています。特にアフリカ地域の状況は深刻で、サブ・サハラ・アフリカの人口の3分の1にあたる約2億人が飢餓に苦しんでいると言われております(注)。この問題を解決するためには、開発途上国が持続的に食料を供給できるような体制を整備することが必要です。

(イ) 農業生産向上に向けた支援

日本は食料不足に直面している開発途上国に対して、危機回避のための短期的な取組として食料援助を行うとともに、飢餓を含む食料問題を生み出している原因の除去及び予防の観点から、開発途上国の農業生産性の向上に向けた努力を中長期的に支援する取組も並行して進めています。具体的には、貧農・小規模農家の食糧生産の向上に向けた開発途上国の自助努力支援のための「貧困農民支援」、かんがい施設の整備や流通システム改善などに資する無償資金協力や円借款による支援、農業技術向上や農民組織の育成などのための研修員受入や専門家・青年海外協力隊の派遣による技術協力、さらにはNGOなどを通じた小規模かつコミュニティ・レベルで行われる活動に対する草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた支援など、様々な形態による支援を実施しています。こ

うした日本の農業分野における援助量は、世界的に見て高い水準にあります。OECD-DAC (Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee : 経済協力開発機構開発援助委員会) の統計によると、日本の2004年の農林水産分野における援助額はDAC加盟国中で最大であり、同分野における全援助額の約21%を占めています。

日本は、FAO、国際農業開発基金 (IFAD : International Fund for Agricultural Development)、国際農業研究協議グループ (CGIAR : Consultative Group on International Agricultural Research)、WFPなどの国際機関を通じた農業分野への支援も行っています。

(ロ) 具体的な取組

2005年度は、農業分野に関し、カンボジアやエジプトにおいてかんがい施設の改修など約24億円の無償資金協力を実施しました。また、パキスタン、ベトナムにおけるかんがい施設の改修や整備、インドにおける農地保全など約511億円の円借款を実施しています。

貧困農民支援では、日本から被援助国政府に資金供与をし、食料生産性の向上に必要な肥料や農機具の輸入を支援しています。このようにして調

注 出典：FAO日本事務所「サハラ以南アフリカの食料不足と農業・農村開発」(2003年9月)

達された肥料や農機具は国内で販売され、回収された内貨は見返り資金として、被援助国の貧困対策事業に活用されます。例えば、ケニアでは調達された肥料を現地NGOの協力を得て、別途調達した種子とともに農民に配布しました。また、スワジランドではトラクターの供与に際して、運転・維持管理に関する講習指導を行うなど、きめの細かい支援を行っています。

また、日本は、安定的な農業用水の確保及び効率的な水利用を図るため、低コスト・節水型の末端かんがい設備の整備手法を開発し、その維持管理を農民自身が行うことを目的とした、農民の組織化に対する支援を実施しています。2005年度は、タイ、ミャンマー、カンボジアなどをはじめとするアジアモンスーン地域の水田地帯において農民参加型水管理組織の育成、及び能力強化に係る技術協力を実施しました。同地域の水田地帯では日本が経験と知見を有する農民参加型水管理組織（土地改良区制度）を参考にハード、ソフト両面において持続的な農業・農村開発協力を貢献しています。なお、タイにおいては、既に日本の協力により土地改良区を参考にした農民水管理組織が設立され、農民主体の運営が開始されており、効率



農民による用水路の建設

(写真提供：(財)日本土木総合研究所)

的な水利用が図られています。

また、農村の開発計画の策定や末端用水路、農道などのインフラ整備に地域住民も参加する「村づくり協力」を国際機関と連携して進めています。具体的には、農民参加による土地や水利用に関する計画の策定、施設管理や農機具共同利用のための農民組織の設立・強化、必要資材をドナー側が提供することを前提とした農民の賦役による末端用水路や農道などの整備、施設の維持管理のためのストック・ファンドの創設といったハード及び

ソフト両面の取組を日本人の専門家が農民に対して直接支援しています。このような「村づくり協力」は、協力の効果が直接農民に届くだけでなく、地方政府や農民の自助努力を誘発・促進させる協力手法としてとても有用です。2005年度には、モンゴルにおいて村づくりの手法を活用しつつ、地方行政職員や農民等のキャパシティ・ビルディングの実施と合わせ、土壌劣化防止に資する土地利用営農及び農業農村開発のモデル計画を策定する調査を開始しています。

(八) ネリカ稲の開発・普及支援

アフリカの農業生産性を高めるための具体的な取組の一つに、ネリカ稲（NERICA：New Rice for Africa）の開発・普及に対する支援があります。日本は、ネリカ稲の開発拠点であるアフリカ稲センター（WARDA：West Africa Rice Development Association、CGIARの研究機関）の活動を支援しているほか、UNDPを通じて普及事業に対する支援を行っています。また、2004年6月よりウガンダにネリカ稲普及技術の専門家を1名派遣し、東アフリカにおけるネリカ稲の普及も進めています。その結果、ウガンダやギニア、コートジボワールで、ネリカ稲栽培面積が広がっているだけでなくその周辺諸国でもネリカ稲の栽培が始まっています。この他、ネリカ稲の効果的な普及を図ることを目的として設立されたARI（African Rice Initiative）の活動を支援するため、栽培および種子増殖に関する専門家を2005年3月よりアフリカ稲センターに2名派遣しています。今後とも日本は、ネリカ稲の普及を促進しアフリカ諸国の米の生産量を拡大するとともに流通を改善し、アフリカ地域の食料安全保障に貢献できるように国際機関、NGOなどと協力していきます。（ネリカ稲については35ページも参照してください。）

(二) 農業分野における砂漠化対策

砂漠化の問題は地球規模における重要課題として注目されており、農業分野においても砂漠化の問題に直面しています。雨水を利用し営農する天水農業地帯は、発展途上国に広く分布し世界の農用地面積の85%を占めていますが、急速な人口増加や貧困問題などによる家畜の過放牧及び過耕作により、農地の土壌が劣化し、砂漠化が進行しています。日本は1998年12月には砂漠化防止対処条約の締約国となり、開発途上国に対し積極的・効率的な支援を約束しています。こうした取組の中

で、砂漠化の進行状況の把握や原因分析、砂漠化の進行が著しい現地の実証圃場での試行を通じ、農業農村開発のための各種「技術マニュアル」の開発をしてきました。2005年度は住民参加型の総合的な農業農村開発を実施し砂漠化防止対策を進めるため、各種技術について、農民が技術の概要を理解し、実践手順を理解するための農民用技術マニュアルを開発するとともに、効率的に行政機関から農民に技術移転を行うために教育マニュアルの開発及び民間セクターを活用した推進体制について調査を行いました。今後、農業農村開発を通じた砂漠化防止対策に関する技術の持続的な活用や周辺地域への技術移転など広範囲にわたり効果が期待できます。

(ホ) 水産分野での取組

水産分野においては、漁港や魚市場などのインフラ整備、漁業訓練センターへの訓練機材などの供与、漁業・養殖業などに係る技術協力のほか、草の根・人間の安全保障無償資金協力により地域漁業団体を通じた零細漁民の生活向上のための支援などを実施しています。また、地域国際機関を通じた協力として、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC：Southeast Asian Fisheries Development Center）によるASEAN域内の小規模漁業・養殖業開発を支援しており、ASEAN各国から高い評価を得ています。

2. 持続的成長

貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加することにより生活の質も改善されることが不可欠であることから、日本は、開発途上国の持続的成長に向けた努力を積極的に支援していく方針です。

(1) 経済社会基盤（インフラ）への支援

日本は、貧困削減のためには、貧困層に直接影響を与えるような貧困対策や社会開発分野の支援のみならず、経済成長を通じた持続的成長が不可欠であると考えています。そのため、日本は開発途上国の発展の基盤となる経済社会基盤（インフラ）整備を重視しています。例えば、都市と農村地域との交流拡大、災害からの安全確保や海外との貿易・投資を促進するための道路、港湾、飛行場といった運輸、通信等のインフラ、教育、保健、安全な水、居住の場の確保、病院や学校等へのアクセス改善のための基礎社会サービスの拡充に資するインフラ整備、そして、農水産物市場や漁港、農道等地域経済の活性化を目指す小規模インフラの整備などを進めています。

2005年度のインフラ整備の実績は、運輸分野では円借款約1,942億円、無償資金協力約227億円の合わせて約2,169億円の援助を行いました。また、運輸分野等における約565億円の円借款に対して、本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）^(注)が適用されました。

インフラ整備に関する具体の案件例として、2005年度はベトナムに対する「ニャットン橋（日越友好橋）建設計画（I）」に対する支援をSTEP案件として実施しました。ベトナムでは近年の経済発展に伴い自動車交通量が増大していますが、ハノイ市内では道路整備の遅れにより慢性的な交通渋滞が発生し、経済活動を阻害しています。本事業は、ハノイ市の環状道路の全線完成に向け、紅河に架かる橋梁等を整備するもので、通過車両の迂回により市内中心部の交通渋滞が緩和されるとともに、市南部の既存市街地と北部の空港や新規開発地域が結ばれることにより北部地域の開発が促進されます。また、ハノイ市は2010年に遷都

注：2002年、日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進するために導入された、タイド円借款制度。

千年記念を迎えるため、本事業はハノイ市発展のモニュメント及び日越友好のシンボルとなることが期待されています。また、2005年度にラオスに対しては「ビエンチャン1号線整備計画(第1期)」に対する無償資金協力を実施しました。ビエンチャン1号線は、ラオスの首都ビエンチャン特別市における都市内道路網の骨格となる幹線道路であるばかりでなく、市中心部とラオスの2大玄関口であるワットアイ国際空港及びタイ国境のメコン河に架かる橋を結ぶ道路です。ラオスを訪れる外国人の約6割はこのメコン架橋から、1割強はワットアイ国際空港から入国しています。しかし、ビエンチャン1号線の道路状況は極めて悪く、路面の劣化進行と各種車両の通行の混在とが相まって、安全かつ円滑な交通の確保、社会経済活動や日常生活行動等に支障をきたしています。本件計画の結果、ビエンチャン1号線の道路改良及び道路排水施設整備を行い、安全な交通の確保、幹線道路としての機能向上、人及びモノの流通の改善、社会経済活動の活性化、排水機能向上による沿道の保健・衛生環境の改善等が期待されています。

インフラを開発途上国における適切な開発政策に基づき整備し、持続的に管理・運営するためには、それらに対応しうる人材の育成が不可欠です。技術協力による支援では、国土計画や都市計画の策定、建設した施設を維持管理・運営する技術者の育成、維持管理・運営に必要な機材供与及び開発調査など幅広い協力を行っています。

また、近年インフラ整備が貧困削減に果たす役割が注目を浴びており、国際機関や日本を含むドナーによるインフラ研究が活発に行われています。例えば、OECD-DACの下部機構である貧困削減ネットワークで2003年以来進められていたインフラ分野の議論では、ドナーが実践すべき「活用指針(ガイディング・プリンシプル)」を策定しました。この「活用指針」には、被援助国の開発計画の妥妥したインフラ支援計画の立案・実施や、貧困層のインフラ・サービスへのアクセス改善など、貧困削減のためのインフラ支援のための提言がまとめられています。また、2005年JBICは世界銀行、ADBと共同で東アジアにおけるインフラ整備についての研究成果として「東アジアのインフラ整備に向けた新たな取組」をまとめました。この報告書では、インフラ整備が東アジアの経済成長と貧困削減に果たした役割を評価し、今後のインフ

ラ・ニーズへの対応がまとめられています。さらに、日本とUNDPは、開発途上国の貧困削減におけるインフラの重要性について共同研究を行い、「日本・UNDPインフラ共同研究(Making Infrastructure Work for the Poor)」(注)として2006年3月に発表しました。この共同研究では、ザンビア、セネガル、バングラデシュ及びタイの4か国における小規模インフラ整備の経験を検証し、インフラ整備がいかに貧困削減と人間の安全保障に貢献できるかを実証しました。また、日本は2006年5月に東京で「開発経済に関する世界銀行年次会合(ABCDE会合)」を世界銀行と共同開催しました。この会合では「開発のためのインフラを考える」がテーマとされ、インフラ整備と経済成長や貧困問題に関する議論が行われました。日本からは、アジアにおける日本の経験に基づく研究成果を紹介し、各国の専門家によりインフラの開発に果たす役割が検証されました。

(2) 政策立案、制度整備

開発途上国の持続的成長のためには、経済社会基盤の整備とともに政策立案、制度整備や人づくりといった観点からの支援が必要です。ODA大綱では、開発途上国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築に対する支援は、日本のODAの重要政策であると位置付けています。ODA大綱を受け、ODA中期政策ではこれらの具体的な措置として、汚職の撲滅、法・制度の改革、行政の効率化・透明化、地方政府の行政能力の向上を支援する方針を定めています。

また、日本は、1996年のG7リヨン・サミットの際に「民主的発展のためのパートナーシップ(PDD: Partnership for Democratic Development)」を発表し、法制度、行政制度、公務員制度、警察制度などの各種制度づくり支援、選挙支援、市民社会の強化、女性の地位向上支援などの取組を強化しています(PDDの主な実施状況については、260ページを参照してください)。

■ガバナンス強化への支援

制度政策支援の一環として、日本は2006年3月、昨年引き続き、インドネシアに対し、開発政策借款(DPL: Development Policy Loan)を供与しました(世界銀行、アジア開発銀行との協調融

注: <http://www.undp.org/poverty/>

資：日本1億ドル、世界銀行4億ドル、ADB2億ドル)。開発政策借款はインドネシア政府によるマクロ経済の安定化、投資環境の改善、公共財政管理及び汚職撲滅等のガバナンスの分野における改革の推進及び貧困削減を支援するものです。

また、2005年6月、日本とアフリカ開発銀行(AfDB: African Development Bank)グループはアフリカ諸国の持続的成長のために、アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPISA for Africa: Enhanced Private Sector Assistance for Africa)を発表しました。EPISA for Africaは投資環境整備、金融セクター強化、経済・社会インフラ整備、中小零細企業支援、貿易・直接投資促進を主要5分野として、アフリカの民間セクター開発を包括的に支援することを目的としています(EPISA for Africaについては151ページを参照して下さい)。日本の支援の一例として、ノン・プロジェクト無償資金協力による民間セクターの開発があげられます。例えば、ガーナにおいては、2006年8月に供与が決定されたノン・プロジェクト無償資金協力の資金を、民間セクターからのニーズに基づいた設備・加工用原料等の輸入に充てており、この結果同国の民間企業の生産性の向上及び雇用機会創出の進展が期待されています。

この他にも、市場経済化・対外開放政策に取り組む中で各種法制度の整備が課題となっているベトナム、カンボジア、ラオスやウズベキスタンなどの諸国に対し、2004年度に引き続き、2005年度も民法、民事訴訟法などの法案起草・改正、立法化への支援及び法曹人材の育成のための法整備支援を実施しています。これらの支援の結果、ベトナムでは、改正民法、民事訴訟法及び破産法が国会で成立し、いずれも施行されています。また、カンボジアでも、民事訴訟法が2006年7月に国会で成立するなどの成果を挙げています。日本は、上記の取組とともに、法曹人材の育成も行っており、ベトナムの国家司法学院やカンボジアの司法官職養成校などを対象に支援を実施しています。

国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders)^(注)では、2005年10月から11月にかけて、汚職防止刑事司法支援研修を実施し、アジア



無線機を使用する様子(インドネシア国家警察改革支援プログラム)

を中心とする開発途上国15か国からの参加を得て、汚職の現状及び刑事司法上の対応に関する問題点と対策等の検討を行いました。

国内治安維持の要となる警察機関の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材育成に重点を置きつつ、施設整備や機材供与を組み合わせた支援を実施しています。日本は2001年から「インドネシア国家警察改革支援プログラム」として専門家の派遣や研修員の受入を行っています。インドネシアでは、2000年に国家警察が国軍から分離・独立し、市民警察としての定着を目指して組織の民主化が促進されています。こうした動きを支援するために、2005年6月までに合計94人の研修生を受け入れており、研修参加者は日本の警察の事件捜査等に対する姿勢や鑑識技術等を学びました。このほか無償資金協力により、無線機器や薬物簡易鑑定試薬などを供与しており、無線通信網の整備により市民からの通報に迅速な対応が可能となったり、物証に基づく薬物捜査技術が向上するなど、市民の安全に貢献する支援を行っています。

また、ブラジルに対しては、引き続き交番制度の技術移転を行っています。具体的には、同国政府からの要請に基づき、短期派遣専門家や研修員の受入れなどを行っています。2005年1月からは、これまでの経験を生かし、交番制度の運用を向上させ、中南米地域における交番制度の技術移転のモデルとするため、「ブラジル地域警察活動プロジェクト」を開始しました。2005年中には20名の研修員受入を行い、警察署や交番での日本警察の地

注：1962年、国連と日本との協定に基づき、アジア・太平洋地域の国々の刑事司法行政の健全な発展と相互協力の推進を目的に開設された国連の地域研修所で、同研修所の運営は法務省が担当し、その事業はすべて日本の費用負担により実施。

域活動の様子を紹介しました。

海上における治安の維持及び安全の確保という観点から、様々な取組を行っている東南アジア諸国に対して、制度づくり、人材育成を中心に支援しています。フィリピンでは、1998年に海上保安機関が海軍から独立しており、日本は同機関に対して、犯罪取締りや海難救助などの技術力向上、将来の体制整備に欠かせない人材育成の面における研修教育カリキュラムの策定、講師の育成等積極的な支援を行っています。マレーシアについては2005年11月30日に正式に運用が開始された海上法執行機関である「マレーシア海上法令執行庁」に対し、創設準備段階から、専門家を派遣し全体的なアドバイスを行っています。インドネシアにおいては、より効率的な業務遂行を目指し、日本からのアドバイスの下、省庁横断的な調整機能を有する「海上治安調整機構」を立ち上げるための検討が進められています。



マレーシア海上法令執行庁設立式典

(写真提供：海上保安庁)

さらに、適正な政治プロセスの確保のため、中央アジアに位置するキルギスに対し、2005年度、大統領選挙支援のため講師を派遣し、政治資金の運用や公正かつ適正な選挙管理を目的としたセミナーを開催しました。また、平和の定着に向け国づくりに取り組んでいるイラクについては、イラク独立選挙委員会メンバーを日本に招へいし、選挙管理の基礎的知識の習得を目的とした研修を実施しました。

(3) 人づくり

「国づくりは人づくりからはじまる」と言われますが、人づくりへの支援は日本の援助の重要な柱の一つです。人づくりへの支援は、開発途上国の発展に直接寄与する人材育成のみならず、「人」と「人」との交流を通じた相互理解の促進や、開発途上国の将来を担う青少年を含む各界指導者との人間関係の構築を通じて、二国間関係の増進にも大きな役割を果たします。また、日本の基本理念である開発途上国のオーナーシップを強化する上でも極めて重要な要素です。

開発を担う人材の育成のためには、初等教育のみならず、高等教育、職業訓練、行政など実務の研修など様々な分野での支援を進めることが必要です。日本の人材育成への支援は、留学生受入、高等教育機関の能力・機能向上、行政実務者の能力向上支援、職業能力開発・向上支援、労働安全衛生、産業競争力向上への支援などの技術協力を中心に進められています。また、人材育成に際しては、より低コストで質の高い支援が実施できるようITを積極的に活用しています^(注1)。

日本は、「留学生受入れ10万人計画」^(注2)に基づき、国費留学生受入の計画的整備、私費留学生などへの援助、留学生相互交流の推進、留学生に対する教育・研究指導の充実など、各種の留学生施策を推進してきました。2003年5月に10万人受け入れるという目標は達成され、2005年5月までの留学生受入総数は、12万1,812人となっています。今後は2003年12月の中央教育審議会の答申を踏まえて、留学生の受入・派遣の両面での一層の交流推進を図るとともに、併せて留学生の質を確保し向上させる施策に積極的に取り組んでいきます。

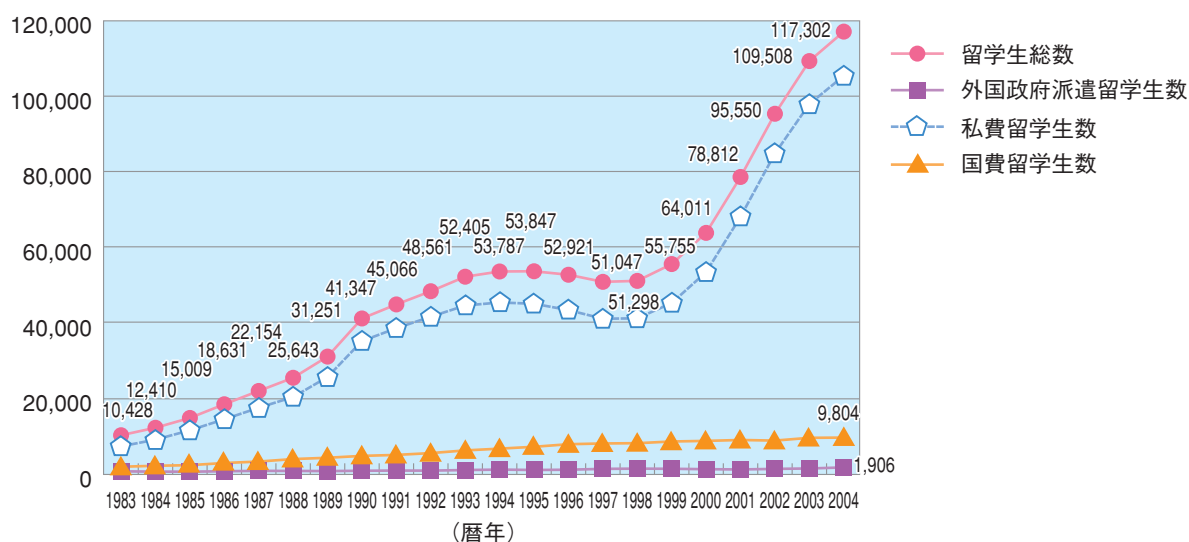
また、留学生受入などの人材育成には、無償資金協力では「留学生支援無償」、円借款ではいわゆる「留学生借款」などを通じて開発途上国の人材育成のための留学生派遣事業に資金供与を行っています。

高等教育分野での支援としては、開発途上国の大学などの高等教育施設の整備、運営管理向上支援、研修能力向上、産業界との連携強化、一国を超えた地域内の高等教育機関のネットワーク化などを実施しています。例えば、国際協力機構(JICA: Japan International Cooperation Agency)

注1: ITの活用により、遠隔研修などを行い、コストの削減を図っている。

注2: 21世紀初頭における10万人の留学生受入を目指すことを内容とする、1983年8月及び1984年6月の有識者からの提言。

図表Ⅱ-15 留学生数の推移（2005年5月現在）



注：外国政府派遣留学生は、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、アラブ首長国連邦、クウェート、ウズベキスタン、ラオス、ベトナム、カンボジア、モンゴル、ミャンマー、中国、バングラデシュ及び大韓民国の各国政府派遣留学生である。

が支援を行ってきたケニアのジョモケニヤッタ農工大学構内に社会・経済開発と貧困削減に資する人材育成分野の指導的機関となることを目的として「アフリカ人づくり拠点（AICAD：African Institute for Capacity Development）」を立ち上げ、「研究開発」、「研修普及」、「情報発信」の3機能を中心とした活動を行っています。AICADは既に第2フェーズに入り、ケニアを中心にタンザニア、ウガンダの3か国にまたがる人材育成の拠点として、情報共有のためのリソースセンターを設立、また研究開発支援のための運営システムを確立するなど人づくり拠点としての機能を整備しつつあります。また、インドネシアのスバラヤ工科大学やガジャマダ大学において、近年、開発途上国でもニーズの高いIT分野の研究能力の向上や産学官連携の促進を目標とした技術協力プロジェクトの開始準備を進めています。

技術教育・職業訓練分野における支援としては、職業訓練の質の向上や労働市場ニーズに適した訓練の実施を目的とした協力を行っており、2005年度はスリランカ、エクアドル、トルコ、セネガル、パラグアイなどで技術協力プロジェクトを実施しました。また、アフガニスタン、エリトリアなどの紛争後の国々における除隊兵士を対象とした職業訓練についても協力しています（エリトリアの

事例についてはコラムⅡ-9（131ページ）を参照してください）。

人材育成を通じた協力の一分野として、産業競争力向上への支援があります。同分野では、中小企業の産業振興や鉱物資源開発に関する協力を実施しており、近年は産業基盤制度整備や生産性向上などの管理技術、さらに工業化に伴う環境・エネルギー関連の協力にまで及んでいます。この他にも、貿易投資関連では、日本貿易振興機構（JETRO：Japan External Trade Organization）や海外技術者研修協会（AOTS：Association for Overseas Technical Scholarship）などを通じた、各分野の専門家派遣や研修員受入、セミナーの開催などを実施したり、知的財産権保護や基準・認証、物流効率化、環境・省エネルギー、産業人材育成などの制度整備に向けた人づくりも支援しています。

労働安全衛生分野では、マレーシアにおいて「労働安全衛生能力向上計画プロジェクト」を実施し、人材育成と必要な施設の整備を行い、マレーシアにおける作業環境、人間工学、健康管理等の幅広い分野において貢献しました。その他に、労働分野における支援としては、アジア開発途上国の企業に対する人事・労務管理の改善や能力向上を目的としたものを行っており、2005年度はアジ

ア諸国からの人事・労務管理担当者の中堅幹部や中国及びモンゴルから職場指導者を招へいして研修を実施しました。

また、開発途上国の市場経済化への改革努力に対する支援策の一環として、経済実務に携わる人づくりを主な目的とした「人材開発センター（日本センター）」^(注1)を各国に設立しています。これまでにラオス、カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、ベトナム、モンゴルに設立され、2006年2月にはカンボジアにおいて日本センターが開所されました。現在では、7か国において日本センターが設立されており、今後はミャンマーでも開所を予定しています。現在、「人材開発センター」ではASEAN加盟国間格差の解消を目的として、ASEAN後発加盟国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）における人材育成分野の基盤整備の支援及び、ASEAN後発加盟国とそれ以外のASEAN諸国との間の人材育成に係る技術協力の促進を行う「日・ASEAN人材養成協力事業」を実施しています。2005年度は、日本とタイにおいて障害者の職業能力開発及び雇用促進をテーマに研修を実施しました。研修を通じ、障害者の職業訓練や企業の障害者の雇用率の上昇を目指し、各国



カンボジアの日本センター

(写真提供：JICA)

において取り組んでいくことが期待されます。

その他、アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の充実を図ることを目的に文化遺産保護に関わる情報の収集と発信、文化遺産の保護に

資する研修等も行っています。

(4) IT ^(注2)

近年目覚ましい発展を遂げているITの普及は、産業の高度化、経済の生産性の向上などを通じて持続的な経済成長の実現に寄与します。またITの積極的な活用は、政府の情報公開の促進や、メディア支援を通じた民主化の土台となるガバナンス改善、利便性・サービスの向上による市民社会の強化といった面でも重要な意義を持っています。反面、ITを活用可能な人々とそうでない人々との格差が顕在化してきました。この情報格差（デジタル・ディバイド）は、先進国・開発途上国間の経済的格差を一層増幅させ、国際社会の安定を揺るがしかねない問題です。近年、その格差の解消を図ることが極めて重要な課題となっています。

日本は、2000年7月の九州・沖縄サミットにおいて「国際的な情報格差問題に対する我が国の包括的協力策について」を発表しました。日本政府は、この協力策において、発表後5年間で合わせて150億ドル程度を目途に非ODA及びODAの公的資金による協力を進めることを表明しています。なお、ITは基本的に民間主導で発展する分野です。従って、上記協力策の大部分は民間ベースのプロジェクトを支援するJBICによる投資金融や輸出金融、アンタイド・ローンなどの非ODAによる協力が中心になります。一方、ODAによる協力は、開発途上国におけるインフラ構築や人材育成など、民間ベースになじまない分野に関する協力を充てることとしています。こうした考えのもと、日本は、(1) 制度・政策づくりへの知的貢献、(2) 人づくり、(3) 情報通信基盤の整備・ネットワーク化支援、(4) 援助におけるIT利用の促進、の4つを柱として、非ODAも含んだ公的資金による協力を進めています。

日本は高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、2001年、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」を設置しました。そこでは、国内のIT分野だけでなく、アジア各国のIT分野の発展にも取り組んでいます。

注1：(1) 市場経済体制へ移行するための経済実務人材の育成、(2) 日本語学習、(3) 日本文化の紹介などによる相互理解の促進、の3つを主要事業としているセンター。

注2：ITとは、「情報通信技術」を英訳した「Information and Communication Technology」の略語である。国際的には、略語としても「ICT」が一般的に用いられており、ODA大綱においても「ICT」標記を行っているが、本文においては日本で一般的に用いられている「IT」標記で統一した。

日本は、2003年3月にアジアにおけるブロードバンド環境の整備に向けた行動計画として、「アジア・ブロードバンド計画」を策定し、2006年8月には、計画の改定を行いアプリケーションや人材育成分野における協力を重点事項としました。本計画は、2010年を目標年次とし、アジアのすべての人々がブロードバンドにアクセスできることなど、7つの事項の実現を通じて、アジアが世界の情報拠点となることを目指したものです。日本は、本計画の推進に向け、これまでにタイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、カンボジア、フィリピン、中国、インドとの間で二国間の、中国・韓国との間で多国間の協力を行うことを合意しています。これらの合意に沿って各国との政策対話を実施し、相手国の要望などの把握に努め、積極的に各地域の状況に応じた取組を行っています。本計画に基づき、ベトナム、イラク、カンボジアにおいてインフラ整備の支援、光ファイバーなどを利用したブロードバンドネットワークを用いたアジア諸国との共同実験などの技術開発やアプリケーションの普及、さらに技術協力プロジェクトや研修・セミナーの開催、アジア各国政府や国際機関への専門家派遣などによるIT分野の人材育成を重点的に取り組んでいます。

さらに、2003年7月に第19回IT戦略本部で決定されたe-Japan II戦略において、「アジアITイニシアティブ (AITI: Asia IT Initiative)」が提起されました。本イニシアティブの枠組みの下で、日本はアジア諸国のIT人材育成プログラムに対する各種支援を実施しています。

具体的には、ベトナムに対して、円借款案件である「高等教育支援計画 (ITセクター)」等により、IT人材育成に必要な機材の供与、あるいは日本への留学生受入れ及び現地の大学における高度なIT教育のための専門家を派遣するなどの支援を行っています。このほか、フィリピンに対してはIT人材育成プロジェクトによる支援を行っています。

また、2004年9月に第27回IT戦略本部で「アジアを中心としたIT国際政策の基本的考え方」が決定されました。これに基づき、ODAの要請から実施までの期間短縮のための標準処理期間の設定、調達における一括発注、本邦技術活用条件制度における「本邦資機材」の対象範囲の明確化、協力対象となるシステム立ち上げ経費の定義の明確化といったIT分野におけるODAの制度及び運用の改善を図りました。なお、日本はアジアを中心とした経済協力をIT国際政策上重要なものと位置づけています。一方、アジア諸国にとって、日本との

協力により自国のIT人材を育成、ビジネスを拡大し、経済発展を図ることは大きな利益となり得ます。日本はこうしたアジア諸国と相互に利益となる関係を構築できるように、ODA関連の各種援助手法を組み合わせた総合的なIT人材育成プログラムを推進しています。さらに2005年2月に第29回IT戦略本部で決定された「IT政策パッケージ-2005」においては、アジアを中心としたIT国際政策に係る重点施策を策定し、公的資金の活用といった政府の支援において重点化を図るなど、十分配慮することとしています。

日本は、今後も、産学官の連携のもとに、アジア各国の政府や国際機関とも協調体制をとりつつ、IT分野の取組を積極的に行っていくこととしています。

(5) 貿易・投資の円滑化

開発途上国の持続的な経済成長のためには、民間セクターの主導的な役割が鍵となることから、貿易・投資を含む民間セクターの活動を促進、活性化することが重要です。しかし、民間セクターを呼び込むための投資環境整備において、開発途上国政府が実行しなければならない政策は膨大であり、多くの貧しい国にとっては自力での対処が困難です。そのため、他国あるいは様々な国際的枠組みによる支援が必要となります。日本はODA、OOF (Other Official Flows: ODA以外の公的資金) などを活用して、こうした開発途上国の投資環境整備のために、インフラ整備、制度構築、人材育成などの支援を行っています。

例えば、2003年度に円借款を供与したインドネシアの西部ジャワ地区最大のタンジュンプリオク港の改修工事に引き続き、2005年度は、同港への



タンジュンプリオク港

(写真提供: JBIC)

アクセス改善を図るための「タンジュンプリオク港アクセス道路建設計画」に対し、2004年度に続き2度目の円借款の供与を行いました。同港は地域経済に必要な原材料・製品の国際的な玄関口となっており、同事業が物流の改善を通じてインドネシアの経済活性化に貢献することが期待されています。

このほか、2006年3月には、カンボジア唯一の国際港であるシハヌークビル港に隣接する区域を経済特別区として整備する「シハヌークビル港経済特別区開発計画」に対して、本計画を進めるためのコンサルティング・サービスのための円借款を供与することを決定しました。日本が行ってきたシハヌークビル港の改修・拡張計画に引き続き、経済特別区を整備することは、カンボジアに対する海外直接投資の導入を促進し、貿易を拡大させることとなります。これら一連のプロジェクトにより、カンボジアの民間セクターの活動を活性化するとともに、持続的な経済成長を図ることが期待されています。



シハヌークビル港

(写真提供：JBIC)

海外からの直接投資と並んで、貿易は開発途上国の発展に重要な意義を有します。多角的貿易体制の維持・強化のための国際機関として、WTOがあり、今次ドーハ・ラウンドでは、開発途上国の貿易を通じた経済成長と貧困削減が中核的テーマになっています。2006年11月現在、WTOの加盟国は149か国あり、そのうち約4分の3が開発途上国です。そして、それら開発途上国のうち32か国はLDCです。そのため、加盟国間で貿易量や国民総所得（GNI：Gross National Income）など経済状況は大きく異なり、WTO協定という一つのルールに基づいて貿易をするためには様々な調整が必要になります。このため、WTOは開発途上国の

WTO協定履行・交渉参加能力向上のために技術協力計画を策定し、WTOの各分野に関する地域セミナーや専門家派遣などを実施しています。日本は2001年のドーハ・ラウンド開始以降、技術協力計画実施のための基金であるドーハ開発アジェンダ・グローバル・トラスト・ファンドに約3億8,000万円を拠出してきました。また、二国間の支援としてWTO協定関連を始めとする貿易関連技術支援／キャパシティ・ビルディングを年間約1,200件実施しています。

今次ラウンドでは、2003年9月にメキシコのカンクンで、2005年12月に香港でそれぞれ閣僚会議が開催されましたが、いずれの閣僚会議においても交渉は合意に至りませんでした。WTO加盟各国は2006年末のラウンド交渉妥結に向けて努力を重ねていましたが、2006年7月末にジュネーブで開催されたG6閣僚会合の結果を受け、いったん交渉が中断されました。

日本は、従来から、経済成長を通じた開発途上国の貧困削減を主張しています。そして、貿易が開発途上国の発展に果たす役割は非常に大きく、貿易の促進を通じて開発途上国の開発を支援することの重要性を訴えてきました。そのため、交渉が中断することは、多角的貿易体制を貿易政策の根幹と捉え、その発展強化のために今次ラウンドの早期妥結を目指して積極的に貢献してきている日本にとっても、また、LDCを始めとする開発途上国にとっても、大きな影響を与えるものと思われます。

現在、さまざまな国際フォーラムにおいて、「貿易のための援助（Aid For Trade）」に関する議論が活発化していますが、日本はその一環として、2005年12月の香港閣僚会議を前に「開発イニシアティブ」を発表しました。「開発イニシアティブ」は、貿易の促進を通じて開発途上国の開発に資することを目的とした包括的支援パッケージで、貿易を構成する「生産」、「流通・販売」、「購入」の各局面で、LDC製品の市場アクセスの原則無税無枠化やODAを通じた様々な支援を組み合わせ、総合的かつきめ細やかな支援を行うものです（開発イニシアティブについては囲みI-1（24ページ）を参照してください）。日本はラウンド交渉の中断に関わりなく、「開発イニシアティブ」をはじめとする開発途上国の貿易振興に貢献していきます。

開発途上国の市場アクセスの改善に関しては、特に開発途上国の製品の輸入時において一般の関税率よりも低い税率を適用する一般特惠関税制度（GSP：Generalized System of Preferences）によ



WTO香港閣僚会議

る開発途上国の輸出能力・競争力の向上が、国際的に重視されています。とりわけLDCに対する無税無枠の市場アクセスの推進は、WTOにおける貿易交渉のみならず、MDGsやLDC行動計画（Programme of Action for the Least Developed Countries for the Decade 2001-2010）をはじめ、国連の場においても取り上げられています。

日本は、1970年の国連貿易開発会議（UNCTAD：United Nations Conference on Trade and Development）における国際合意に基づき、1971年からGSPの拡充に努めてきました。DDA（Doha Development Agenda：ドーハ開発アジェンダ）開始以降の取組として、2003年4月より、LDC以外の開発途上国に対しては約120品目の特惠対象品目の拡大、LDCに対しては、農水産品約200品目を無税無枠措置の対象品目に追加しました。この結果、LDC産品の輸入に関しては、金額ベースで約93%が無税無枠化されることとなりました。特に、全世界のLDC50か国の6割以上を占めるアフリカのLDCに限ってみると、無税無枠対象品目の輸入額が約99%^{（注）}を占める結果となっており、これら諸国の市場アクセスの確保に貢献しています。今後も、「開発イニシアティブ」の中で表明したLDC産品に対する市場アクセスの原則無税無枠化を着実に実施し、LDC産品の市場アクセスの更なる拡大を支援していきます。

さらに、近年、日本が積極的に推進している経済連携の取組には、貿易・投資の自由化に加え、

経済制度の調和を進めることにより、人、モノ、カネ、情報の国境を越えた流れを円滑化し、関係国全体の成長に資するという重要な意義があります。そこで、中期政策では、日本が経済連携を推進している東アジア地域をはじめとする各国・地域に対し、その効果を一層引き出すために、ODAを戦略的に活用し、貿易・投資環境や経済基盤の整備を支援していくこととしています。（詳細は18ページを参照してください）

具体的には、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材育成支援、知的財産保護や競争政策などの分野における国内法制度構築支援、税関、入国管理関連の執行改善・能力強化支援、IT、科学技術、中小企業、エネルギー、農業、観光、環境といった分野の支援など、様々な分野における協力を行っています。

日本は今後も、二国間支援や国際機関との協力を通じ、ODA政策と貿易政策の一貫性を確保し、貿易と開発の総合的な観点から開発途上国の多角的貿易体制への参画及び経済連携の強化を通じた貧困削減・持続的成長に積極的に協力していきます。

(6) ODA以外の公的資金（OOF）及び民間部門との連携

世界全体の開発途上国への資金の流れを見ると、2004年にはODAが全資金流入量の24.6%（DAC統計：暫定値）を占めているのに対し、OOFや民間

注：基本税率が無税化される原油及び一部シーリングが適用されている精製銅についても、2005年度末をもって廃止されたため、無税無枠対象品目として算出。

資金といったODA以外の資金は全体の4分の3を占めています。このような資金の流れからもわかるように、開発のためには、ODAとともにODA以外の公的資金（OOF）、民間資金との連携が重要です。特に、東アジア地域をはじめとした、インフラ整備・維持管理に必要な、膨大な資金需要に対しては、開発途上国政府の財政資金や、援助国からの公的資金だけでは十分対応できません。従って、民間資金などとの適切な役割分担のもとで、官民協力によるインフラ整備を促進していくことが一層求められています。実際に、経済社会インフラの整備に関しては、最近では開発途上国でも民間部門の資金・技術やイニシアティブを活用したインフラ整備の取組もなされてきています。

しかしながら、民間企業の開発途上国における事業展開には外貨交換や送金に対する規制があったり、法制度変更、戦争・内乱・政治不安などといったリスクが伴ったりします。そのため、開発途上国で事業展開するにあたっては民間金融機関による融資を受けにくく、積極的な事業展開を図りにくい面があります。このような困難を取り除くために、JBICや日本貿易保険（NEXI：Nippon Export and Investment Insurance）、ADB、世界銀行グループ^{（注1）}のような公的機関は、保険を引き受けたり、民間金融機関と協調しつつ巨額の協調融資を行ったりして、日本企業の開発途上国への事業展開を支援しています。

また、OOFの活用は、日本企業の海外事業展開を支援するとともに、融資の受入国では経済成長のためのインフラの整備が行われるという利点もあります。特にBOT（Build, Operate and Transfer-scheme）方式^{（注2）}で実施されるプロジェクトは、プロジェクトの成果物が最終的に受入国のものとなります。従って、受入国のその後の経済発展につながるインフラ整備に資することとなり、民間資金の流入を促す役割を果たします。

開発途上国への民間投資を促進する上で、官民のパートナーシップ（PPP：Public Private Partnership）を強化することは重要です。このような観点から、日本はODAによる取組に加えて、公的機関が民間企業の対外投資のリスクを軽減す

る投資金融や投資保証・保険などの公的資金を提供することにより、日本から開発途上国への投資を後押ししています。そのような取組の例として、JBICの投資金融、保証、事業開発等金融、及びNEXIの海外投資保険、海外事業資金貸付保険などが挙げられます。

日本は、2005年度には、5月のルーラ・ブラジル大統領訪日の際に合意された「日伯経済関係再活性化のための共同プログラム」に基づき、ブラジルの鉄鉱石増産に係わる輸送インフラ改修・増強プロジェクトに対する融資を実施しました。このプロジェクトは、ブラジルの鉄鉱石メーカーが保有・運営する鉄道及び港湾設備の改修・増強に必要な資金を供与するものです。資金は日本の民間銀行3行の協調融資であり、これらの民間銀行の融資に対してJBICが保証を供与しました。日本は鉄鉱石のほぼ全量を輸入に依存しており、鉄鉱石の需給が世界的に逼迫している昨今、鉄鉱石の安定供給は喫緊の課題となっています。本融資による輸送インフラ整備を通じて供給量の増大が図られることにより、国際社会における鉄鉱石の安定的な供給の確保につながります。

また、インドネシアにおいては、経済発展に伴う将来の電力需給逼迫に対応するため、公的資金を活用した電力インフラ開発に加え、民間資金の導入による電源開発を促進し、包括的な電力セクター改革に乗り出しています。日本は同国に対して、電力セクター改革支援と各種金融ツールを活用した電源開発支援といった、ソフトとハードの両面にわたる包括的な支援を行っています。具体的には、世界銀行、ADBと連携し、電力セクター改革に対する包括的な提言を行うとともに、他国の公的輸出信用機関などと協調して、民間部門による発電プロジェクトの形成において主導的な役割を果たしています。

また、2004年度、日本は「アジア電力タスクフォース」において、民間資金によるインフラ整備の推進、公的資金との連携について検討を行いました。同様の議論で、今後のアジアでのインフラ需要が見込まれる他の分野についても、「アジア官民パートナーシップ研究会」において検討を行い

注1：国際復興開発銀行（IBRD：International Bank for Reconstruction and Development）、国際開発協会（IDA：International Development Association）、国際金融公社（IFC：International Finance Corporation）、投資紛争解決国際センター（ICSID：International Centre for Settlement of Investment Disputes）、多数国間投資保証機関（MIGA：Multilateral Investment Guarantee Agency）をあわせて世界銀行グループと称する。それぞれの機関間は世銀総裁の指揮・総括の下で業務を遂行している。

注2：民間企業がプロジェクトを建設、運営し、事業期間終了後、ホスト国にそのプロジェクトを譲渡する方式。

ました。このほか、2005年7月公表の「産業構造審議会貿易経済協力分科会経済協力小委員会」中間取りまとめにおいても、PPPの推進が提言されました。それを受けて、2006年1月、60以上の民間企業、関係団体からなる「アジアPPP推進協議会」が設立され、電力、都市交通、上下水道、IT・公共サービス等の分野で日本の技術や知識を活用し、アジアを中心とする開発途上国のインフラを整備できるように積極的に取り組むことが期待されます。

また、ODAにおける民間部門との連携を強化する動きも進められています。JICAでは、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトに対し、民間の活力、創意、ノウハウをより一層生かせるように「提案型技術協力プロジェクト」^(注)を実施しています。2005年度は、スリランカの「トリンコマリー県住民参加型農業農村復興開発計画」、バングラデシュの「持続的砒素汚染対策プロジェクト」、メキシコの「チアパス州都市部スラム地域における女性の生活向上プロジェクト」が新たに開始されました。この他、民間団体に事業を委託する「業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト」においては、新規に56件（2004年度は22件）を契約して、民間の活力を積極的に活用しています。こうした業務実施契約に基づく技術協力プロジェクトには、NGOや大学へ委託するケースも見られるようになり、多様な団体のノウハウの活用が進んでいます。

また、円借款においても、大学や産業界といった民間部門との連携が進んでいます。マレーシア



チアパス州での女性の職業訓練

(写真提供：JICA)

の高等教育借款基金計画（Ⅲ）は、現地の日系企業等、民間部門で活躍する人材の育成を目的としており、本事業の現地教育プログラムのカリキュラム開発及び実施は日本の大学からの協力を得て行っています。そして、マレーシア産業界と連携し、産業界のニーズに合った人材を育成することにより、本事業による人材育成支援の効果向上を図る予定です。

JBICは、開発途上国で多様化する支援ニーズをきめ細かく捉えるため、2001年度より提案型、発掘型案件形成調査を導入しています。提案型は、日本国内の団体などからの提案に基づき、円借款事業に役立つ知見や情報の蓄積を図るものです。これに対し発掘型は、同じく提案に基づき、将来の具体的な案件を発掘・形成することが目的です。2005年度には、提案型についてはスリランカの「NGOによる女性の自立支援」など16件、発掘型についてはブラジルの「バイオ燃料促進プログラム」など10件実施しました。

(7) 債務問題への取組

開発途上国の持続的成長を妨げる大きな問題のひとつに、債務問題があります。債務として受け入れた資金を有効に利用し、将来的に成長が実現するなど、返済能力が確保される限りにおいては、債務は問題になりません。しかし、返済能力が乏しく過剰に債務を抱える場合には、開発途上国の持続的成長の阻害要因となる可能性があります。多くの開発途上国は開発資金を確保するために対外借入を行ってきましたが、1970年代のオイル・ショックや一次産品価格の下落を背景に、国際収支が悪化し、自国の経済状況に照らし、維持できないほどの債務を抱えることになった国が多数生じました。

債務の問題は、債務国自身が主体的に債務の管理を行いつつ、改革努力などを通じて自ら解決しなければならない問題です。しかし、過大な債務が開発途上国の発展の足かせになってしまうことも避けなければなりません。日本としては、債務国自身の努力により中長期的な成長が達成され、債務返済能力が回復することが必要であるとの立場を基本としながら、国際的な枠組みの中で債務問題に取り組んでいきます。

注：開発途上国政府の要請書に基づく公示に対する民間の提案に基づき、当該団体に実施を委託するタイプと、開発途上国の開発課題に対する民間の提案に基づき、当該団体にプロジェクトの形成から実施までを一括して委託するタイプがある。

具体的には、日本は、パリクラブにおける債務救済措置に協力しています。パリクラブにおける債務救済の方法は、従来は債務の繰延（リスケジューリング）^{（注1）}で対応することが一般的でしたが、1980年代後半以降、債務免除措置もとられるようになりました。また、従来、国際金融機関の債務は救済の対象とされていませんでしたが、1996年のリヨン・サミットの際に「HIPCイニシアティブ」^{（注2）}が合意され、国際金融機関や商業債権者も包含し、HIPC諸国の債務を持続可能なレベルまで低減することを目的とした債務免除措置がとられるようになりました。

2004年のシーアイランド・サミットで発出された「最貧国の債務持続性」^{（注3）}声明では、主要先進国がHIPCイニシアティブの完全な実施と、最貧国の債務持続性確保に取り組んでいくことを再確認しました。

また、G8は、2005年イギリスで開催された6月の財務大臣会合及び7月のグレンイーグルズ・サミットにおいて、HIPC諸国が国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）、国際開発協会（IDA：International Development Association）及びアフリカ開発基金（AfDF：African Development Fund）に対して抱える債務を100%削減するとの提案に合意しました。

最貧国の債務問題について、日本は、拡大HIPCイニシアティブの適用が決定されている29か国に対して、G7各国が貢献した債務救済措置（債務免除方式）（約259億ドル）の約5分の1にあたる約54億ドルの貢献をしています。これは、同イニシアティブにおける最大級の貢献です。日本は、今後とも同イニシアティブを迅速かつ着実に実施に移していきます。

日本は従来、債務救済のために無償資金協力（債務救済無償）を実施し、円借款債務の救済を行ってきましたが、債務問題のより早期の解決、債務国の負担の軽減、ODAの透明性及び効率性の観点から、2003年度より、旧来の債務救済無償の対

象国に対しては、円借款債務の免除という形で債務救済を実施することとしました。2005年度には、日本は拡大HIPCイニシアティブに基づき、4か国に対して合計約1,395億円（マダガスカル約175億円、ホンジュラス約465億円、ザンビア約740億円、ルワンダ約15億円）の円借款債務を免除しました。また、付保商業債権^{（注4）}についても債務免除の実施を開始しました（ボリビア約74億円）。これにより、2005年度の公的債務免除の総額は約1,469億円となり、2003年度から開始した債務の免除は総額約6,038億円に上りました。日本としては、債務免除が債務国の貧困削減を含む社会経済開発に資するよう国際社会と協調して貧困削減戦略文書（PRSP：Poverty Reduction Strategy Paper）のもとでモニタリングを行うこととしています。

HIPC以外の低所得国や中所得国（以下「非HIPC諸国」）についても、重い債務を負っている国があり、これらの負担が中長期的な安定的発展の足かせとならないように適切に対応していく必要があります。非HIPC諸国が抱える債務問題については、エビアン・アプローチ^{（注5）}のもと、非HIPC諸国を対象に、従来以上に債務国の債務持続性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置が個別に検討されています。非HIPC諸国に対し、パリクラブの合意に基づき、日本は、2005年5月にセルビア・モンテネグロ、同9月にドミニカ共和国、キルギス、同11月にイラク、同12月にガボン、さらに2006年2月にナイジェリア、同3月にケニアに対して債務救済を行いました。

さらに日本を含むパリクラブ債権国は、2004年12月のスマトラ島沖大規模地震・インド洋津波の被災国に対して、復興支援を十分に行うことができるよう、債務支払いの猶予を実施するなど各国の状況に応じた債務の問題の解決に協力しています。その結果、日本は2005年10月にインドネシア、同12月にスリランカとの間で債務の支払猶予に関する合意を締結しました。

注1：債務の繰延とは、債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払いの負担を軽減するために、一定期間債務の支払いを延期する措置。

注2：HIPCイニシアティブは、1999年のケルン・サミットにおいてG7が二国間ODA債権の100%削減など、さらなる債務救済措置につき合意し、拡大HIPCイニシアティブ（ケルン債務イニシアティブ）となった。

注3：債務持続性とは、開発途上国の債務の支払い能力の程度を示すものであり、当該国の輸出に債務が占める割合などにより判定される。

注4：日本の企業とある国の企業との間における貿易等の対外取引において生ずる、通常の保険によって救済することができない危険を保険する制度を貿易保険という。付保商業債権とは、貿易保険が付された日本の商業上の債権のことである。

注5：G8間で合意され、パリクラブにおいて具体的な実施方針について合意された債務救済方式。非HIPC諸国が適用対象となり、従来以上に債務国の持続性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置を個別に実施することとしている。

3. 地球的規模の問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、海賊、麻薬、国際組織犯罪といった問題は、一国だけの問題ではなく、国境をこえた地球的規模の問題であり、人間の生存に関わる脅威となっています。国際社会の安全と繁栄の確保に資するため、日本はODAを通じてこの問題に取り組み、国際的な規範づくりに積極的な役割を果たして行く方針です。

(1) 環境問題

地球温暖化をはじめとする環境問題については、1970年代から国際的に議論されるようになり、1992年の国連環境開発会議「地球サミット（UNCED：United Nations Conference on Environment and Development）」、2002年のWSSDでの議論を経て、その一層の重要性が確認されました。

日本は環境問題を全人類的課題と位置づけ、重点的に取り組んできました。日本は、2002年のWSSDに合わせ「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD：Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development）」^(注1)を策定し、地球的規模の環境問題への対応のための支援を行っています。また、2005年2月に策定された新たな「政府開発援助に関する中期政策」においても、「地球的規模の問題への取組」の中で環境問題への取組を取り上げています。

2005年度の日本の環境分野における援助実績は、無償資金協力、円借款、技術協力及び国際機関に対する拠出金等の合計で約3,350億円であり、ODA全体に占める割合は約11%となっています。

(イ) 地球温暖化対策

日本は1997年に発表した「京都イニシアティブ」^(注2)のもとで、開発途上国に対して温暖化対策に係る技術の移転・普及を図るとともに、科学的、社会的、制度的側面を含めた温暖化問題への対処能力の向上を進めています。

京都議定書に定められたクリーン開発メカニズム（CDM：Clean Development Mechanism）^(注3)は、温室効果ガスを削減して開発途上国の持続可能な開発の推進に寄与するとともに、日本の排出削減目標を達成する上でも重要なメカニズムです。日本は、2005年2月に京都議定書が発効したことを受け、「京都議定書目標達成計画」を策定しました。その中で、国際的なルールに従いつつ、被援助国の同意を前提として、ODAを用いたCDM事業の推進・活用に主体的に取り組むこととされています。2006年1月、日本として初めてのODAを活用したCDMプロジェクトである、エジプトのザファラーナ風力発電計画を日本政府として承認しました。本プロジェクトは、2006年6月にエジプト政府により承認され、CDM理事会の登録申請手続き中です（CDM事業及びザファラーナ風力発電事業については34ページを参照してください）。

(ロ) 環境汚染対策

日本は、国内の公害問題に取り組む過程で多くの経験と技術を蓄積しており、それらを活用して開発途上国の公害問題への対応に協力しています。特に、急速な経済成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策及び生活環境改善（大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理等）への支援の重点化を進めています。

2005年度日本は、インドのコルカタ都市圏の廃棄物管理改善を目的とした円借款の供与を決定しました。インド東部の経済や産業の中核を担うコルカタ都市圏では、廃棄物が増加したため、一般廃棄物を衛生的に処理するための最終処分場や堆肥化のための施設等を整備し、地域住民の生活・衛生環境の改善を図りました。また、日本は中国に対してこれまでに多くの環境改善事業を支援しています。JBICが2005年に実施した事後評価において、1996年度から2000年度に中国への供与が決定された円借款のうち、重点地域の大気汚染・水質汚濁対策等を目的とした16事業（約1,600億円）を評価した結果、2003年時点で、排ガス中の二酸化硫黄（SO₂）については年間約19万トン、排水中の有機物量については年間約34万トン（COD^(注4)換算）が削減されました。さらに、都市環境

注1：27ページ参照

注2：27ページ参照

注3：27ページ参照

注4：COD（化学的酸素要求量）は水中の有機物の指標。数値が大きいほど有機物により汚染されていることを示す。

図表 II-16 持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ (EcoISD) の2005年度の実施状況 (事例)

(1) 地球温暖化対策

- ・インドネシア グレシック火力発電所3・4号機改修計画 (無)
- ・ミャンマー 中央乾燥地植林計画 (無)
- ・エジプト コライマット太陽熱・ガス統合発電計画 (有)
- ・チュニジア 太陽光地方電化・給水計画 (有)
- ・インドネシア 森林火災予防計画II (技プロ)
- ・トルコ、イラン 省エネルギー推進プロジェクト (技プロ)
- ・京都メカニズムプロジェクト担当者養成 (研修)
- ・地球温暖化対策コース (研修)
- ・チリ CDM植林に関する能力開発及び促進のための調査 (開)
- ・ベトナム 造林計画策定能力開発調査 (開)
- ・中国 内モンゴル住民参加型沙漠化防止プロジェクト (日本NGO)

(2) 環境汚染対策

- ・パキスタン 環境監視システム整備計画 (無)
- ・インド フセイン・サガール湖流域改善計画 (有)
- ・コスタリカ サンホセ首都圏環境改善計画 (有)
- ・中国 日中友好環境保全センター (技プロ)
- ・メキシコ 全国大気汚染モニタリング強化支援 (技プロ)
- ・大気汚染対策II (研修)
- ・タイ 酸性雨対策・第三国研修 (研修)
- ・モンゴル ウランバートル市廃棄物管理計画調査 (開)
- ・ドミニカ (共) サント・ドミンゴ特別区廃棄物総合管理計画調査 (開)
- ・マケドニア旧ユーゴスラビア スコピエ市清掃事業 (日本NGO)

(3) 「水」問題への取組

- ・モンゴル ウランバートル市給水施設改善計画 (無)
- ・カーボヴェルデ サンティアゴ島地下水開発・給水計画 (無)
- ・ニカラグア サン・ペドロ・デ・ロバゴ市水道システム改善計画 (草の根)
- ・サモア マウガ貯水タンク建設計画 (草の根)
- ・ベトナム 第二期ハノイ水環境改善計画 (有)
- ・インドネシア スマラン総合水資源・洪水対策計画 (有)
- ・シリア 水資源情報センター整備計画 (技プロ)
- ・モロッコ 地方飲料水供給計画 (技プロ)
- ・乾燥地水資源の開発と環境評価II (研修)
- ・総合的水資源管理 (研修)
- ・マダガスカル 南部地域における自立的・持続的飲料水給水に係る調査 (開)
- ・アフガニスタン カブール市給水計画調査 (開)
- ・ミャンマー 中央乾燥地域ニャンウー郡タクウィン山稜西部地域における浅層地下水開発による水供給事業 (日本NGO)
- ・ドミニカ ビジャアルタグラシア市コリナNo.4、ビジャヌエバ地区給水計画II (日本NGO)

(4) 自然環境保全

- ・インドネシア 生物多様性保全センター整備計画 (無)
- ・ブルキナファソ 国立森林種子センター・地方森林種子局支援計画 (無)
- ・インド スワン川総合流域保全計画 (有)
- ・インド オリッサ州森林セクター開発計画 (有)
- ・インドネシア グヌンハリムンサラク国立公園管理計画 (技プロ)
- ・メキシコ ユカタン半島湿地保全計画 (技プロ)
- ・湿地における生態系・生物多様性とその修復・再生及び賢明な利用 (研修)
- ・マングローブ生態系の持続可能な管理と保全 (研修)
- ・ネパール ネパール山村での生活林造りプロジェクト (日本NGO)

※ (無) …一般プロジェクト無償資金協力、(草の根) …草の根・人間の安全保障無償資金協力、
 (有) …有償資金協力、(技プロ) …技術協力プロジェクト、(研修) …JICA研修、(開) …開発調査、
 (日本NGO) …日本NGO支援無償資金協力

インフラの支援のうち、都市ガス事業で10都市約395万人、地域熱供給事業で6都市90万人以上、下水道事業で28都市1,300万人以上がサービスを受益する見込みです。

(八) 「水」問題への取組

環境保全との関連では、日本は、都市部・農村部の特徴を踏まえた上下水道への支援と、水資源管理及び水質保全のための支援を実施しています(詳細は91ページを参照してください)。

(二) 自然環境保全

日本は、住民の貧困削減を考慮しつつ開発途上国の自然保護区などの保全管理、持続可能な森林経営の推進、砂漠化対策及び自然資源管理に対する支援を実施しています。また、2002年3月の地球環境保全に関する関係閣僚会議において決定された「新・生物多様性国家戦略」において、日本と世界、特にアジア地域は自然環境、社会経済両面から深い関係があることから、アジア地域などの生物多様性保全に積極的に貢献していく必要があることが述べられています。

過放牧や森林破壊等による砂漠化は深刻な問題に発展しています。日本は2004年より西アフリカのブルキナファソにおいて、砂漠化対処のための伝統知識が生きている現地の在来技術や簡易技術(土壌保全技術、畜耕技術、生活改善技術等)を移転するパイロット事業を支援しています。

2004年よりエチオピアでは、エチオピア農業研究機構と協力して水、森林の下草、ふん尿など地域資源を利活用した循環型で、農牧林業一体となった土壌保全システムの開発を継続して行っています。また、近年、北東アジアにおいて、遊牧民の過放牧による草原の退化等の理由から砂漠が拡大しており、その影響で付近住民、さらには日本にも黄砂が飛来しています。そのため、日本は黄砂の発生地の一つであるモンゴルに対し、農地・草地保全管理、水資源管理、再生可能エネルギー利用等の技術的問題解決のための実証調査を実施し、黄砂発生抑制対策に取り組んでいます。



モンゴルでの黄砂発生抑制対策

(写真提供：(独) 緑資源機構)

(ホ) 国際社会との協調

世界的な取組として、国際的な資金メカニズムである地球環境ファシリティ (GEF: Global Environment Facility)、国際熱帯木材機関 (ITTO: International Tropical Timber Organization)^(注)、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に基づく多数国間基金 (MLF: Multilateral Fund) などが設立・運営されています。日本は、これら国際的な基金の活用や国際機関の場でも積極的な取組を進めており、例えば、ITTOではブラジルの荒廃地の復旧、森林再生技術、環境関連の法整備を進めるための「東アマゾンの荒廃地の復旧と保全」プロジェクトや、コンゴ共和国における国立公園の生態系保全管理計画策定とモニタリングのための「北部国立公園の生物多様性管理と野生生物保護」プロジェクトなどを承認しました。また、モントリオール議定書に基づく多数国間基金では、経済発展が著しい中国やインドなどに対して、オゾン層破壊物質を使用している設備の代替物質・代替技術への転換や技術者のトレーニングを行うためのプロジェクトなどを承認し、地球規模の環境問題対策に取り組んでいます。また、2001年には東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET: Acid Deposition Monitoring Network in East Asia) が始動し、この地域の酸性雨対策で近隣諸国と共同歩調をとっています。

注：ITTOは1986年に設立された、日本（横浜）に本部を有する国際機関。熱帯林保有国の環境保全と熱帯木材貿易の促進を両立させることによって、熱帯林を貴重な資源とする開発途上国の経済的発展に寄与することを目的としている。生産国33か国、消費国26か国の計59か国及び欧州連合が加盟しており、全世界の熱帯林の約80%、熱帯木材貿易量の約90%以上をカバーしている。

(2) 感染症

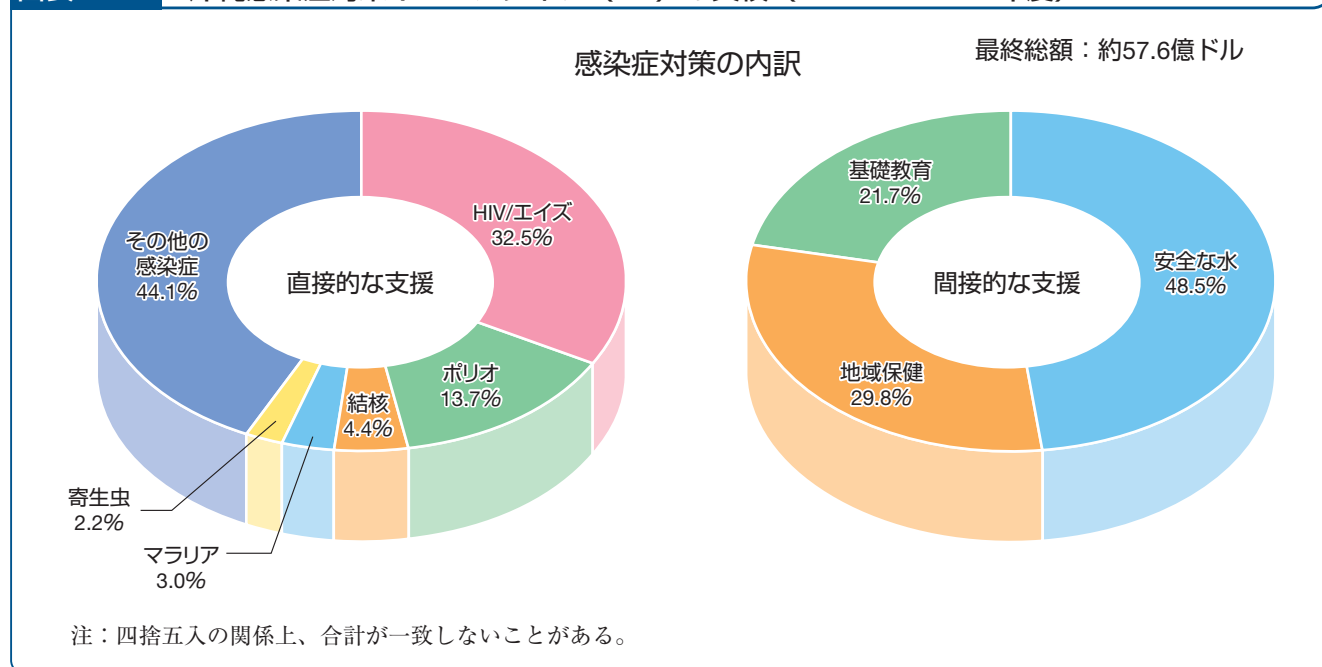
HIV／エイズや結核といった感染症は、開発途上国国民一人ひとりの健康問題にとどまらず、今や開発途上国の経済・社会開発への重要な阻害要因となっています。また、感染症は、グローバル化の進展に伴い人やモノの移動が容易になったことから、国境を越えて他国にも広まる可能性が高くなり、地球的規模の問題として、国際社会が協力して対処すべき課題となっています。

日本は、感染症対策の重要性を認識し、2000年7月のG8九州・沖縄サミットにおいて沖縄感染症対策イニシアティブ（IDI：Infectious Diseases Initiative）を発表しました。IDIでは、2000年からの5年間で30億ドルという目標額を掲げ、二国間・多国間の援助を通じた包括的な開発途上国の感染症対策を推進してきました。2004年度に終了したIDIの実績は、目標額を大きく上回り、総額約58億ドルに達しました。そして、IDI終了後の2005年6月、保健分野に関連するMDGs達成への貢献を目標にした「保健と開発に関するイニシアティブ（HDI）」を発表しました。HDIでは感染症対策を含む保健医療分野に対し5年間で50億ドルを目途とする包括的な支援を実施することを表明しました。

感染症対策への国際社会の取組は、2002年1月の世界エイズ・結核・マラリア対策基金（GFATM：Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria、以下世界基金）の設立につながりました。政府間協力というこれまでの伝統的な枠組みを超えて広範な官民パートナーシップを実現した世界基金に対して、日本はこれまでに総額4億7,634万ドルを拠出しました。世界基金全体では、132か国に対し総額56億ドルの資金が供与され、約400案件が承認されています。^{（注）}これらの資金供与により、2010年までに①180万人にARV（抗エイズ薬）を供与、②6,200万人にHIV検査を実施、③100万人のエイズ遺児への対策、④500万人に結核治療（DOTS：Directly Observed Treatments, Short course、直接監視下投薬）を施す、⑤1億900万帳の蚊帳の供給、⑥2億6,400万人にACT（Artemisinin-based Combination Treatment：抗マラリア薬）を供与、といった成果が期待されています。

さらに、日本は近年の重症急性呼吸器症候群（SARS：Severe Acute Respiratory Syndrome）対策や鳥インフルエンザといった新興感染症への対策においても、WHOやFAO、国際獣疫事務局（OIE：Office International des Epizooties）といった関係国際機関とも連携しつつ、様々な手段を

図表 II-17 沖縄感染症対策イニシアティブ（IDI）の実績（2000～2004年度）



注：世界基金の案件は各国毎に設けられた官民混在の国別調整メカニズムが事業を企画・申請し、世界基金理事会が申請案件を承認する。各案件とも5年が最大支援対象期間であり、最初の2年で良好な実績をあげた案件のみが後半3年の事業継続を認められる。

講じて協力してきています。

また、国連の「人間の安全保障基金」、国際NGOであるIPPFの「HIV/エイズ日本信託基金」、UNESCOの「人的資源開発信託基金」及び「エイズ教育信託特別基金」、世界銀行の「日本社会開発基金」など、日本が資金拠出して設置したそれぞれの基金を通じてHIV/エイズをはじめとする多くの感染症対策を実施しています。

主な感染症の2005年度の具体的な取組状況は以下のとおりです（感染症以外の保健分野における取組については、87ページを参照してください）。

（イ）HIV/エイズ

HIVについては、世界で約4,000万人が感染していると推測されています。日本は、この分野の開発途上国支援において、「保健と開発に関するイニシアティブ」に基づき、若年者層とハイリスク・グループへのHIV/エイズの予防活動、自発的な検査とカウンセリング活動（VCT）、HIV/エイズ検査・診断体制の整備などに貢献しています。

セネガルでは、青年省、保健省、UNFPA、USAIDおよび米国NGOと連携しつつ、青少年総合施設での若者向けのVCT導入を支援し、若者の性行動変容を促す「青少年STI/HIV感染予防啓発プロジェクト」を2005年から2年間の予定で実施しています。青少年総合施設には青年海外協力隊員が配置されています。また、ジャマイカに対しては、学校でのエイズ予防教育を推進するために協力隊員をグループ派遣し、UNESCOと連携しつつ学校関係者のHIV/エイズの理解促進を行っています。ミャンマーでは、HIV/エイズ、マラリア、結核の対策強化を目的に、2005年1月から5年間の予定で「主要感染症対策プロジェクト」を実施中です。同プロジェクトでは、HIV/エイズ対策として、輸血による感染予防の強化と、全国の感染リスクの高い地域に設置されているエイズ・性感染症対策チームのマネジメント能力強化を支援しています。輸血による感染予防の強化支援では、学生を中心とする献血ボランティアネットワークの設置や、献血者データバンクの強化、検査機能の強化等に取り組んでいます。

この他、円借款による大規模インフラ整備事業の実施においては、移動労働者の雇用等によるHIV感染リスクの増大の可能性を踏まえて、エイズ対策にも取り組んでいます。2005年度における

取組の事例として、インドの「デリー高速輸送システム建設計画」の工事に携わる労働者に対し、啓発活動、コンドームの配布等を実施しました（HIV/エイズ対策についてはコラムⅡ-6（114ページ）を参照してください）。

（ロ）結核

日本はDOTS^{（注）}（直接監視下投薬）普及のため、抗結核薬や検査機材の供与をWHOの結核対象重点国など結核被害の深刻な国に対して重点的に実施しています。例えば、カンボジアやミャンマー、フィリピンなどに専門家を派遣して、現地の結核対策プログラムや活動体制確立のために研修・指導やガイドライン作成支援などを実施しており、これらの取組を通じてDOTSの拡大・普及に貢献しています。



患者の薬の服薬を確認する医療従事者
（「結核対策プロジェクト」：カンボジア）

（写真提供：結核予防会）

また、近年はHIV感染者の結核被害が深刻化しています。ザンビアでは、HIV/エイズの流行とともに結核患者が増加しており、結核患者の7割がHIV感染者となっています。HIV/エイズ対策と結核対策を並行して進めるため、これまでザンビア大学教育病院に支援してきたウイルス・結核検査技術強化と全国検査体制整備を基盤として、2004年度からは国家エイズ委員会へ専門家を派遣し、ドナーや医療施設のマッピング調査支援をはじめとする中央政府の状況分析能力、調整能力の強化を支援しています。さらには無償資金協力「第二次感染症対策計画」（2004年度）等により、HIV・結核検査に必要な資機材の調達、サービスの拡大も支援しているところです。

注：短期化学療法を用い、患者を直接監視下において抗結核薬の服用を確認する治療法。

図表Ⅱ-18 マラリア対策のための蚊帳供与実績

2003年以降蚊帳供与実績（スキーム・国別）

（単位：億円）

	国名	技術協力		無償資金協力	
		供与数（帳）	金額	供与数（帳）	金額
1	アンゴラ			213,000	1.28
2	ウガンダ	52,300	0.46		
3	エチオピア			307,700	2.69
4	エリトリア	79,420	0.66		
5	ガーナ			637,000	3.25
6	カメルーン	39,100	0.36		
7	ギニア	43,500	0.39		
8	コートジボワール			305,000	2.18
9	コンゴ（共）	77,800	0.61	165,000	1.29
10	コンゴ（民）			335,000	2.5
11	ザンビア	25,600	0.2		
12	シエラレオネ			448,000	4.1
13	ジブチ	27,800	0.21		
14	ジンバブエ			228,770	1.91
15	スーダン			1,027,000	8.24
16	スワジランド	28,740	0.23		
17	タンザニア	26,000	0.16		
18	ナイジェリア			619,000	5.04
19	ナミビア	24,700	0.2		
20	ニジェール	78,100	0.61		
21	ブルキナファソ	73,260	0.59		
22	ブルンジ	52,600	0.42		
23	ベナン	51,500	0.37		
24	マダガスカル	47,500	0.4		
25	マラウイ			600,000	1.61
26	モザンビーク	55,725	0.42		
27	リベリア			124,820	1.38
	合計	783,645	6.29	5,010,290	35.5
	総合計	5,793,935	41.76		

（ハ）マラリア

日本は、アフリカにおけるマラリア対策に貢献するため2007年までに1,000万帳の長期残効型蚊帳（LLITNs：Long-Lasting Insecticide-treated Nets）を供与することを発表しました。これによって、アフリカの16万人にのぼる子どもの死亡が予防できるといわれています。2005年度末の時点で目標の半分以上の供与を達成しました。具体的には、UNICEFとも協力しつつ、2005年度にはスーダンへの約34万帳をはじめ、コートジボワール、エチオピア、コンゴ（民）などに対し、殺虫剤処理をした長期残効型蚊帳を供与しました。



調達された蚊帳、殺虫剤などのマラリア対策機材（セネガル）
（写真提供：日本国際協力システム（JICS））

(二) ポリオ

2000年に西太平洋地域でWHOによるポリオ根絶宣言が出されるなど、全世界のポリオ根絶はあと一歩のところまで来ています。日本は、UNICEFやWHOと連携しつつ、まだポリオが根絶されていない南アジア地域及びアフリカ地域に対してポリオ・ワクチンの接種普及を積極的に支援しています。日本が2003年のG8エビアン・サミットにおいて誓約した、ポリオの撲滅のための3年間8,000万ドルの支援は、2005年度中に達成しました。この誓約額は米国に続く2番目の貢献です。さらに、G8諸国と協調し、ポリオ撲滅支援に関する国際社会への働きかけも行っています。具体的には、エジプト、インド、パキスタンの「ポリオ撲滅計画」(ポリオ・ワクチン等の供与)への支援、エチオピア、ガーナ、スーダン、シエラレオネ、ナイジェリア、ジンバブエ等への予防接種支援などを行いました。

(ホ) 寄生虫症

日本は、タイ、ケニア及びガーナに設立した国際寄生虫対策センターを拠点として、人材育成等の寄生虫対策に取り組んでいます。例えば、タイの国際寄生虫対策アジアセンター(ACIPAC: Asian Centre of International Parasite Control)では、周辺国の寄生虫対策・学校保健関係者を対象として100名以上の研修員を受け入れました。また、シャーガス病、ギニア・ワーム症、フィラリア症、住血吸虫症等の対策として、学校やコミュニティを通じた予防、治療、啓発活動への支援、トイレ設置などの衛生対策支援を実施しています。特にフィラリア症については、WHOとの協力の下、2010年を目途とした西太平洋地域での撲滅に取り組んでいるところです。

(ハ) 新興感染症

近年、SARSや鳥インフルエンザといった新興感染症が流行し、地球的規模の問題となっています。2003年末からアジアを中心に家きんで発生が認められていた鳥インフルエンザは毒性の強い型(H5N1亜型)であり、徐々に地理的な拡大を見せ、ヒトの感染・死亡例が続発しています。鳥からヒトへの感染が増えるに従い、新型インフルエンザ発生危険性が高まっており、国際社会においても対策の推進等が活発に議論されています。

新興感染症の脅威に対しては、流行発生を監視し、患者の隔離や人の移動の制限といった早期封じ込め対策を講じることによって世界的大流行を抑えることが極めて重要で、国際社会が連携して対応する必要があります。日本は2006年1月に「新型インフルエンザ早期対応に関する東京会議」を開催し、感染が拡大した際の早期対応に焦点を当て、国際社会の合意形成に貢献しました。日本が2006年1月に表明した鳥インフルエンザ対策支援は全体で約1.55億ドルに達します。WHOやFAO、OIE、UNICEF等国際機関との協力のもと、住民啓発、監視強化、防疫、早期対応能力の向上に向け、アジア地域を中心に一部アフリカも対象にして支援を開始しています。また、感染発生の可能性が高い開発途上国に対しては、施設整備や人材育成などのキャパシティ・ビルディングを行っています。

(三) 人口

世界の人口は過去50年で倍増し、2005年には64億6,470万人^(注)に達しています。人口問題は、地球環境や食料、エネルギー問題とも関連する地球的規模の問題です。世界の人口平均増加率が年1.2%であるのに対して、一般的に開発途上国の中でも貧しい国ほど人口増加率が高く、人口増加が貧困・失業、飢餓、教育の遅れ、環境悪化などの問題に大きな影響を与えており、対応が急務となっています。例えば、一人当たりのGNIが600ドル前後のシエラレオネ、ブルンジ、ギニアビサウでは、人口増加率はそれぞれ3.1%、3.4%、3.0%となっており、紛争が続くソマリア、アフガニスタンではそれぞれ3.1%、4.1%となっています。

人口問題には、個人の健康、福利厚生といったミクロ・レベルの問題と、人口数の増加・減少といったマクロ・レベルの問題の両面への対応が求められます。これらの取組においては、人口分野での専門知識や国際的ネットワークを有する国際機関などを通じた支援が有効であることから、日本は2005年度にはUNFPAに対して約43億円、IPPFに対して約16億円の拠出を行いました。これらの機関は、妊産婦の健康改善、母子保健の推進のために支援を行うほか、開発途上国の国勢調査など人口関連のデータ収集・分析、女性の能力強化、世界全体で12億人を超えるといわれる思

注：2005年現在。2005年世界人口白書。

春期の若者を対象とした啓蒙活動などを行っています。

また、人間の安全保障の観点から、日本は2005年度には、UNFPA他国連機関がパレスチナで実施した「パレスチナ占領地における社会的弱者支援計画プロジェクト」を支援したほか、UNFPAを含む国連カントリーチームがスーダンにおいて実施した「スーダン・ダルフルにおけるアフリカ連合（AU）部隊人造り支援事業」に対して人間の安全保障基金を通じて支援を行いました。また、2005年10月に発生したパキスタン地震に対する支援として、UNFPAに対して緊急支援を行い、21万個の衛生キットを購入し、被災地の妊産婦等に配布しました。これにより、感染症対策や疾病の低減等に貢献し被災地での衛生面の向上につながりました。

(4) 食料

世界には約8億5,000万人の飢餓に瀕する人がいます（注1）。このうち約3億人は子どもであり、5秒に1人の子どもが飢餓に関係する理由で亡くなっていると言われていています。こうした状況を改善するために、世界食料サミットで採択されたローマ宣言及びMDGsでは、2015年までに飢餓に苦しむ人口比率を半減させるとの目標が掲げられています。また、紛争、自然災害、経済危機の発生などにより、食糧支援の必要性は高まっています。

日本は、既に説明したとおり、食料不足に直面している開発途上国に対して食糧援助を行うとともに、開発途上国の食料生産性の向上に向けた努力を中長期的に支援する取組を並行して進めています。食糧援助については、飢餓への対応として人道的見地から実施しており、アフリカなど食料不足に直面している国を対象として、2005年度には食糧援助（KR）により、総額110億8,500万円の支援を行いました。このうち、二国間支援を通じて、マリ、エチオピア、エリトリア、アンゴラ、ネパール、ハイチ等に対し約54億8,000万円の支援を実施し、WFP及びUNRWA経由では、スーダン、ケニア、ウガンダ、アフガニスタン、東ティモール、パレスチナ等に対し約56億500万円の拠出を行いました。特にWFPに対しては、積極的に貢献し

ており、2005年はWFP経由で実施した食糧援助を含め約1億6,053万ドルの拠出を行い、米国、ECに次いで第3位の援助国となっています。



東ティモール国内避難民に対する食糧支援

（写真提供：IOM）

緊急の場合に、生命の危機に瀕している人々に対する一般食糧配給は重要です。一方で、受益者の自立支援を促進する観点からは、プロジェクトを通じた食糧援助が重要です。日本は、学校給食など、WFPが実施するプロジェクトを支援しています。

世界では、栄養不良に陥っている子どものうち、約1億7,000万人が学校で食事をとることができず、約1億3,000万人が学校に通っていませんが（注2）、学校給食を実施することで、児童の空腹や栄養状態が改善され、学習に専念できるようになるため、授業への出席率及び理解度が向上します。そして出席した児童に対して、家に持ち帰るための食料も併せて配給することにより、家族の生活補助と、家族の教育に対する理解促進に役立っています。特に女兒に対する学校給食および食料の配給は、女兒の就学率向上に役立っています。

(5) エネルギー

開発途上国においては、経済発展を実現して生活水準を向上させるために、安定したエネルギー供給を確保することが課題となっています。開発途上国では、近代的なエネルギー・サービスを享

注1：出典：FAO「世界の食料不安の現状2004」

注2：世界食糧計画ホームページより

受できない人々が約25億人いると言われております(注)。近代的なエネルギー・サービスの欠如は、産業の未発達とそれに伴う雇用機会の喪失による貧困化、医療サービスや教育を受ける機会の制限など、経済・社会における生活の質的向上を妨げる要因となります。

また、今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする開発途上国を中心に増大することが予想されています。これに対し、エネルギーの安定供給や環境への適切な配慮なしには、エネルギー需給の逼迫と価格高騰、二酸化炭素排出の増加といった問題が顕著になる可能性があり、ひいては開発途上国の持続可能な開発ならびに日本及び世界の経済・環境に影響が出る懸念されます。

このようにエネルギー問題は、貧困、持続可能な開発、環境問題といった様々な問題と関連する地球的規模の課題です。

日本は、開発途上国の持続可能な開発及び日本自身のエネルギー確保の観点から、エネルギー利用の効率の向上及び省エネルギーの推進、及び環境保全に留意しつつ、開発途上国におけるエネルギー供給のための協力を実施しています。日本は、特に民間部門やOOFでの対応が難しい案件、エネルギー効率の向上及び省エネルギーの推進、及び再生可能エネルギーの利用促進などに資する案件について、ODAによる支援を実施しています。また、資源国に対しては、重点的に支援を行うことで、その国の外貨獲得源である資源開発や、自立発展の促進を図り、資源分野における関係強化を図っています。

2005年度においては、エネルギー分野に対する円借款の実績は約1,671億円、無償資金協力は約342億円となりました。また、技術協力では研修等により445人の人材育成に協力しました。

2005年度の円借款による支援として、インドネシアの「カモジャン地熱発電所拡張計画(調査・設計等のための役務(E/S))」や、エジプトの「コライマツ太陽熱・ガス統合発電計画」等が挙げられます。これらのプロジェクトは、エネルギーの安定供給とともに、二酸化炭素の排出量が少ない地熱や太陽熱といった再生可能エネルギーを活用することにより、環境負荷の軽減を図ることも目的としています。また、2006年10月には、イラクの「バスラ製油所改良計画(E/S)」に対して円借款を供与する意図をイラク側に伝えました。

本プロジェクトに対する支援を通じて石油ガスセクターにおける日・イラク二国間関係強化にも資することが期待されます(イラク復興支援については129ページも参照してください)。

無償資金協力では、ソロモンの「ホニアラ電力供給改善計画」や、ツバルの「フナフチ環礁電力供給施設整備計画」において、電力供給が不足している島嶼国に対し発電施設の新設又は増設、配電設備の整備を支援しました。これにより、電力の安定的供給、社会経済活動の活性化につながることを期待されています。

技術協力では、エネルギー管理、エネルギーロス改善・エネルギー利用効率化及び再生可能エネルギーといった分野の技術移転や人材育成を行っています。例えば、ラオスでは、これまでの日本の技術協力により2004年に電力技術基準の省令が施行されており、2005年からは「電力技術基準促進支援プロジェクト」において、この省令を実際の行政や事業に反映させるための人材育成を支援しています。これにより、電力分野における設計・保守・管理などの活動や電力設備の安全性の向上が期待されています。

日本は、開発途上国に対する近代的エネルギー・サービス提供による貧困対策や、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、同時に、エネルギーロス改善・エネルギー利用効率化及び再生可能エネルギーを活用した発電施設などのエネルギー関連インフラの整備といった、環境に配慮したエネルギー分野の協力も積極的に進めています。

(6) 防災と災害復興

地震、火山噴火、津波、暴風、豪雨、洪水、土砂災害、干ばつなどの災害は世界各国に様々な形で毎年のように発生しています。大規模な災害では、多くの人命や財産が奪われるだけでなく、経済や社会システム全体が長期にわたって深刻な影響を受けることがあります。特に、開発途上国の多くは災害に対して脆弱であり、極めて深刻な被害を受けます。また、一般に貧困層が大きな被害を受けて災害難民となることが多く、衛生状態の悪化や食料不足などの二次的被害が長期化することが大きな問題となっています。

日本は、自らの過去の災害経験から培われた優

注：国際エネルギー機関(IEA)「2006年世界エネルギー展望」より

れた知識や技術に基づき、緊急支援とならんで防災及び災害復興分野の重要性を強く認識して、積極的な国際協力を行っています。特に、2005年1月に神戸で開催された国連防災世界会議において、今後10年の国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005-2015」が採択され、日本は国連と協力してその世界的な実施を推進しています。同会議において、日本は日本のODAによる防災協力の基本方針等を「防災協力イニシアティブ」として発表し、制度構築、人づくり、経済社会基盤整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」への自助努力を引き続き積極的に支援していくことを表明しました。また、2005年4月にインドネシアで開催されたアジア・アフリカ首脳会議においては、防災・災害復興対策のためにアジア・アフリカ地域を中心として今後5年間で25億ドル以上の支援を行うことを表明し、日本の役割に対する国際社会の期待はますます高まっています。2006年度には、「防災・災害復興支援無償資金協力」を創設し、防災・災害復興支援を強化することとしています。



パキスタン等大地震での救助活動

(写真提供：JICA)

2005年10月8日に発生したパキスタン等大地震は、パキスタンを中心に、インド、アフガニスタンにおいて死者は約7万5,000人にのぼり、家屋、道路等のインフラが壊滅的な打撃を受けるなど、甚大な被害をもたらしました。これに対し、日本はアジアの一員として迅速かつ積極的な対応を取りました。震災直後から、国際緊急援助隊（救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊）の派遣、約2,500万円相当の緊急援助物資の供与を行ったほか、2,000万ドルの緊急無償資金協力及び40億円のノン・プロジェクト無償資金協力、約112億円の円

借款の供与を行い、さらには、2,000万ドルの国際機関経由の緊急人道支援、世界銀行及びアジア開発銀行のジャパン・ファンドを通じた計1,000万ドルの支援等を通じて、被災地の復旧・復興を支援しました。

インドネシアでは、2004年12月にスマトラ沖大地震に見舞われたところですが、2006年には5月のジャワ島中部地震、7月のジャワ島南西沖地震・津波災害を始め、洪水・土砂災害等立て続けに深刻な災害を受けました。日本はこれらの被害に対し、緊急援助物資の供与を始めとする各種支援を実施しました。具体的には、5月のジャワ島中部地震については、国際緊急援助隊（医療チーム、自衛隊部隊）を派遣したほか、テント、浄水器、発電機など約2,000万円相当の緊急援助物資を供与しました。また、インドネシア政府に対して400万ドルの緊急無償資金協力を実施したほか、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC：International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies）を通じて100万ドルの緊急無償資金協力を行いました。7月のジャワ島南西沖地震・津波災害については、テント・簡易水槽など約1,300万円相当の緊急援助物資を供与しました。このほか洪水、土砂災害被害に対しては、1月及び6月にそれぞれ約1,200万円相当の緊急援助物資の供与を行いました。また、災害が多発するインドネシアとの間において、2005年6月の両国首脳間合意に基づき、両国の防災担当の大臣を共同議長とする「防災に関する共同委員会」が設置され、2006年7月、インドネシアにおける包括的かつ効果的な災害対策に向けた指針となる報告書が取りまとめられました。本報告書で示された防災の重要性、課題等も考慮しつつ、引き続き同国の防災体制の強化に資する支援を行っています。



5月のジャワ島中部地震での医療活動

(写真提供：JICA)

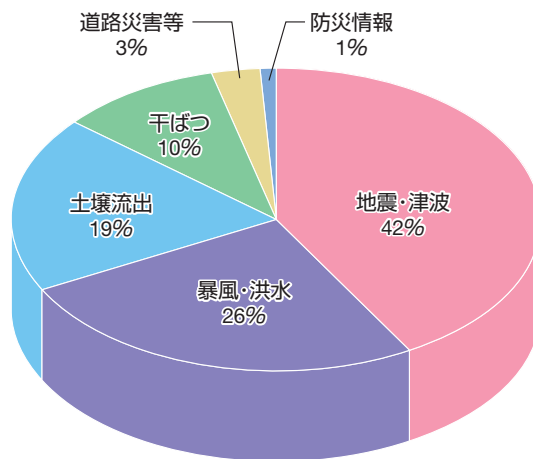
図表Ⅱ-19 防災・災害復興分野の援助実績（災害形態別）

2005年度

(E/Nベース、単位：百万円)

目的	有償資金協力	無償資金協力	計
地震・津波	25,686	6,280	31,966
暴風・洪水	16,302	3,333	19,635
土壌流出	13,937	800	14,737
干ばつ	0	7,577	7,577
道路災害等	0	2,035	2,035
防災情報	0	661	661
合計	55,925	20,686	76,611
(前年度比)	59.2%	-44.8%	5.6%

注：四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。



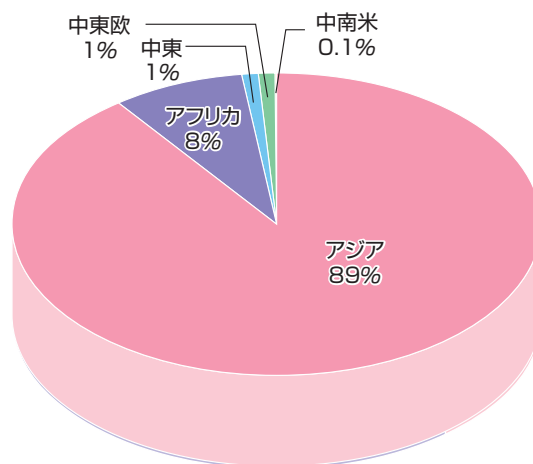
図表Ⅱ-20 防災・災害復興分野の援助実績（地域別）

2005年度

(E/Nベース、単位：百万円)

地域	有償資金協力	無償資金協力	計
アジア	55,925	12,281	68,206
アフリカ	0	6,120	6,120
中東	0	860	860
中東欧	0	846	846
中南米	0	579	579
合計	55,925	20,686	76,611

注：四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。



2005年度の防災・災害復興分野の資金協力の実績は約898億円で、無償資金協力約226億円、円借款約559億円、国際機関への拠出約66億円となっています。このうち、二国間資金協力^(注)を災害形

態別で見ると、地震・津波関係の割合が最も高く41.7%を占めており、次いで暴風・洪水25.6%、土壌流出19.2%などとなっています。地域別では、アジアの割合が89.0%と最も高く、次いでアフリ

注：草の根・人間の安全保障無償及び日本NGO支援無償を除く約766億円の内訳

囲み II-4 「グリーン・リーフ」モルディブ環境賞の受賞について

2006年6月、モルディブ政府から日本国民に対し「グリーン・リーフ」モルディブ環境賞が授与されました。同賞はモルディブの環境保全に貢献した個人や団体に贈られる賞であり、日本の支援で建設された護岸設備が、2004年12月のスマトラ沖大地震に伴う大規模津波から、モルディブの首都のマレ島を守ったことが高く評価されました。

護岸設備が建設されるまで、マレ島は海拔1.5メートル程度で平坦な地形のため高潮による浸水の被害を繰り返し受けていました。特に1987年、オーストラリア西部で発生した高波では、島の1/3が冠水するなどの甚大な被害を受け、首都としての機能が麻痺する事態となりました。そのため、日本は同年から1987年にかけて、緊急事業としてマレ島南部の護岸の建設を行ったほか、1994年から、西岸、東岸、南岸に護岸の建設・整備を開始しました。そして2002年に総額約75億円の無償資金協力によるマレ島の護岸設備の整備が終了しました。

その直後、2004年12月にスマトラ沖大地震が起き、大規模な津波がインド洋沿岸諸国に未曾有の被害をもたらしました。マレ島も津波による被害を受けましたが、日本の支援で建設された護岸設備が「壁」となって押し寄せる津波を押し返し、被害を最小限に抑え、多くの住民、生活環境を守ったのです。モルディブのメディアも日本の支援により建設された護岸がマレ島を守ったことを取り上げ、「日本のおかげで助かった」、「日本が作ってくれた壁がなかったら、今頃マレはない」等、地元住民の感謝の声を伝えました。

このような経緯があって、日本国民が「グリーン・リーフ」モルディブ環境賞を受賞することとなったのです。受賞記念盾の授与式では、ガユーム・モルディブ大統領は、「日本のODAプロジェクトを高く評価し、日本人の寛容かつ温かい援助に心から感謝する。」と述べ、深い感謝の意を表明しました。



「グリーン・リーフ」モルディブ環境賞を記念した盾



ガユーム・モルディブ大統領より伊藤公使に盾を手渡す様子

カ8.0%、中東1.1%となっています。また、国際緊急援助の実績としては、国際緊急援助隊の派遣が5件、のべ約400名、緊急援助物資供与が19件総額約3億円相当の支援を行いました。

2004年12月にインドネシアのスマトラ島沖で発生した大地震と、それに伴う大規模な津波により、インド洋沿岸諸国は未曾有の被害を受けました。この深刻な被害に対し、日本は、緊急支援措置として表明した5億ドルの無償支援のうち、2億5,000万ドル相当については、深刻な被害を被った国々に対する二国間の無償資金協力（ノン・プロ

ジェクト無償）としてインドネシアに146億円、スリランカに80億円、モルディブに20億円を供与することを決定し、2005年1月に全額の拠出を完了しました。

被援助国は、日本から供与された資金を活用し、被災民向けの緊急物資の購入、施設再建・修復等の被災地の復興に向けた案件を、累次実施しています。具体的には、医薬品、給水車、及び漁業関連機材等の購入を行っているほか、被害を受けた道路の修復、土地台帳の修復、公共施設の再建、警察署の再建、及び護岸工事などが実施に移され

ています。この結果、2006年10月にはインドネシアにおける西岸道路は40キロメートル区間の舗装が完了しました。また、浸水した土地台帳約6,500冊の内、約3,000冊が修復作業によって閲覧できるようになりました。スリランカでは4校の警察署が再建されています。また、モルディブでは、破壊された環礁内の幹線道路が再建されました。このように、日本の支援により実施されている各案件は、被災地の復興に向け着実に進んでおり、被災各国から高い評価を受けています。

災害分野における二国間の協力では、経済社会基盤整備などのハード面での取組に加えて、人材育成などのソフト面での取組にも力を入れています。2005年度は、防災分野で33名の専門家派遣、413名の研修員受入、23件の技術協力プロジェクト等を行いました。具体的な案件例としては、地理的に厳しい気象条件にあるモンゴルにおいて、気象予測及びデータ解析を行う人材を育成する技術協力プロジェクトに着手しました。モンゴルでは、干ばつ、ゾド（寒害）等の気候的要因が、農牧業をはじめとする社会経済活動に大きな影響を及ぼしており、気象データの整備が重要となっています。日本はこれまで気象サービスのマスタープラン作成や無償資金協力による機材提供などを行ってきましたが、こうした機材等を有効に活用するための人材育成を行うことで、より精度の高い気象予報ができるようになると期待されています。

(7) テロ・海賊

(イ) テロ

テロは、国境を越えて起こり、開発途上国のみならず、先進国を含めた国際社会全体に直接影響を及ぼす重大な地球規模の問題です。世界各国で頻発しているテロ事件に見られるように、国際テロの脅威は依然として深刻です。また、テロは主体、手口が多様化する傾向にあり、テロ対策は以前にも増して、国際的な協調と強化が必要です。

日本は、国際的なテロを防止するためには幅広い分野において国際社会が一致団結し、息の長い取組を継続することが重要と考え、国際社会におけるテロ対策への取組に積極的に参加しています。特に、テロリストにテロの手段を与えない、テロリストに安住の地を与えない、テロに対する脆弱

性の克服という観点から、出入国管理、交通保安、テロ資金対策などテロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に対する能力向上支援を重視しています。テロの頻発は、観光、海外直接投資、貿易などを通じて、テロが発生した国の経済活動に重大な影響を与えます。そのため、開発途上国にとって、テロ対策を強化し、テロを未然に防止することは開発の重要な前提条件となります。このような観点から2006年度より日本はテロ対策等治安無償を創設し、開発途上国に対するテロ対策支援を強化することを決定しました。

特に、日本と政治、経済、社会全般にわたり関係の深い東南アジア地域におけるテロを防止し、安全及び安定を確保することは、日本の繁栄にとっても重要であり、重点的に支援を実施しています。具体的には、出入国管理、航空保安、港湾・海上保安、税関協力、輸出管理、法執行協力、テロ資金対策、CBRN（Chemical, Biological, Radiological, Nuclear：化学、生物、放射性物質、核）テロ対策^(注)、テロ防止関連諸条約などの分野において、セミナーの開催、研修員の受入を実施し、2005年度は約350名の研修員の受入を行いました。国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）では、2006年1月から2月にかけてテロとの闘いに関する国際セミナーを実施し、アジアを中心とする開発途上国18か国からの参加を得て、テロに対抗するためには法制度とその運用を強化することが重要であることを提唱しました。

また、2005年7月には、マレーシア・クアラルンプールの東南アジア地域テロ対策センター（SEARCCT：Southeast Asia Regional Centre for Counter-Terrorism）において「生物テロの事前対処及び危機管理セミナー」を、東南アジア諸国を対象に開催しました。このセミナーは、2002年10月のアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議の際に、小泉総理大臣（当時）がテロ対策面における危機管理能力向上を目的とした取組を2003年度より5年間実施する旨表明したことを踏まえて、2003年に東京で、2004年にマレーシアで開催されたセミナーに引き続き開催されたものです。

さらに、2005年5月に、インドネシア国家警察の捜査活動の改善やテロ事件の防止等を目的として捜査活動通信システム、鑑識活動用資機材等の供与を内容とする4億4,900万円の無償資金協力を

注：化学（chemical）、生物（biological）、放射性物質（radiological）、核（nuclear）、を用いた兵器はそれぞれの頭文字をとって、CBRN兵器と呼ばれ、これらを用いて行われるテロは、CBRNテロと呼ばれる。



東南アジア諸国出入国管理セミナー

(写真提供：法務省)

決定・実施しています。出入国管理の分野では、日本は東南アジア諸国を始めとする、環太平洋諸国等を対象に1987年以来毎年「東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催しています。各諸国の出入国管理機関との相互の交流を深め、協力関係を強めるとともに審査技術の向上を図り、各国の出入国管理行政の的確・円滑な運営に資することを目的としており、2005年は「出入国におけるバイオメトリクス（生体情報認証技術）の積極的な活用」をテーマの一つとして実施しました。バイオメトリクスとは入国審査時に人間の指紋、虹彩などの生体情報を読み取り、あらかじめ登録されているテロリスト等の記録と照合することで、国際テロリスト等の入国を確実に阻止するというものです。日本は同セミナーで参加各国の出入国管理におけるテロ対処能力向上に向け、国際的な連携を図っています。

日本は、今後もテロ対処能力向上での支援を積極的に行っていく方針です。

(ロ) 海賊

日本は、石油や鉱物等のエネルギー資源の輸入の殆どを海上輸送に依存しているため、海上の安全を脅かす海賊行為は、日本自身の平和と安定に直結する問題です。日本は、海賊行為の防止のために、これまで沿岸国の主権を尊重した上で、沿岸国の取締り能力向上を図るとともに、情報共有強化や人材育成等に取り組んでいます。

特に、石油等の日本のエネルギー資源の大部分が通過する東南アジア地域においては、昨年3月にマラッカ海峡で発生した日本船舶及び船員に対

する襲撃に象徴されるような事件が近年発生しており、海上輸送に従事する日本国民の安全及び日本経済活動にとって直接の脅威となっていることから、重点的に支援を行っています。具体的には、2002年7月からフィリピン沿岸警備隊の業務遂行能力の向上を目的として「フィリピン海上保安人材育成プロジェクト」を実施し、海上取締り能力の向上及び人材育成に取り組んでいます。2005年10月には、「東アジア地域海上犯罪取締り研修」を実施し、アジア各国の海上保安機関の職員に対する研修を行いました。マラッカ海峡の沿岸国であるインドネシアやマレーシアに対しても海上取締り能力の向上を目的とした専門家を派遣しています。また、同海峡の安全対策能力の強化のため、2006年6月に、テロ対策等治安無償によりインドネシアに対して3隻の巡視船艇を供与することを決定しました（詳細は、164ページを参照してください）。日本は、今後も引き続きこの分野での協力を強化していく方針です（海賊の取締りの詳細については42ページを参照してください）。

(8) 麻薬

麻薬などの薬物問題は人々の生存や生活を直接脅かし、さらに国際社会の未来を損なう危険性のある地球的規模の深刻な問題であり、国際社会が協調して対応を強化していかなければならない問題です。近年、「黄金の三角地帯」^(注)をはじめとするアジアでは、合成薬物問題の深刻化に加え、国際的な薬物犯罪組織による密輸が一層巧妙化しており、多額の不正収益を得ているといわれています。日本国内で氾濫している薬物のほとんどは、薬物犯罪組織の関与の下、外国から密輸入されており、日本に及ぼす影響は計り知れません。また、「人間の安全保障」の視点からも、日本は国際社会における麻薬などの薬物問題を重視しており、関係国際機関を含めた国際協力のもとでの対策を支援しています。

二国間援助としては、日本への薬物の供給源となっている薬物の密造地域などにおける薬物関連犯罪の防止や取締り能力向上への支援を行っています。特に、薬物問題の背景には貧困問題があることを踏まえ、住民が薬物の原料となる植物（ケシなど）の栽培に頼らず生活できるようにするため、貧困脱却のために代替作物の開発プロジェク

注：タイ、ミャンマー、ラオスからなるアヘン及びヘロインの生産拠点。

トを通じた支援や、NGOを通じた支援などを実施しています。

具体的には2002年から2005年までの3年間のプロジェクトとして開始された「タイ薬物対策地域協力プロジェクト」において、タイを拠点とし、タイ及び周辺国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）の薬物分析技術の向上及び分析結果を活用した薬物取締り能力の向上を目的とした、薬物取締り及び薬物分析に係るセミナーなどを各国において行いました。さらに、各国から研修員を受入れ、本邦研修も実施しました。本プロジェクトは3年間で5名の専門家の派遣、14名の本邦研修への受入れ、資機材供与等を含め、これら諸国の薬物取締り能力の向上に大きく貢献しました。



薬物取締官を対象としたセミナーの様子

また、日本は、国連麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物犯罪事務所（UNODC：United Nations Office on Drugs and Crime）が管理・運用する国連薬物統制計画基金への資金拠出を毎年行っており、2005年度は250万ドルを拠出しました。この資金を利用し、東南アジアの国境における不正薬物取引の取締り強化、押収した薬物、特に覚せい剤を分析する手法の訓練、ミャンマーの貧困農民がケシ栽培から脱却するための農村開発、タイ及びフィリピンにおける若年層を対象とした合成麻薬乱用の防止などのプロジェクトに対する支援を行いました。さらに、カンボジアで急増している違法薬物の乱用、及び薬物使用時の針の共用などがコミュニティにもたらす脅威に対応するために、UNODCが実施する「薬物乱用に対するカウンセリング・治療・リハビリ対策」に対し、人間の安全保障基金を通じて支援を行いました。

(9) 国際組織犯罪

グローバル化やハイテク機器の進歩、人の移動の拡大などが進むに伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪は、治安維持に深刻な影響を及ぼしています。近年、国際組織犯罪の手口は以前よりも一層巧妙化しており、主な例としては、薬物や銃器の不正取引、盗難品の密輸、詐欺・横領などの企業犯罪や経済犯罪、通貨、支払いカードなどの偽造、汚職、脱税や資金洗浄（マネーロンダリング）などの金融犯罪、売春、不法移民、女性や児童の人身取引などが挙げられます。このような国際組織犯罪に対処するためには、各国それぞれによる対策強化とともに、司法・法執行分野の国際協力による連携強化など、法の抜け穴をなくすための努力が必要です。

国際組織犯罪は国を越える犯罪であり、一国のみの努力では対策に限りがあります。日本は、国連やG8などの国際機関や枠組みを通じた国際組織犯罪対策分野でのルール作りや、対策の検討・協力に、積極的に貢献してきています。国際犯罪組織は、法律や規制の緩やかな国を犯罪活動の拠点とすることから、各国における法制度の強化が国際組織犯罪対策に寄与します。

日本への密輸・密航には主に海上からのルートが使用されています。水際で犯罪を阻止するには一国のみの努力では限りがあるため、アジア各国の取締り能力や連携の強化を目的としたセミナーを実施しています。具体的には、フィリピンで海上法令励行セミナー、東京で薬物海上取締りセミナー、福岡で海上犯罪取締り研修等があり、アジア各国の海上保安機関と取締り能力や連携の強化を図り、また、薬物・銃器の密輸、密航等海上における国際組織犯罪に適切に対応するための技術移転を実施しています。

人身取引問題も国際的な課題となっています。日本は、2004年4月に人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置し、同年12月、包括的な人身取引対策行動計画を策定しました。現在、同行動計画に沿って様々な施策を実施中であり、2005年6月には人身取引議定書の締結に関する国会承認を得たほか、2004年9月以降、インドネシア、タイ、フィリピン、コロンビア、ウクライナ、ロシア、ルーマニア等へ政府協議調査団を派遣し、先方の関係機関と協議を行ってきています。さらに、人間の安全保障基金等を通じ、人身取引撲滅に向けた様々なプロジェクトを支援しており、最近で



海上法令励行セミナーでの逮捕術訓練

(写真提供：海上保安庁)

は2006年3月、国際労働機関（ILO：International Labour Organization）がタイ及びフィリピンで実施する「帰還した人身取引被害者の経済社会的能力強化事業」に約200万ドルの支援を行いました。また、2006年2月、国連大学において人身取引問題に関する国際シンポジウムを開催するなど、同問題の広報を積極的に行っています。

また、国際組織犯罪には偽変造旅券が行使されるケースが多いことも問題になっています。そのため、1995年以降、「偽変造文書鑑識技術者セミナー」を開催しています。東南アジア諸国をはじめ環太平洋諸国等の出入国管理機関における偽変造文書鑑識技術者等と、各国・地域における文書鑑識技術等の情報交換を行い、相互の協力関係の発展、技術の向上を図り、関係諸国・地域の出入国管理行政の的確・円滑化に資することを目的としており、2006年2月に実施された第11回同セミナーにおいても積極的な情報交換が行われました。

4. 平和の構築

冷戦後の国際社会においては、民族・宗教・歴史等の違いによる対立が世界各地で顕在化し、地域・国内紛争が多発するようになりました。こうした紛争では、被害者の大多数が子どもを含む一般市民であり、難民・避難民が発生します。このような難民・避難民の問題は人道問題や人権侵害の問題に発展します。また、紛争は長年の開発努力の成果を瞬時に失わせ膨大な経済的損失を生み出します。平和と安定は、開発と発展の前提条件であり、国際的な開発目標であるMDGs達成にも、平和の構築が重要な役割を果たします。

国際社会では、1992年にブトロス・ガリ国連事務総長（当時）が、「平和への課題」を発表し、その中で平和の構築の重要性を提示しました。そして、2000年8月に国連はこれまでの活動経験を踏まえて「ブラヒミ・レポート」を発表し、平和の構築を「平和の基礎を組み立てなおし、単に戦争が存在しないだけでなく、その状態以上を構築するための手段を提供するもの」と位置付けました。また、様々な国際機関においても紛争地域における平和の構築に向けた支援に取り組んでいます。例えば、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees）においては紛争により発生した難民・避難民に対する緊急援助、帰還支援等への取組を、UNICEFにおいては紛争地における子どもに対する取組を紛争要因や紛争形態に合わせて実施しています。2006年6月には、日本も創設メンバーである平和構築委員会が紛争解決から復興に至るまでの一貫したアプローチに基づき、紛争後の平和構築のための統合戦略を助言することを目的として活動を開始しました。

このような国際社会の情勢に並行し、日本は、2000年7月には「紛争と開発」に関する日本からの行動－アクション・フロム・ジャパン」を発表し、紛争予防－緊急人道支援－復旧・復興支援－紛争再発防止と本格的な開発支援という一連の紛争のサイクルのあらゆる段階で被害の緩和に貢献するため、ODAによる包括的な支援を行っていくことを表明しました。また、2005年4月に開催されたアジア・アフリカ首脳会議において、小泉総理大臣（当時）は、アジア全体で取り組むべき問題として、経済協力、平和の構築、国際協調の推進を取り上げました。さらに、2006年4月から5月にかけて、エチオピア及びガーナを訪問した際

に、アフリカの平和と発展に向け、日本は積極的に支援していくことを表明しました。

日本は、ODA大綱において、平和の構築を重点課題の一つとして掲げています。具体的には、紛争の予防や緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国づくりまで継ぎ目なく支援を行い、平和と安定を確保します。また、ODA大綱を受けたODA中期政策では、平和の構築とは、「紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に人々が直面する様々な困難を緩和し、その後、長期にわたって安定的な発展を達成すること」を目的としたものであると定義しています。そして、支援を実施していく上での具体的なアプローチ及び取組を提示し、人々が「平和の配当」を実感し、社会の平和と安定につながるよう、国際機関や他ドナー、国内の民間部門やNGOと協力して積極的に支援していくことを表明しています。

日本は、これまでイラク、アフガニスタン、スーダン、カンボジア、スリランカ、コソボ、東ティモール、パレスチナなどにおいて平和の構築への具体的な取組を行ってきており、今後とも、同分野にODAを活用した取組を積極的に行っていきます。

(1) イラク

日本を含む国際社会は、イラクの平和と安定の実現のために、イラクの国づくりへの支援を進めていく必要があります。イラクが主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主的国家として再建されることは、イラク国民にとって、また、中東及び国際社会の平和と安定にとって極めて重要であり、石油資源の9割近くを中東から輸入する日本の国益にも直結しています。

日本はこれまで、自衛隊派遣による人的貢献とODAによる支援を「車の両輪」としてイラク復興支援を実施してきました。陸上自衛隊は2006年7月にイラクでの活動を終えましたが、日本は今後もイラク支援を積極的に続けていきます。

ODAによる支援については、マドリードにおける2003年10月のイラク復興国際会議の際に、当面の支援として、電力、教育、水・衛生、保健、雇用などイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善に重点を置いた総額15億ドルの無償資金の供与、また、中期的な復興需要に対しては、電力、運輸等の分野でのインフラ整備に対する円借款を中心とした最大35億ドルまでの支援を行うことを表明

しました。総額15億ドルの無償資金の供与については、2005年5月までに全て実施・決定しています。こうした支援は、経済・社会面での復興を支援するとともに、イラクの政治プロセスを後押しする役割も担っています。

(イ) イラクに対する二国間支援

イラク政府機関などに対する日本の無償資金による直接支援は、総額約9億ドルに上ります。これまで順次決定してきた緊急無償資金協力案件のうち、「警察車両供与計画」、「移動式変電設備供与計画」、「消防車両供与計画」、「防弾車両供与計画」、「サマーワ市ゴミ処理機材供与計画」は2006年3月までに完了し、支援の成果が現地で実感されつつあります。

円借款による支援については、イラク側との協議や各種調査を経て、2006年10月までに、「港湾整備計画」、「灌漑セクターローン」、「アル・ムサイブ火力発電所改修計画」、「サマーワ橋梁・道路建設計画」、「バスラ製油所改良計画(E/S)」及び「コール・アルズベール肥料工場改修計画」を実施するために必要な総額1,000億円(約8.6億ドル)を限度とする円借款を供与する意図をイラク政府に伝えました。

イラクの債務問題については、2004年にパリクラブにおいてイラク債務(総額約389億ドル)の80%を3段階で削減する合意が成立したことを受けて、2005年11月に日本が有する約76億ドルの債権(日本は第一位の債権国)を3段階に分けて合計80%削減する二国間合意が日本・イラク間で署名されました。債務削減スケジュールはIMF支援プログラムと連動しており、2006年9月現在、第2段階まで進展しています。

図表 II-21 日本のイラク復興支援（2006年10月までに実施決定した無償資金による当面の支援）



●キャパシティ・ビルディング支援

復興が着実に進展するためには人材育成が重要であるとの考えから、日本は、研修事業を通じて様々な分野において、イラク人の行政官や技術者のキャパシティ・ビルディング支援を行ってきています。2004年3月から2006年3月までに日本やエジプトやヨルダンといった周辺国において研修を受けたイラク人は約1,300人に上ります。



エジプトでの第三国研修

(写真提供：JICA)

具体的には、日本はエジプトと協力し、イラクの医療分野の復興を支援しました。特に、小児科などのニーズの高い分野での人材育成に重点を置き、カイロ大学を中心としたエジプトの医療機関において、2004年3月、10月、2005年3月、7月、2006年5月の5度にわたり、500名近いイラク人医療関係者の研修を行いました。また、ヨルダンにおける第三国研修では、電力、統計、水資源管理、上下水道、博物館・遺跡管理、IT教育の分野でヨルダン側の各関係機関の協力を得て、約500名(2006年3月時点)のイラク人関係者が研修を受けました。さらに、日本での研修を通じてイラクの政治プロセスを支援しました。具体的には、イラク独立選挙委員会に対し、2004年12月、2005年5月に2回の研修を行い、2005年6月、ハサニー議長をはじめとするイラク移行国民議会各会派から幅広い参加を得て憲法制定支援セミナーを開催しました。

●ムサンナー県における取組

サマーワを中心とするムサンナー県では、自衛隊の活動と連携し、総額2億ドル以上を投入して草の根・人間の安全保障無償資金協力や緊急無償資金協力といったODAによる支援を実施してきました。特に、安全な飲料水の提供、電力供給の安

定化、基礎的な医療サービスの提供、衛生状態の改善、教育環境の改善、生活道路の確保、雇用機会の創出、安全な生活を送るための治安回復及び人材育成を優先課題として取り組んできました。

電力分野では、2005年5月にサマーワ大型発電所建設計画に対する緊急無償資金協力の実施を決定しました。この協力により県全体の電力総需要(200MW)の約3分の1が供給されることとなります。給水分野では、草の根・人間の安全保障無償資金協力による「ムサンナー県安全な水へのアクセス改善計画」の実施により、県民一人当たり毎日約5リットルの安全な飲料水を提供しています。さらに、2005年12月、イラク特措法基本計画延長の閣議決定(臨時閣議)に合わせて、特に現地のニーズが高い雇用の促進及び電力事情の改善に貢献するため、UNDPが実施する「イラク復興雇用計画Ⅲ(IREPⅢ)」及び「ムサンナー県電力網強化計画」に対して緊急無償資金協力総額約1,440万ドルを供与することを決定しました。自衛隊との具体的な連携としては、ODAにより供与された医療機材の使用方法を自衛隊医務官が指導したり、自衛隊が砂利舗装した道路をODAによりアスファルト舗装したりしました。また、円借款により、サマーワにおける橋梁の新設(1本)及び架替え(2本)等や、ムサンナー県においてもかんがい施設の復旧等を支援することとしています。



「イラク復興雇用計画Ⅲ」の様子

(写真提供：UNDP)

このような支援の成果として、県民の基礎的な生活基盤は再建されつつあり、サマーワ市内は賑わいを見せ、住宅建設が進み、セメント工場が稼働を開始するなど、経済活動が拡大する傾向にあります。

(ロ) NGOを通じた支援

日本はイラクの人道・復興支援のため、医療、教育、給水等の分野でNGOを通じた支援も行っており、その総額は2006年9月現在、約2,700万ドルに上ります。その中で支援総額の9割近くにあたる約2,400万ドルをイラクの復興支援事業に限定して、ジャパン・プラットフォーム（JPF：Japan Platform）（JPFについては170ページを参照してください）に拠出しました。この拠出により、JPF傘下のNGOが2005年度に、イラク北部3件の国内避難民・帰還民・住民に対する緊急復興事業、バグダッドの小中学校修復事業、北部地域における医療支援を実施しました。

この他にも日本は、JPF傘下に入っていない日本のNGOや国際NGOに対しても支援を行っています（注1）。日本のNGOを通じては、これまでサマーワ母子病院に対して新生児保育器などの医療機材やサマーワ看護高等学校に対して教育用機材の供与などを実施しました。また、国際NGOを通じては、バグダッドのカーズィミーヤ教育病院に対して医薬品・医療品を供与したり、ムサンナー県では給水車をレンタルして水道管による給水を得られない地域の住民に給水する活動を行うなど、イラクの人道・復興のため、日本は積極的に支援しています。

(ハ) 国際機関を通じた支援・国際協調の促進

日本は、イラク復興支援にあたり国際協調の促進が重要であるとの考えから、マドリード会議で設立が合意されたイラク復興信託基金に、4億9,000万ドル（注2）拠出しました。この拠出を通じて、国連機関や世界銀行が実施する各種復興事業を支援しています（イラク復興信託基金の実績に関しては2005年版ODA白書を参照してください）。また、資金面での貢献だけでなく、同基金に対する最大の拠出国として、日本は同基金のドナー委員会の議長を2004年の1年間務めました。

イラク復興信託基金への拠出以外では、日本は1億ドル程度の国際機関経由の支援を行っています。

2005年4月のイラク移行政府の発足を受けた国際協調促進の動きとして、同年6月、イラク国際会議がベルギーのブリュッセルで開催され、日本

からは町村外務大臣（当時）が出席して、経済復興セッションの共同議長を務めました。この会議は、政治プロセス、経済問題と復興、治安と法の支配をテーマとして開催されました。この会議の結果を受け、復興支援に関する国際的な取組を具体的に協議することに焦点をあて、7月には第4回イラク復興信託基金ドナー委員会がヨルダンで開催されました。日本は、イラク復興のための国際協調の促進に引き続き努力していきます。

(二) 今後の支援

イラクでは、2005年12月に実施された国民議会選挙の結果を受け、2006年5月20日に正式な政府が発足しました。このように、イラクの政治プロセスが進展し、ムサンナー県における治安権限が移譲されたことを踏まえ、日本は陸上自衛隊の同県における人道復興支援活動が一定の役割を果たしたと判断し、2006年7月に陸上自衛隊をサマーワから撤収させました。今後の復興プロセスにおいては、イラク政府より主体的かつ自律的な取組を国際社会が支援していくことが重要です。日本の支援では、15億ドルの無償資金による当面の支援がすべて実施・決定されており、今後は、円借款による支援を進める段階に本格的に移行します。また、資金協力との一層の連携を図りつつ、研修を通じたキャパシティ・ビルディング支援も継続していきます。このように今後とも日本は、イラク人自身による国家再建の努力への支援を積極的に進めていく方針であり、2006年8月、麻生外務大臣はバグダッドを訪問し、マーリキー首相及びズイーバーリー外相と会談を行い、陸上自衛隊撤収後も日本のイラク支援の立場に揺るぎはないことを明確に伝えています。

(2) アフガニスタン

アフガニスタンは、20年以上にわたる内戦により経済・社会インフラといった生活基盤そのものから、国家の枠組みを形成する基本システムが破壊された状態から、新しい国づくりをめざし努力を続けています。2001年の米国同時多発テロ以降、現在まで約5年の間、アフガニスタン政府と国際社会は協働してアフガニスタンの再生に取り組ん

注1：日本のNGOとしては「日本・イラク医学協会」、「東京財団」、「国際看護交流協会」及び国際NGOとしては、ヨルダン「ハシミテ慈善財団」、「ケア・インターナショナル」、フランス「ACTED」に支援している。

注2：4億9,000万ドルの内訳は、信託基金の国連管理部分に3億6,000万ドル（2004年3月拠出）、世界銀行管理部分に1億3,000万ドル（2004年3月に9,000万ドル8月に4,000万ドルを拠出）。

で来ました。

この約5年のアフガニスタンの歩みに対し、日本は一貫して支援を継続してきました。日本の支援はアフガニスタンにおける平和・復興への取組が、世界全体の平和と安定、さらには、テロの根絶・防止にもつながるという考えに基づくものです。日本は2002年1月に「アフガニスタン復興支援国際会議（東京会議）」を主催して、国際社会全体から45億ドル以上の支援を確保し、日本としても向こう2年半で最大5億ドルの支援を表明しました。続く2004年3月のアフガニスタン国際会議（ベルリン会議）においても、日本は2006年3月までの2年間で、4億ドルの追加支援を表明しまし

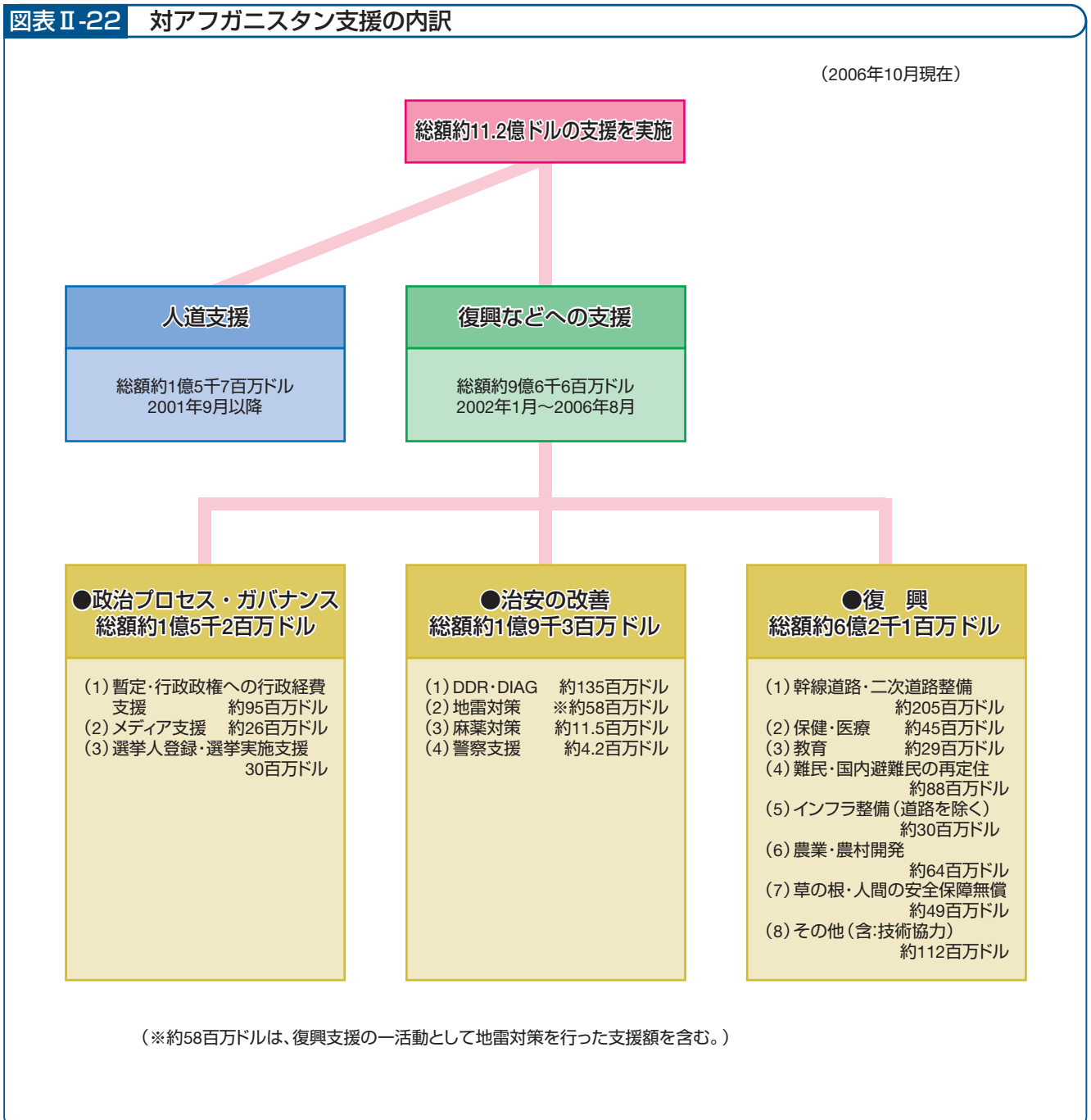
た。日本はアフガニスタンの復興に対し、積極的な支援を展開してきており、2006年1月までに10億ドル以上の支援をすでに実施済みであり、今後とも支援を継続していく考えです。

(イ) アフガニスタンに対する支援

日本のアフガニスタン支援は、2002年に川口外務大臣（当時）が提唱した「平和の定着」構想に基づき、政治プロセス・ガバナンス、治安の維持、復興の3つの柱から成り立っています（「平和の定着」構想については50ページを参照してください）。

政治プロセス・ガバナンスに対する支援については、国家の枠組みを形成する基本システムの回

図表Ⅱ-22 対アフガニスタン支援の内訳



復を目的にしています。例えば、暫定政権への行政経費支援や、2005年の大統領選挙とそれに続く議会の選挙監視支援などがあげられます。また、治安の改善に対する支援については、元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰（DDR：Disarmament, Demobilization and Reintegration）、地雷対策、警察支援など、平和の定着に必要な治安回復のための支援を行っています。特に、DDRプロセスについては、日本が主導的な立場で協力し、2005年7月7日には、約6万人の元兵士の武装解除・動員解除が、また2006年6月には動員解除された元兵士の社会復帰支援が終了しました。さらに、復興に対する支援として難民・避難民の再定住支援、農業・農村開発支援、教育支援、インフラ整備など様々な支援を行っています。



木陰で勉強するマウラナ・ジャラルディン高校の生徒たち
(写真提供：JICA)

また、緒方貞子アフガニスタンに関する総理特別代表（当時）の2002年のアフガニスタン訪問を踏まえた提言に基づいて実施している地方総合開発支援（緒方イニシアティブ）は、地方復興支援のモデルを提示し、人道支援から復興・開発への継ぎ目のない支援策をうちだしたものです。インフラ部門ではカンダハール・カブール間、カンダハール・ヘラート間の幹線道路整備に続き、マザリシャリフ市の計画的な復興・開発を目指し、2005年度には「マザリシャリフ市内道路改修計画」の実施を決定しました。さらに、独立行政法人文化財研究所の協力を得て、世界遺産であるバーミヤン遺跡の保存・修復、活用などに関する計画の作成と石窟内の壁画、大仏破片、仏がんの保存・修復作業を進めています。



(独)文化財研究所によるバーミヤン遺跡石窟における保存修復作業の様子

(ロ) 今後の支援

2006年1月に実施されたアフガニスタン復興会議（ロンドン会議）において、日本は、アフガニスタン国家開発戦略（ANDS：Afghanistan National Development Strategy）の履行のために当面4.5億ドルの追加支援とともに、新生アフガニスタンの新たな国づくりの努力に対する日本の方針を表明しました。また、2006年7月には、カルザイ大統領が来日した際に、日本は「平和の定着」に関する第2回東京会議を開催し、アフガニスタンの発展に向けて引き続き支援をしていくことを表明しました。現在のアフガニスタンは、緊急人道支援を要する段階から復旧・復興支援の段階を経て、本格的な開発支援の段階に移行しつつあります。しかし、その一方で、貧困問題は未だ存在し、また、DDRの対象とならない非合法武装集団が数多く残存しているなど治安問題もあり、持続的な開発を左右する大きな課題を抱えています。

このような問題解決への取組を支援するために、



麻生大臣とカルザイ大統領の写真

日本は、アフガニスタンの主要基盤産業であり、最大の雇用人数を抱える農業の活性化が極めて重要であるとの認識から、今後、アフガニスタン支援の柱として、農業、農村開発を実現するための基礎的インフラの強化、政府やコミュニティの能力向上を目指す総合的な取組である地方総合開発支援を実施していく考えです。さらに、中・長期的なアフガニスタンの発展のためには、中央アジア等周辺諸国との連携をも見据えた開発が必要です。その観点から、アフガニスタンとその周辺国を対象とした地域開発を重視していきます。

(3) スーダン

2005年4月、スーダン南北間の包括和平合意の成立を受け、同合意の着実な履行に対して幅広い国際的支援を得るため、アナン国連事務総長をはじめ、60以上の国（日本を含む）、地域、機関の代表が出席して、スーダン支援国会合がオスロで開催されました。このオスロ会合では、2005年から2007年の3年間の支援要請額約41億ドル^(注1)に対して、各代表団より、これを上回る計45億ドルの支援表明がありました。これにより、スーダンの南北和平合意履行のための国際社会による一致した支援の強化という目的は達成されました。日本からは逢沢外務副大臣（当時）が政府代表として出席し、スーダンにおける平和の定着を支援するために当面1億ドルの支援を行うことを表明しました。2005年6月には政府調査団を現地に派遣し、二国間援助再開に向けた政府間対話を行うとともに、今後の具体的な支援策のあり方について本格的な検討を開始しました。

その結果も踏まえ、これまで国際機関を通じた支援を中心に実施してきました。具体的には、2005年7月に、食糧援助、食糧自給支援及び小児感染症予防支援からなる総額約12億円の無償資金協力、9月には、雨期明けに伴い本格化する南部への難民・国内避難民の帰還を支援するため総額約34億円の無償資金協力、11月に、暫定武装解

除・動員解除・社会復帰プログラム（IDDRP：Interim Disarmament, Demobilization and Reintegration Programme）実施のための総額約7.6億円の紛争予防・平和構築無償資金協力、2006年2月には、紛争犠牲者に対する医療支援を順次決定しました。

こうした国際機関経由の支援に加え、二国間援助にも取り組んでいます。具体的には、「アフリカン・ビレッジ・イニシアティブ（AVI：African Village Initiative）」の考えを踏まえたコミュニティ支援の要素を含む緊急支援調査として、「ジュバ市内・近郊地域緊急生活基盤整備計画調査」を実施しています。これは、2006年1月から現地で本格調査を開始し、南部政府の首都であるジュバ市の都市計画の策定支援と、周辺コミュニティを含めた生活環境改善のための緊急事業を実施しています。このほか、JICAを通じて、ポスト紛争国における復興開発や、平和構築に関する基礎的な考え方を学ぶ機会を提供するとともに、今後、スーダンにおいて日本がODA事業を実施するにあたり必要な理解を促進することを目的とした、国際協力セミナーによる人材育成支援を実施しています。具体的には、国際協力セミナーを南北の行政官10名を対象として日本国内で2度実施したほか、各種分野の第三国研修をエチオピア、ケニア及びエジプトにおいて実施しました。

ダルフル問題^(注2)に関して、日本は、同問題解決に向け、国連安全保障理事会の動向と歩調を合わせ、スーダン政府を含む関係者の具体的努力を引き続き働きかけています。さらに、人道支援の実施に加え、同問題解決のために主導的な役割を果たしているアフリカ連合（AU：African Union）の活動を支援しています。人道支援では、2004年に総額約2,100万ドルの支援を実施したのに続き、2005年に国内避難民・難民の帰還支援や、食糧援助として総額約750万ドルの支援を実施しました。また、ダルフル問題に関するAUの活動に対し、2005年3月に約200万ドルの支援を実施しました。さらに、2006年5月、小泉総理大臣（当時）

注1：支援要請額は、国連2005年ワークプラン（国連諸機関が2005年に実施する緊急支援をとりまとめた総額約15億ドル規模の支援計画）とスーダン合同評価調査団報告書（世界銀行と国連が合同でスーダン政府及びSPLM/Aの支持・参加を得て1年近くかけて実施してきた2011年までの移行期間を対象とした開発計画であり、2007年までの開発ニーズ79億ドルのうち、26億ドルの支援を国際社会に求めており、この開発計画を国際社会が協調して実施するために世界銀行が管理するスーダン復興開発基金を設置）を合わせた金額。

注2：2003年以降、スーダン西部のチャドと国境を接するダルフル地方において内紛が激化。治安が極度に悪化し、約20万人の難民、約180万人の国内避難民が発生。2006年5月、スーダン政府と反政府勢力の一部が「ダルフル和平合意（DPA：Darfur Peace Agreement）」に署名したが、署名後も関係当事者間で武力衝突が発生し、治安状況は改善せず。さらにアフリカ連合の部隊や人道支援関係者に対する襲撃事件が増加しており、情勢は悪化している。

図表 II-23 日本のスーダンに対する平和の定着のための支援

<p style="text-align: center;">拠出済 約11,089万ドル</p>	<p>【国際機関・基金を通じた支援】</p> <p>2004年12月 (FAO経由) 南部地域における小規模漁業支援 (人間の安全保障基金) (約102万ドル)</p> <p>2005年3月 (UNMAS経由) 南部地域における地雷対策支援 (緊急無償) (約700万ドル)</p> <p>2005年3月 (地雷対策支援信託基金拠出) 緊急調査・限定的除去・爆発物処理事業支援 (約30万ドル)</p> <p>2005年6月 (UNHCR拠出) 通常拠出からのイヤマーク (300万ドル)</p> <p>2005年7月 (WFP経由) 食糧援助 (KR) (約495万ドル)</p> <p>2005年7月 (FAO経由) 貧困農民支援 (2KR) (約93万ドル)</p> <p>2005年8月 (ICRC拠出) 通常拠出からのイヤマーク (約40万ドル)</p> <p>2005年8月 (UNICEF経由) 小児感染症予防計画 (一般無償) (約531万ドル)</p> <p>2005年9月 (WFP経由) 物流促進及び難民・国内避難民の帰還支援 (緊急無償) (約999万ドル)</p> <p>2005年9月 (UNHCR経由) 南部帰還・再統合及びダルフル国内避難民・帰還民保護・帰還・再統合支援 (緊急無償) (約893万ドル)</p> <p>2005年9月 (UNICEF経由) 南部における初等教育拡大支援 (緊急無償) (860万ドル)</p> <p>2005年9月 (IOM経由) 国内避難民の帰還支援 (緊急無償) (約463万ドル)</p> <p>2005年10月 (UNDP経由) 暫定DDR支援 (紛争予防・平和構築無償) (約714万ドル)</p> <p>2005年10月 (WFP経由) ダルフル及び在チャド・スーダン難民に対する食糧援助 (KR) (約449万ドル)</p> <p>2006年2月 (ICRC経由) 南部スーダン教育病院支援 (緊急無償) (約200万ドル)</p> <p>2006年5月 (UNHCR拠出) 通常拠出からのイヤマーク (300万ドル)</p> <p>2006年6月 (UNMAS、UNOPS、UNDP、UNICEF経由) スーダンにおける犠牲者支援と地雷回避教育 (人間の安全保障基金) 約175万ドル)</p> <p>2006年6月 (UNICEF経由) ダルフルにおける水・教育支援 (緊急無償) (約500万ドル)</p> <p>2006年6月 (UNHCR経由) ダルフル及び在チャド・スーダン難民に対する帰還保護・再統合支援 (緊急無償) (約368万ドル)</p> <p>2006年6月 (ICRC経由) ダルフルにおける医療支援 (緊急無償) (約132万ドル)</p> <p>2006年7月 (WFP経由) スーダン及び在チャド・スーダン難民に対する食糧援助 (KR) (約1,020万ドル)</p> <p>2006年7月 (UNFPA経由) ヌバ山地域の母体保護キャパシティ・ビルディング (人間の安全保障基金) (約130万ドル)</p> <p>2006年8月 (ICRC拠出) 通常拠出からイヤマーク (約40万ドル)</p> <p>2006年8月 (UNICEF経由) 小児感染症予防計画 (一般無償) (約462万ドル)</p> <p>【アフリカ連合 (AU) を通じた支援】</p> <p>2005年3月 AMISの活動に対する支援 (AUへの拠出) (約151万ドル)</p> <p>【二国間援助：技術協力】 (計500万ドル程度)</p> <p>2005年11月 開発調査 (ジュバ緊急生活基盤整備計画)</p> <p>2005年5月・2006年1月 国際協力セミナー (日本国内)・第三国研修・専門家派遣等</p> <p>2006年9月 ジュバ職業訓練センター改善計画</p> <p>【NGOを通じた支援】</p> <p>2005年1月 NGO (ジャパン・プラットフォーム、日本NGO支援無償) を通じた支援 (約310万ドル)</p> <p>2006年1月 マイゴーマ孤児院医療支援 (国際NGO) (草の根・人間の安全保障無償) (約4万ドル)</p> <p>2006年1月 地雷防護車供与計画 (国際NGO) (同上) (約48万ドル)</p> <p>2006年3月 ウン・ケレディン水資源環境衛生計画 (国際NGO) (同上) (約7万ドル)</p> <p>2006年3月 ガダーレフ州における遊牧民全寮制学校の再建支援 (ローカルNGO) (同上) (約8万ドル)</p> <p>2006年7月 NGO (ジャパン・プラットフォーム) を通じた支援 (約65万ドル (約7,200万円))</p>
	<p>決定済 約867万ドル</p> <p>【アフリカ連合 (AU) を通じた支援】</p> <p>2006年5月 AMISの活動に対する支援 (緊急無償) (約867万ドル)</p>
	<p>合計 11,956万ドル</p>

がアフリカ訪問中に行ったAU本部での政策演説において、ダルフル和平交渉の早期妥結を呼びかけるとともに、AUの活動を支援するために約870万ドルの追加的な緊急支援を行うこととし、さらに1,000万ドル程度の追加的な人道支援も行うと表明しました。

2005年4月に開催されたアジア・アフリカ首脳会議において、小泉総理大臣（当時）はアフリカ支援全般の強化とともに平和構築支援を打ち出しました。スーダン支援は、日本が対アフリカ政策の重要な柱として強調する「平和の定着」に対する支援の典型例であり、その成功は今後のモデルケースとなり得ます。



アジア・アフリカ首脳会議の全体会で演説する小泉総理
(写真提供：内閣広報室)

(4) アフリカ（サブ・サハラ）^(注)

サブ・サハラ・アフリカにおいては、人為的な国境線の画定、国家基盤の脆弱性などを背景に、貧困、民族・宗教対立、経済的利権、独立問題などの複雑な要素が絡み合い、冷戦終結後、政府と反政府勢力間の権力・資源争い、部族の対立、国家間の対立による紛争が増加しました。中にはコンゴ民主共和国のように、1998年に発生した政府・反政府勢力間の争いが多数の近隣諸国を巻き込み、国際紛争に発展するケースもありました。これらの紛争は多くの犠牲者や大規模な難民・国内避難民を生み出したばかりでなく、経済の停滞、インフラなどの破壊、さらなる貧困などの悪循環を招きました。この結果、これらの要因が重なり、様々な社会問題に十分な対策が講じられなくなり、

HIV/エイズやマラリアなどの感染症のまん延のみならず、一部の国・地域では人権の抑圧、武器・薬物などの流出入、組織犯罪の深刻化なども引き起こしました。

日本は、1993年よりアフリカ開発会議（TICAD：Tokyo International Conference on African Development）プロセスを対アフリカ支援の基軸としており、2003年のTICADⅢでは、アフリカの安定と発展のために、紛争地域における和平を推進し、また紛争後の復興を継ぎ目なく支援していくとの考えから、日本が重視する支援の柱の一つに「平和の定着」を掲げる旨を表明し、これまで積極的に人道・復興支援を実施してきました。

近年はアフリカ諸国やAU及び西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS：Economic Community of West African States）や南部アフリカ開発共同体（SADC：Southern African Development Community）などの域内地域機関など、アフリカが自らの手により紛争の予防・解決に積極的に取り組む自助努力の傾向が見られます。その成果として、10年にわたって続いたシエラレオネの内戦が2002年に終結を迎えたほか、1975年の独立以来27年にわたり繰り返されてきたアンゴラの内戦も2002年に停戦合意が成立しました。さらに1998年以来、近隣諸国が介入しての紛争が続いていたコンゴ民主共和国でも2002年に和平合意が成立するなど、各地の紛争が徐々に終結し、アフリカ全体に平和の兆しが見えてきています。また紛争終結後、難民・避難民の帰還・再定住やDDRなど、再び紛争に逆戻りせず平和を定着させる取組が進展しつつあります。

近年のアフリカのオーナーシップに基づく「平



戦争被害女性のための職業訓練学校（シエラレオネ）

注：地域区分は、外務省分類。ここで言うサハラ砂漠以南のアフリカ諸国を指す。なお、スーダンは中東に含まれる。

和の定着」をさらに推進するため、2006年2月、日本はエチオピアのアディスアベバにおいて「TICAD平和の定着会議」を開催しました。ここでは、紛争終結国に対する支援のあり方につき議論を行うとともに、2005年3月に発表した対アフリカ「平和の定着」支援パッケージに引き続き、スーダン、大湖地域、西アフリカを中心にDDRや小型武器対策、地雷対策、元児童兵の社会復帰に対する総額約6,000万ドルの当面の支援を含むアフリカの平和の定着に向けた新たなイニシアティブを発表しました。さらに、2006年4月から5月にかけて、小泉総理大臣（当時）がエチオピア及びガーナを訪問した際に、アフリカの平和と発展に向けた日本の取組として、ダルフル住民に対する人道支援、小型武器対策支援、テロ対策支援、NEPAD支援、対アフリカ感染症行動計画とともに、ダルフル問題に関してAUが行っている活動を支援するため、約870万ドルの緊急無償資金協力を表明しました。

日本は、AUが紛争予防・管理・解決の分野で果たしている役割を高く評価しており、AUの活動を支援するため、2005年度までにAU平和基金に対し

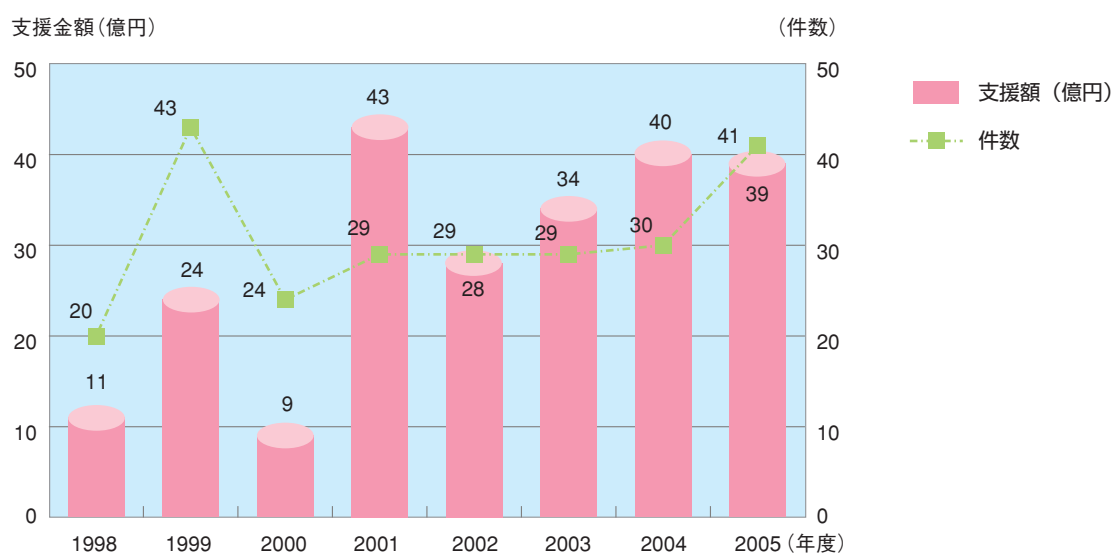
合計約458万ドル^(注)を拠出しています。さらに、紛争などにより避難を余儀なくされている難民・国内避難民などに対し、2005年度にはUNHCR経由で約4,825万ドル、WFP経由で約4,707万ドル、国際移住機関（IOM：International Organization for Migration）経由で463万ドル、赤十字国際委員会（ICRC：International Committee of the Red Cross）経由で約464万ドルの支援を実施しました。

(5) 対人地雷・小型武器

カンボジアやアフガニスタンのような、長年紛争が続いた地域を中心として埋設された対人地雷、及び、紛争、犯罪などで用いられ、多くの被害者をもたらす非法な小型武器は、子どもを含む一般市民などの非戦闘員に対しても無差別に被害を与えており、人道上極めて重大な問題です。さらには、復興・開発活動を妨げ、紛争再発の原因となることもあります。

ODA大綱並びにODA中期政策では、平和の構築という観点から、紛争予防のための兵器の輸出入管理の強化、不正な武器の取引防止、法制度整

図表Ⅱ-24 1998年度以降の対人地雷対策支援実績



注：1996年以降の累積額。AUの前身であるアフリカ統一機構（OAU：Organization of African Unity）時代のものを含む。

備などに関する開発途上国の能力強化支援、紛争終了国における国内安定・治安確保のために、地雷や小型武器を含む武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者などの能力強化に特段の配慮を払う旨明記しています。

(イ) 対人地雷対策支援

日本は「犠牲者ゼロ・プログラム」^(注)の下、地雷除去を含む地雷対策支援を積極的に行っており、1998年以降の支援総額は230億円以上に上ります(2006年3月末現在)。2004年12月、対人地雷禁止条約(オタワ条約)第1回検討会議においては、アジア・中東・アフリカ地域に力点を置きつつ、①「平和の構築」への貢献、②「人間の安全保障」の視点の重視、③産官学民の連携及びその一環としての技術開発への取組の三原則に従って、従来同様の規模で地雷対策支援を行うこととした、新たな地雷政策を表明しました。

2005年度は、従来からの国際機関を通じた資金協力、草の根・人間の安全保障無償、日本NGO支援無償などを用いた支援を引き続き行ったほか、2006年2月には、緊急無償資金協力により、ブルンジにおいて、平和の定着に向けた復興と開発を支援する一環として地雷除去活動及び同活動に携わるブルンジ人スタッフに対する能力開発支援



アフガニスタンにおける地雷除去作業の様子

(約55万ドル)を行うことを決定しました。また、手作業による地雷除去には相当の危険と時間が伴うことから、日本は、地雷除去活動の安全性と効率性の向上のために、地雷探知・除去技術の研究開発にも積極的に取り組んでいます。日本は、世界からの地雷廃絶を訴えていくとともに、人道の視点のみならず、開発の視点も取り入れながら今後とも対人地雷対策支援を引き続き積極的に実施していきます。

(ロ) 小型武器対策支援

非合法に流通している小型武器の削減を目指した現場での取組として、日本は、武器を放棄したコミュニティに対してインフラ(道路、井戸、学校等の修理・建設)を整備するという、武器回収と開発を組み合わせたプロジェクトを支援しています。2003年からプロジェクトを実施しているカンボジアにおいては、2006年3月末までに1万4,000丁以上の小型武器の回収という成果をあげています。また、2006年3月には、シエラレオネ及びリベリアに対し、UNDPを通じ、併せて4億円以上の武器回収プロジェクトに拠出を決定するなど、小型武器の被害が深刻なアフリカに対する支援も強化しています。

さらに、広く小型武器対策に資する取組として、上記の武器回収プロジェクトにおいては非合法的な武器の流入の摘発・防止を目的とする関連法制度の整備に関する支援や警察・税関等の法執行機関への訓練等を実施しているほか、2005年4月には北京で国連等との共催により、小型武器問題への中央アジア、ASEANの取組、トレーニング等をテーマとする小型武器セミナーを開催しました。プロジェクトの実施に当たっては、経験・知見を有する国際機関やNGOとも緊密に協力を進めています。小型武器に関連するこのような取組の実績は、各国の小型武器への取組の指針となっている「国連小型武器行動計画」が2001年に採択されて以来、5年間で総計約305億円となっています。

2006年4月から5月にかけて、小泉総理大臣(当時)のエチオピア及びガーナ訪問や6月に開催された国連小型武器行動計画履行検討会議において、日本は小型武器対策支援を今後更に強化していくことを表明しました。

注：1997年12月、オタワ条約の署名式において小淵外務大臣(当時)より提唱したものの。日本は、同プログラムにおいて、地雷除去や犠牲者支援に対する協力のために、1998年から5年間の間に100億円規模の支援を行うことを表明し、2002年10月にこの支援額を達成。

ODA大綱では、日本と密接な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアを重点地域としています。その他の地域についてもODA大綱の目的、基本方針及び重点課題を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留意しつつ、重点化を図ることとしています。以下では、各地域別の日本のODAの取組状況について説明します。

1. 東アジア地域

日本の東アジア地域に対する2005年の二国間ODAは、約30億6,852万ドルで、二国間ODA全体に占める割合は29.3%です。

東アジア諸国は日本と政治・経済・文化などあらゆる面において緊密な相互依存関係にあり、東アジア地域の発展と安定は日本の安全と繁栄にとって重要な意義を有しています。日本は、これま

で東アジア地域に対して、ODAによる経済インフラ基盤整備などを進めるとともに、経済連携の強化などを通じて民間投資や貿易の活性化を図るなど、ODAと投資・貿易を連携させた経済協力を進めることにより、同地域の目覚ましい発展に貢献してきました。ODA大綱においても、引き続きアジアを重点地域としています。

東アジア地域においては、高い経済成長を遂げ、すでに韓国やシンガポールのように被援助国から援助国へ移行した国も現れている一方で、カンボジアやラオスなどのLDCが依然として存在しています。また、中国のように、近年著しい経済成長を成し遂げつつも、国内格差を抱えている国や、ベトナムのように、中央計画経済体制から市場経済体制への移行の途上にある国もあります。日本は、このような各国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化などに十分留意しつつ、援助を行っています。

図表 II-25 東アジア地域における日本の援助実績

2005年（暦年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国又は地域名	贈与			政府貸付等			合計
		無償資金協力	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
1	インドネシア	172.21	98.40	270.61	1072.18	119.65	952.53	1,223.13
2	中国	34.03	235.73	269.77	1474.66	680.16	794.50	1,064.27
3	ベトナム	50.58	71.72	122.30	552.02	71.66	480.36	602.66
4	フィリピン	17.90	57.33	75.23	674.78	473.57	201.21	276.43
5	カンボジア	53.10	43.45	96.55	4.92	0.86	4.07	100.62
6	モンゴル	20.90	21.21	42.10	22.28	7.91	14.38	56.48
7	ラオス	23.35	29.56	52.91	5.05	3.89	1.15	54.06
		(19.31)	(29.56)	(48.88)	(5.05)	(0.00)	(5.05)	(53.92)
8	東ティモール	27.93	5.48	33.41	—	—	—	33.41
9	ミャンマー	6.65	19.03	25.69	—	0.19	-0.19	25.49
10	マレーシア	0.53	33.01	33.54	151.78	187.46	-35.68	-2.14
11	タイ	3.17	66.79	69.96	605.35	989.19	-383.85	-313.89
	その他	—	55.89	55.89	—	107.91	-107.91	-52.02
	東アジア地域合計	410.35 (406.31)	737.61 (737.61)	1,147.95 (1,143.92)	4,563.02 (4,563.02)	2,642.45 (2,638.56)	1,920.57 (1,924.46)	3,068.52 (3,068.38)
	(ASEAN合計)	327.49 (323.46)	421.31 (421.31)	748.80 (744.76)	3,066.08 (3,066.08)	1,846.48 (1,842.58)	1,219.60 (1,223.49)	1,968.40 (1,968.26)

注：(1) 地域区分は外務省分類。

(2) 合計は卒業国向け援助を含む。

(3) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(4) () 内の値は債務救済を含まない金額。

債務救済には、債務救済無償、円借款の債務免除及び付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。

(5) その他は多数の国にまたがる援助。

2005年12月14日に、マレーシアのクアラルンプールにおいて、第一回東アジア首脳会議（EAS：East Asia Summit）が開催されました。同会議において「東アジア首脳会議に関するクアラルンプール宣言」が採択され、広範な戦略的、政治的及び経済的諸問題について、普遍的価値とグローバルな規範にのっとりつつ、東アジアにおける平和、安定及び経済的繁栄を促進することを目的とした対話を行うため、今後も東アジア首脳会議を開催することとしました。会議では、日本は、東アジア首脳会議を地域協力の理念や原則、共通課題への対処について、戦略的かつ大局的観点から議論する場に発展させるべきこと、また、鳥インフルエンザ、テロ、海賊対策等の諸問題について協力を進め、参加国の一体感を醸成すれば、東アジア首脳会議は共同体形成に重要な役割を果たすことができる旨表明しました。

2005年12月13日に行われた日・ASEAN首脳会議において、日本はASEAN共同体の形成に向けた努力に対し、75億円を拠出することを表明しました（これを受け、2006年3月に日ASEAN統合基金が設立）。また、アジアにおける鳥インフルエンザ対策のためにASEAN域内50万人分のワクチン（タミフル）の供与を含む、1億3,500万ドルの支援を表明しました。さらに、国境を越える犯罪とテロとの闘い、防災の強化、人的交流の促進等の分野で協力していくことも表明し、これらは着実に実施されています。ASEANはこのような日本の協力に対して感謝と歓迎を表明しています。

また、同13日に開催された第二回日・CLV（カンボジア・ラオス・ベトナム）首脳会議では、前年度の同首脳会議でCLV側から要請のあったCLV

3か国にまたがる辺境地帯「開発の三角地帯」に対し、教育や医療など基礎的分野を中心として2005年度に計16件、総額約20億円の協力を行うことを表明しました。ASEAN域内で開発格差の是正に特に関心の高いCLV首脳より、こうした日本のイニシアティブに対し感謝の意が表明されました。

労働分野においてもASEAN諸国に対し支援をしています。具体的には、ASEAN諸国において健全な労使関係を構築するため、ASEAN事務局と協力してプロジェクト実施のための委員会を開催するとともに、ASEAN地域合同の政労使三者構成セミナー、能力向上ワークショップ及び国別セミナーを実施しました。特に国別セミナーについては、ASEANへの後発加盟国に対して、日本人専門家を派遣し講義を行うなど、対象国の実態に則した手法を選択することで、地域内格差の是正の観点からも本事業の効果をより一層高めました。

食料安全保障の強化には、食料安全保障に関する情報基盤の整備が不可欠であり、2005年度は食料・農業統計情報に係る人材を育成するため、ASEAN地域ワークショップ及び各国別セミナーを実施し、統計情報の整備にかかる講義・指導を行いました。しかし、ASEAN地域における農業統計の整備状況は各国間の格差が大きく、特に後発途上国においては人材や技術面の立ち後れが顕著であり、地域全体で進めている「ASEAN食料安全保障情報システム（AFSIS：ASEAN Food Security Information System）」^(注)の推進にも支障が生じています。これに対応するため、例えば2005年度はミャンマーの担当官を日本に招へいし、研修及び指導会を実施しつつ、共同で農業統計人材能力改善プログラムを作成し、農業統計業務を担う人



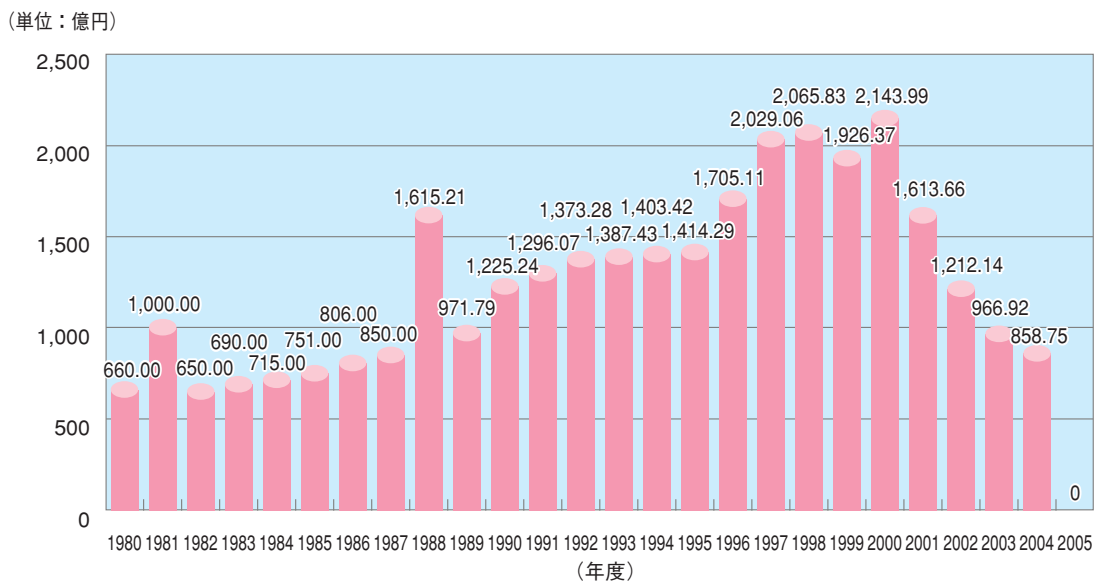
日・CLV会議



「ASEAN食料安全保障情報システム（AFSIS）」による研修
(写真提供：AFSISプロジェクト事務局)

注：ASEAN地域の食料の需給、農産物価格、人口等食料安全保障に関するデータを把握・監視する仕組み。

図表Ⅱ-26 対中国円借款の推移



注：(1) 交換公文(E/N)ベース。
 (2) 2005年度分の円借款供与については、交換公文(E/N)の締結が2006年6月となったため、2005年度の実績としては計上していない。

材育成のための基盤作りを支援しました。また、東アジア地域の食料安全保障の強化及び貧困緩和を図るため、「東アジア緊急米備蓄パイロット・プロジェクト」として、インドネシア東ジャワ島での備蓄米の放出及びラオスでの貧困緩和プロジェクトを実施しました。

■対中国ODA

日本の対中国ODAは、中国沿海部のインフラ整備、環境対策、保健・医療などの基礎生活分野の改善、人材育成など中国経済の安定的発展に貢献し、中国の改革・開放政策を維持・促進させる上で大きな役割を果たしてきました。このような対中国ODAは、日中経済関係の発展を支えるとともに、日中関係の主要な柱の一つとして重層的な日中関係を支えてきたと評価しうるものです。この点、中国側からも、首脳レベルを含め、様々な機会に謝意が表明されてきました。

近年、中国の経済発展が進む中で、対中国ODAの大部分を占める円借款の必要性は以前より相対的に低下してきています。このような状況を踏まえ、2005年4月の日中外相会談において、日中両国は、2008年の北京オリンピック前までに円借款の新規供与を円満終了することについて共通認識に達しました。現在、その細部について事務レベルでの協議を実施しているところです。

その一方で、中国における環境問題や感染症等は、日本にも直接影響が及びうる地球規模の問題となっており、これらの問題をはじめとして日中両国民が直面する共通課題が数多く存在しています。また、日中関係の健全な発展を促進するという観点からは日中両国民間の相互理解の増進も重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、無償資金協力は現在、①環境、感染症等日中両国民が直面する共通の課題の解決に資する分野、②日中両国の相互理解、交流の増進に資する分野に絞りこみつつ実施しています。また、技術協力は、人と人との交流を通じ、日本の価値観、文化を中国に伝えるための重要な手段であるので、これらに加えて、市場経済化や国際ルールへの順守、良い統治の促進、貧困克服に資する案件を中心に実施しています。

なお、2006年6月の第2回海外経済協力会議では、2005年度分の対中円借款供与を含め、対中経済協力のあり方について議論されました。対中経済協力については、今後とも日中関係全体や中国を巡る情勢を踏まえつつ、日本自身の国益に合致する形で、総合的・戦略的な観点から適切に判断した上で実施する必要があります。

2. 南アジア地域

日本の南アジア地域に対する2005年の二国間ODAは、約5億6,166万ドルで、二国間ODA全体に占める割合は5.4%です。

南アジア地域は、5億人以上の貧困層を抱える世界で最も貧しい地域の一つです。貧困、人口問題に加え、初等教育普及率の低さや保健医療の未整備、また、感染症問題なども深刻であり、MDGs達成を目指す上でもアフリカと並び最大の課題を抱える地域です。他方、同地域は、世界最大の民主主義国家であり、日本との間で民主主義、市場経済、法の支配といった価値観を共有するインドをはじめ、大きな潜在力を持つ国があり、その重要性は飛躍的に高まっています。また、インド、パキスタンにおける大量破壊兵器やミサイルの問題、及び、米国同時多発テロ事件以降の「テロとの闘い」の前線という役割からも、同地域は日本を含む国際社会にとって関心の高い地域の一つです。

一方、南アジア地域には、法による支配の確立、公共財政管理の向上、汚職の撲滅、行政の効率化・透明化などが課題とされている国があるため、今後の同地域の貧困を効果的に削減するためには、これらの国のガバナンスの向上を促し、援助のための適切な制度政策環境を確保することが重要です。

ODA大綱は、貧困削減を重点課題の一つとして掲げていることから、日本は、今後もこの地域の抱える貧困問題への対応を重視していくとともに、域内各国の経済自由化や経済面を中心とした地域協力などの地域の安定と発展に向けた望ましい動きを支援していくこととしています。

貧困削減と貧困層の生存の確保のための支援としては、特に、LDCであるバングラデシュ、ブータン、ネパールに対して、無償資金協力を中心に実施しており、技術協力との連携をはかりつつ、農業、居住環境、保健・医療などの基礎生活分野に重点を置いた協力を行っています。

また、民間活動の活発化及び海外からの投資促進に資する環境整備のための人材育成、経済・社会インフラ整備などへの支援も行っています。技術協力を通じた人材育成については、これまでスリランカ、バングラデシュ、ネパールを中心に支援を行ってきましたが、最近ではパキスタンに対する支援も拡大しています。2006年4月には約30年ぶりに青年海外協力隊員（日本語教師）がインドに派遣されました。

円借款や無償資金協力を通じては、貿易投資環境の整備に資する電力・運輸などの経済インフラの整備、教育・上下水道などの社会インフラの整備への支援を行っています。例えば、インドは2003年度から2005年度まで3年連続で日本の円借款の最大供与国となっています。円借款を通じ、

図表Ⅱ-27 南アジア地域における日本の援助実績

2005年（暦年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国又は地域名	贈 与			政府貸付等			合 計
		無償資金協力	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
1	ス リ ラ ン カ	97.38	27.33	124.72	198.76	10.57	188.19	312.91
2	パ キ ス タ ン	31.11	18.64	49.75	52.83	28.80	24.02	73.78
3	イ ン ド	13.75	17.45	31.20	555.46	515.20	40.27	71.46
4	ネ パ ー ル	75.53	18.00	93.53	0.38	30.53	-30.15	63.38
		(41.87)	(18.00)	(59.87)	(0.38)	(1.17)	(-0.78)	(59.08)
5	モ ル デ ィ ブ	21.13	3.10	24.23	—	—	—	24.23
6	ブ ー タ ン	8.08	8.72	16.80	—	—	—	16.80
7	バ ン グ ラ デ シ ュ	44.43	30.30	74.73	36.70	112.44	-75.74	-1.01
		(9.06)	(30.30)	(39.36)	(36.70)	(80.63)	(-43.93)	(-4.57)
	そ の 他	—	0.11	0.11	—	—	—	0.11
	南 ア ジ ア 地 域 合 計	291.42	123.65	415.08	844.12	697.54	146.58	561.66
		(222.39)	(123.65)	(346.04)	(844.12)	(636.37)	(207.76)	(553.80)

注：(1) 地域区分は外務省分類。

(2) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) () 内の値は債務救済を含まない金額。

債務救済には、債務救済無償、円借款の債務免除及び付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。

(4) その他は多数の国にまたがる援助。

西ベンガル州の深刻な電力不足を解消するための「プルリア揚水発電所建設計画（第三期）」、カナルタカ州のバンガロールにおいて深刻化している交通渋滞や大気汚染問題に対処し、産業の活性化と都市環境の改善を図るため地下鉄及び地上・高架鉄道を建設する「バンガロール高速輸送システム建設計画」、アンドラ・プラデシュ州のハイデラバード中心部にある湖周辺的生活環境の改善のため下水道施設等の整備を通じた、水質浄化事業等を実施する「フセイン・サガール湖流域改善計画」（コラム I - 2（15ページ）を参照してください）などを実施しています。また、パキスタンに対しては、2005年8月、「チェナブ川下流灌漑用水路回収計画」及び「給電施設拡充計画」に対し、合計約164億円までの円借款を供与しました。さらに、2006年1月に緊急震災復興支援として、約112億円までの円借款を供与しました。

スリランカの北・東部支援については、2003年6月、「スリランカ復興開発に関する東京会議」が開催され、4年間で援助国・機関より総額累計45億ドルを超える支援の意思表明がなされました。日本も、和平の進展を十分見極めながら3年間で最大10億ドルまでの支援を行う用意があることを表明し、2005年度までに約7.5億ドルを供与しています。スリランカ和平では、2003年3月の第6回交渉（箱根）以降、和平交渉は開催されていませんが、日本は和平プロセスを後押しする観点から、約20年間にわたる紛争で疲弊した北・東部地域の住民の生活水準の向上のため、「ワウニア・キリノッチ送電線修復計画」や「コミュニティ・アプローチによるマナー県復旧の復興計画」などを実施しています。

3. 中央アジア・コーカサス地域

日本の中央アジア・コーカサス地域に対する2005年の二国間ODAは、約1億7,257万ドルで、二国間ODA全体に占める割合は1.6%です。

日本は、旧ソ連崩壊後の新たな国際情勢下、中央アジア及びコーカサス地域の地政学的な重要性を考慮し、これら諸国の民主化及び市場経済導入の努力を積極的に支援していくことを目的として、人材育成のための技術協力やインフラ整備、経済改革に伴う困難を緩和するための資金協力を中心とした援助を行っています。

特に、中央アジアは、旧ソ連の崩壊に伴う独立から15年が経過し、各国の政治、経済面における多様化が進展するとともに、特に経済面ではエネルギー資源の有無により経済格差が増大する傾向にあります。また、米国同時多発テロの発生に伴い、テロの温床化を回避するためには貧困削減に向けた開発支援が重要であると再認識されており、中央アジア各国は、基本的に国際社会のテロとの闘いに協力し、また、アフガニスタン復興を支援する姿勢を示しています。

中央アジア・コーカサス地域の諸国は、計画経済体制から市場経済体制への移行期にある国であり、人材育成や制度づくりといったソフト面での協力が重要です。日本は、2005年度末までにこれら8か国から約603名の研修員を受け入れています。また、経済運営、法制度整備支援、通信、金融、環境、運輸インフラ、保健医療分野などの専門家派遣、防災、物流、エネルギーといった分野での開発調査などを通じ、同地域の人材育成と制度づくりを支援しています。また、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスには人づくり支援の拠点として「人材開発センター（日本センター）」を開設しており、これらセンターには日本から専門家を派遣し、日本的経験に基づくビジネスコースや日本語コースを実施するなど、同地域の市場経済化に対応する人材育成に貢献しています。

さらに、日本として、中長期的な視点をもって、同地域に対する積極的外交を志向する中で、2004年8月に川口外務大臣（当時）が中央アジア4か国を歴訪した際、従来からの「二国間関係の増進・緊密化」に加え、「中央アジア全体との対話と協力の構築」を二本柱とする日本の新たな対中央アジア政策を打ち出し、カザフスタンにおいて中央アジア各国と日本による外相会合を開催して、「中央アジア+日本」対話の枠組みを立ち上げ、中

図表Ⅱ-28 中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績

2005年（暦年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国又は地域名	贈 与			政府貸付等			合 計
		無償資金協力	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
1	カザフスタン	1.09	5.10	6.19	63.49	3.52	59.97	66.17
2	ウズベキスタン	15.91	9.33	25.24	34.78	5.58	29.20	54.44
3	キルギス	9.01	10.64	19.65	1.30	—	1.30	20.95
4	タジキスタン	7.43	2.50	9.93	—	—	—	9.93
5	アゼルバイジャン	6.82	1.43	8.25	—	—	—	8.25
6	グルジア	4.83	1.99	6.83	0.50	—	0.50	7.33
7	アルメニア	1.57	3.75	5.32	0.05	—	0.05	5.37
8	トルクメニスタン	—	0.13	0.13	—	—	—	0.13
中央アジア・コーカサス地域合計		46.67	34.87	81.54	100.13	9.09	91.03	172.57

注：（1）地域区分は外務省分類。
（2）四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

中央アジア各国もこれを歓迎、支持しました。同会合では、中央アジア諸国が一つのまとまりをもって、今後さらに発展していくためには、麻薬、テロ、環境、エネルギー、水、輸送、貿易・投資などの地域的課題の解決のために地域内協力を推進することが重要であることについて確認されるとともに、日本はこうした努力を支持、支援する旨表明しました。また、2006年6月に東京で開催された第2回外相会合では、麻生外務大臣の議長の下、「中央アジア+日本」対話の「行動計画」が採択され、今後①政治対話、②地域内協力、③ビジネス振興、④知的対話、⑤文化交流・人的交流（観光を含む）の5分野を柱として協力を進めること、特に地域内協力を促進する種々の案件にODAを活用しつつ取り組んでいく事で一致しました。また、第2回外相会合にはアフガニスタン外相がゲスト参加し、広域的な協力の重要性について認識が共有されました。

コーカサス地域については、複雑な民族構成を背景として、ナゴルノ・カラバフ問題など多くの不安定要因を抱えており、同地域の安定化は日本を含む国際社会全体にとって意義があります。またカスピ海のアゼルバイジャン沿岸には、未開発のものとしては世界最大級の油田があり、同油田から地中海に抜ける石油パイプラインのルート上に南コーカサス地域があることから、同地域の安定的な経済発展は国際的なエネルギー安全確保のためにも重要です。エネルギー分野については、2005年3月（アルメニア）及び同年5月（アゼルバイジャン）に火力発電所を建設するための円借款による協力をを行い、今後予想される深刻な電力需給不足の緩和のために支援しています。他方、

2003年の「バラ革命」により民主化が進展したグルジアに対しては、グルジア支援国会合（2004年6月、於：ブラッセル）において同国を引き続き支援することを表明し、2006年3月には経済構造改善のために資金供与による支援を行いました。また、コーカサス地域は、所得向上のための雇用創設及び公共サービスの改善が共通の課題となっており、中小企業振興、保健・医療及び水分野に対して専門家の派遣や研修等を通じた支援を行っています。

4. アフリカ (サブ・サハラ)

日本のアフリカに対する2005年の二国間ODAは、約11億3,734万ドルで、二国間ODA全体に占める割合は10.8%です。

アフリカは、深刻な貧困、飢餓、紛争、HIV／エイズ、マラリアなどの感染症、累積債務などの課題が集中しており、MDGsの達成度が極めて低い地域です。日本はMDGsの達成のためには安定的な制度・政策環境の整備、人材育成、良い統治(グット・ガバナンス)、健全なマクロ経済政策運営、国内資金の動員などといった開発途上国の自助努力(オーナーシップ)が鍵になると考えています。そして、オーナーシップを支えるのが、二国間ドナー、国際機関やNGOも含めた国際社会におけるパートナーシップです。

日本はこれまで1993年にTICADI、1998年にTICAD II、2003年にTICAD IIIを開催し、アフリカ諸国のオーナーシップとそれを支援する国際社会のパートナーシップの重要性を提唱してきました。このような日本のアフリカ問題に対するイニシアティブは、アフリカ開発に対する国際社会の取組の強化へと繋がりました。また、G8サミットにおいても、日本が議長国であった2000年のG8九州・沖縄サミットでは南アフリカ、ナイジェリア、アルジェリアの大統領を東京に招待し、G8首脳との対話を実現させました。これをきっかけに、G8サミットにおけるアフリカ首脳との対話が毎回行われるようになりました。それ以降、アフリカ問題はG8サミットの主要議題の一つとなり、2002年のG8カナナスキス・サミットでは「G8アフリカ行動計画」が採択されるなど具体的な協力が拡大しています。また、2005年7月のG8グレンイーグルズ・サミットでは、アフリカの抱える問題が主要議題の一つとなり、それまでのG8のコミットメントやアフリカ自身の努力を基に、一連の新たなアフリカ支援策が合意されました。

アフリカの具体的取組としても、国際社会の援助に依存せず、自身の責任でアフリカの貧困削減、持続可能な成長と開発、世界経済への統合を目指しており、アフリカ主導で2001年に「アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD)」が策

定されました。また、アフリカ諸国・諸国民間の一層の統一性・連帯の達成やアフリカの政治的、経済・社会的統合の加速化等を目的として2002年、「アフリカ統一機構 (OAU)」を発展改組した「アフリカ連合 (AU)」が設立されました。

2003年9月に開催されたTICAD IIIでは、小泉総理大臣(当時)が「人間中心の開発」、「経済成長を通じた貧困削減」、「平和の定着」を3本柱とする日本の対アフリカ支援方針を表明するとともに、HIV／エイズ対策を含む保健医療、教育、水や食糧支援などの基礎生活分野で、5年間に10億ドルの無償資金協力を実施する旨表明しました。同時に日本の対アフリカ支援において「人間の安全保障」の視点や、比較的開発の進んでいる開発途上国が開発の進んでいない開発途上国に対して援助を実施する「南南協力」を重視していくことも明らかにしました。2004年11月には、「TICADアジア・アフリカ貿易投資会議」を開催し、近年成長が著しいアジア・アフリカ間の貿易・投資の現状に着目して、貿易・投資の拡大を通じたアフリカ開発の具体的な方法などにつき議論を行いました(注)。

アフリカ側より、10年にわたるTICADプロセスの貢献を高く評価し、その継続を求める強い声が出されたことを背景に、小泉総理大臣(当時)は2005年4月にインドネシアで開催されたアジア・アフリカ首脳会議において、2008年にTICAD IVを日本で開催すること及び今後3年間での対アフリカODAを倍増することを発表しました。さらに、2006年4月から5月にかけて、小泉総理大臣(当時)はエチオピア及びガーナを訪問し、エチオピアにあるAU本部においてアフリカ政策スピーチを行いました。平和の定着や保健分野などでのアフリカの努力を積極的に支えることとし、ダルフール問題の解決に向けた支援、小型武器対策支援、テロ対策支援、NEPAD支援、対アフリカ感染症行動計画等の支援を表明しました。

日本は、TICADプロセスを通じて、アフリカの経済成長に不可欠な農業開発、社会・経済インフラ整備、貿易・投資の促進、紛争地域における人道・復興支援などアフリカ諸国に対し様々な協力を行ってきています。MDGsとの関係においても、日本はMDGs制定に先んじてTICAD II (1998年)

注：TICADアジア・アフリカ貿易投資会議では、小泉総理大臣(当時)から、産業基盤整備のための「適切な政策」、競争力を高めるための品質向上に着目した「商品開発」、地域社会における収入増大・雇用創出につながる「地場中小企業の振興」、衡平な成長を促すための「民間企業の社会貢献の促進」、という4つのコンセプトを提示し、これらのコンセプトに沿った努力を行うアフリカ諸国を支援していくという日本の方針を発表した。

図表Ⅱ-29 アフリカにおける日本の援助実績

2005年（暦年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国又は地域名	贈 与			政府貸付等			合 計
		無償資金協力	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
1	コンゴ民主共和国	2.72	19.65	22.37	356.93	3.04	353.89	376.26
2	ザンビア	732.90 (12.83)	15.19 (15.19)	748.09 (28.01)	—	616.15 (2.97)	-616.15 (-2.97)	131.94 (25.04)
3	ナイジェリア	1.78	4.09	5.87	87.52	24.23	63.29	69.16
4	ケニア	23.39	29.94	53.33	16.22	8.66	7.56	60.88
5	ガナ	28.03	16.19	44.22	—	—	—	44.22
6	マダガスカル	178.92 (20.07)	8.20 (8.20)	187.12 (28.27)	—	147.51 (0.94)	-147.51 (-0.94)	39.61 (27.33)
7	タンザニア	(14.44)	(21.67)	(36.11)	—	—	—	(36.11)
8	エチオピア	20.79	13.38	34.17	—	—	—	34.17
9	セネガル	9.62	18.33	27.95	—	—	—	27.95
10	アンゴラ	23.40	2.89	26.30	—	—	—	26.30
11	スワジランド	3.51	0.86	4.37	21.54	—	21.54	25.91
12	ニジェール	17.20	6.47	23.68	—	—	—	23.68
13	マラウイ	20.39	2.81	23.20	—	—	—	23.20
14	マラウイ	18.79 (3.36)	13.84 (13.84)	32.64 (17.20)	—	12.94	-12.94	19.70 (17.20)
15	カメルーン	9.04	1.67	10.71	8.56	—	8.56	19.27
16	ブルキナファソ	12.85	6.03	18.88	—	—	—	18.88
17	ベナン	16.01	1.85	17.86	—	—	—	17.86
18	モーリシャス	0.85	0.15	1.00	17.91	2.35	15.55	16.55
19	南アフリカ共和国	11.07	5.87	16.95	—	0.85	-0.85	16.10
20	モザンビーク	9.91	5.29	15.20	—	0.43	-0.43	14.77
21	モリタニア	11.62	3.10	14.72	—	—	—	14.72
22	ウガンダ	4.80	9.64	14.44	—	—	—	14.44
23	ギニア	9.52 (9.26)	2.65 (2.65)	12.17 (11.91)	—	0.22	-0.22	11.95 (11.91)
24	エリトリア	5.48	1.76	7.24	—	—	—	7.24
25	レソト	6.30	0.38	6.68	—	—	—	6.68
26	ジブチ	5.48	0.90	6.38	—	—	—	6.38
27	ガボン	5.40	1.40	6.80	—	0.68	-0.68	6.13
28	ガンビア	2.61	1.77	4.38	—	—	—	4.38
29	ジンバブエ	0.15	3.94	4.09	—	—	—	4.09
30	ルワンダ	1.78 (0.25)	1.94 (1.94)	3.72 (2.20)	0.53 (0.53)	1.41	-0.88 (0.53)	2.85 (2.73)
31	カーボヴェルデ	2.72	0.11	2.83	—	—	—	2.83
32	シエラレオネ	2.14 (0.03)	1.73 (1.73)	3.87 (1.76)	—	1.77	-1.77	2.09 (1.76)
33	チャド	—	2.05	2.05	—	—	—	2.05
34	サントメ・プリンシペ	1.31	0.22	1.53	—	—	—	1.53
35	コートジボワール	0.10	1.27	1.37	—	—	—	1.37
36	セーシェル	—	1.26	1.26	—	—	—	1.26
37	トゴ	1.57 (0.30)	0.29 (0.29)	1.86 (0.59)	—	1.11	-1.11	0.76 (0.59)
38	ブルンジ	1.66	0.25 (0.25)	1.91 (0.25)	—	1.42	-1.42	0.49 (0.25)
39	ナミビア	—	0.39	0.39	—	—	—	0.39
40	コンゴ共和国	—	0.17	0.17	—	—	—	0.17
41	中央アフリカ	0.09	0.01	0.10	—	—	—	0.10
42	赤道ギニア	—	0.09	0.09	—	—	—	0.09
43	ギニアビサウ	—	0.03	0.03	—	—	—	0.03
44	コモロ	—	0.03	0.03	—	—	—	0.03
45	ボツワナ	5.28 (0.09)	1.84 (1.84)	7.11 (1.93)	—	7.97 (4.10)	-7.97 (-4.10)	-0.86 (-2.17)
	その他	—	3.62	3.62	—	—	—	3.62
	アフリカ地域合計	1,223.64 (317.26)	235.25 (235.25)	1,458.89 (552.51)	509.20 (509.20)	830.75 (48.25)	-321.54 (460.95)	1,137.34 (1013.46)

注：(1) 地域区分は外務省分類。
(2) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
(3) () 内の値は債務救済を含まない金額。
債務救済には、債務救済無償、円借款の債務免除及び付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。
(4) その他は多数の国にまたがる援助。

の際に、水・教育・保健医療の分野で900億円の協力を表明し、TICADⅢ（2003年）までの5年間で、人間の安全保障の観点を重視しつつ、約460万人の人々に衛生的な水へのアクセスを、約260万人の子どもに教育へのアクセスを、約2億4,000万人の人々に保健医療サービスを提供しました。南南協力については、アフリカ域内の協力の拠点を活用して周辺国を対象とした第三国研修を実施しているほか、アジア諸国と協力して技術協力を実施する南南協力を推進しています。特に日本の経済協力によって成長を遂げたアジア諸国の経験をアフリカにおいて活用するアジア・アフリカ協力は、日本ならではの協力として高い評価を得ています。具体的には、ネリカ稲の開発・普及事業やアフリカ・アジア・ビジネス・フォーラムなどを通じた民間貿易投資の促進など、特色のあるプロジェクトが実施されています。



日本が支援したオナトラコム・バス会社を訪れた浜田外務大臣政務官（ルワンダ）

さらに、2005年6月、日本とアフリカ開発銀行グループは、アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ（EPSA for Africa）を発表しました。このEPSA for Africaは、投資環境整備、金融セクター強化、経済・社会インフラ整備、中小零細企業支援、貿易・直接投資促進を主要5分野として、アフリカの民間セクター開発を包括的に支援することを目的としています。そして、EPSA for Africaの第1号案件として、2006年3月にセネガルとマリを結ぶ国際幹線道路である「バマコ～ダカール間南回廊道路改良・交通促進計画」への円借款の供与を決定しました。本事業では、国際幹線道路建設及び当該道路に接続する農道整備等を実施し、輸送力増強及び沿線地域の基礎的社会サービスへのアクセス改善を図るとともに、経済の活性化、経済統合推進、沿線地域の貧困削

減が期待されます。

また、アフリカにおいては、紛争が開発の大きな障害となることが多く、平和の定着に向けた支援が極めて重要であることから、2006年2月、日本は他のTICAD共催者と共に、エチオピアのアディスアベバにおいて閣僚級の「TICAD平和の定着会議」を開催し、紛争終結国に対する支援のあり方を議論するとともに、本分野における日本の新たなイニシアティブを発表し、その下での当面の貢献策として、スーダン、大湖地域、西アフリカを中心に同年3月までに総額約6,000万ドル相当の支援を実施することを発表しました。

なお、貧困地域や紛争後、復興から開発に移行しつつある地域や国において、選定される地域社会が抱える課題やニーズ（基礎的教育環境の改善、安全かつ衛生的な水の供給、保健・衛生環境の改善、食糧事情の改善 給食事業や栄養改善など）に応じて、必要とする協力を分野横断的に複数組み合わせることで、地域社会全体の発展に貢献していくことを目指すべく、2005年2月、日本は「アフリカン・ビレッジ・イニシアティブ」を発表し、セネガル、ケニア、ルワンダ、シエラレオネといった国々で同イニシアティブに合致する支援を実施しています。

さらに、アフリカ地域には、世界でHIPCとして認定されている40か国のうち33か国が集中しており、日本はこれらの国々に対して債務削減問題でも、拡大HIPCイニシアティブの枠組みにおいて最大級の貢献を行っています（債務問題への取組については、108ページを参照してください）。

5. 中東

日本の中東に対する2005年の二国間ODAは、約34億7,922万ドルで、二国間ODA全体に占める割合は33.2%です。

世界の主要なエネルギー供給地域であり、日本が原油輸入の9割以上を依存する中東地域の平和と安定確保は、国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題です。イラクやアフガニスタンの復興は、中東地域全体の不安定化を回避する上で極めて重要であり、日本は国際社会と連携しつつ引き続き積極的に支援しています。また、中東和平プロセスの進展なくして、同地域の平和と安定が達成することはありません。和平プロセス進展に向けて、日本は引き続きイスラエル・パレスチナ両当事者の和平努力を積極的に支援していく考

えであり、こうした観点から、パレスチナ支援に積極的に取り組んでいます。地政学的にも重要な国であるトルコには、2006年1月に小泉総理大臣(当時)が現職の総理大臣として15年ぶりに訪問し、1世紀以上にわたる日本・トルコ関係の強化と、中東地域の平和と安定を含む国際社会における諸問題への協力の拡大で一致しました。

中東の国々は高所得国である産油国から低所得国のLDCまで、経済状況は国によって様々です。低・中所得国における開発ニーズが高いことはもとより、高所得の産油国でも石油への過度の依存から脱却して経済を多角化することが課題であり、技術者育成などの人間開発が域内に共通する大きな課題となっています。また、水資源に乏しい中東地域では、その確保や管理が地域的な安定にも影響を及ぼし得る重要な課題です。

こうした認識のもと、日本は、中東の社会的安

図表 II-30 中東における日本の援助実績

2005年(暦年)

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

順位	国又は地域名	贈 与			政府貸付等			合 計
		無償資金協力	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
1	イ ラ ク	3,521.38 (273.53)	8.40 (8.40)	3,529.78 (281.94)	—	26.93	-26.93	3,502.85 (281.94)
2	ア フ ガ ニ ス タ ン	44.37	26.68	71.05	—	—	—	71.05
3	チ ュ ニ ジ ア	0.57	9.09	9.66	87.99	46.54	41.44	51.10
4	ヨ ル ダ ン	52.07	9.08	61.14	20.31	57.90	-37.60	23.55
5	イ エ メ ン	14.57 (6.14)	2.94 (2.94)	17.51 (9.08)	—	9.07 (1.51)	-9.07 (-1.51)	8.44 (7.58)
6	[パレスチナ自治地域]	1.14	4.66	5.80	—	—	—	5.80
7	サ ウ ジ ア ラ ビ ア	—	5.18	5.18	—	—	—	5.18
8	オ マ ー ン	—	3.72	3.72	—	—	—	3.72
9	ス ー ダ ン	0.48	1.64	2.11	—	—	—	2.11
10	ア ル ジ エ リ ア	0.22	3.68	3.90	—	2.04	-2.04	1.86
11	レ バ ノ ン	1.55	0.56	2.12	5.26	6.39	-1.14	0.98
12	リ ビ ア	—	0.33	0.33	—	—	—	0.33
13	イ ラ ン	0.55	11.63	12.18	4.20	18.91	-14.71	-2.53
14	エ ジ プ ト	51.55	11.05	62.60	48.00	146.70	-98.69	-36.10
15	シ リ ア	1.50	10.60	12.10	—	57.42	-57.42	-45.32
16	モ ロ ッ コ	2.22	13.02	15.24	65.27	134.70	-69.43	-54.19
17	ト ル コ	0.77	12.43	13.20	87.20	162.66	-75.46	-62.26
	そ の 他	—	2.63	2.63	—	—	—	2.63
	中 東 地 域 合 計	3,692.93 (436.65)	137.33 (137.33)	3,830.26 (573.98)	318.23 (318.23)	669.27 (634.77)	-351.04 (-316.54)	3,479.22 (257.44)

注: (1) 地域区分は外務省分類。なお、[] は、地域名を示す。

(2) 合計は卒業国向け援助を含む。

(3) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(4) () 内の値は債務救済を含まない金額。

債務救済には、債務救済無償、円借款の債務免除及び付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。

(5) その他は多数の国にまたがる援助。

定と経済的発展のために平和の定着支援（イラク、アフガニスタン、スーダン）、中東和平支援のための協力（対パレスチナ支援、周辺アラブ諸国支援など）、低・中所得国における経済社会インフラ整備や貧困対策のための支援、総合的な水資源管理のための支援、各国のニーズに合致した人材育成支援、環境保全対策への支援などを行っています。

2004年6月のG8シーアイランド・サミットでは、中東諸国の改革努力を支援するためのイニシアティブとして「拡大中東・北アフリカ（BMENA：Broader Middle East and North Africa）との前進と共通の未来に向けたパートナーシップ」が打ち出されました。日本からは、中東域内諸国の多くにとって深刻な課題である雇用問題への対応を念頭に置いて職業訓練の重要性を主張しました。G8及びBMENA諸国の外相級の対話の場として「未来のためのフォーラム」が設けられ、2004年12月にモロッコで開催された第1回会合に続き、2005年11月にバーレーンで第2回会合が開催されました。同年9月にヨルダンと共催した「TVET（技術教育・職業訓練）ワークショップ」をはじめとする取組を紹介するとともに、今後、女性支援を含め、域内の人造り支援を積極的に進めていく考えを表明しました。女性支援では、パレスチナにおける母子保健手帳導入、サウジアラビアにおける女性起業家支援といった取組が2005年度から新たに始まっています。

中東和平支援については、日本は、現在の和平プロセスが開始された1993年以降、8億7千万ドル以上の対パレスチナ支援を実施してきました。また、アラファトILO議長（当時）の死去を受けて、2005年1月に民主的な選挙を通じてアッバー

ス大統領が就任しました。日本は、イスラエルとパレスチナが共存共栄する二国家構想の実現を支持する考えから、同大統領による和平努力を一貫して支援してきています。2005年1月に町村外務大臣（当時）がパレスチナ自治区及びイスラエルを訪問した際、日本は、人道支援、改革支援、信頼醸成支援のこれまでの3重点分野に加え、パレスチナ経済自立化支援を行っていくことを表明しました。この方針のもと、日本は、2005年2月に6,000万ドルの追加支援を決定したのに続き、同年5月にアッバース大統領が訪日した際、当面総額1億ドル程度のパレスチナ支援の実施を表明しました。このうち約5千万ドルについては、同年9月、ガザ地区からのイスラエル撤退を受けた民生安定のための緊急支援としてUNDPやUNRWAを通じて実施することを決定しました。こうした国際機関を通じた支援に加え、同年秋以降、西岸ジェリコ地域を中心として、地域開発計画作成のための協力のほか、地方自治、母子保健及び廃棄物管理の分野での技術協力プロジェクトが実施されています。

2006年1月のパレスチナ立法評議会選挙の結果、イスラエルの存在を否定し、武装闘争路線を標榜してきたハマスが第一党となり、3月末にハマスが主導する内閣が成立したことを受け、国際社会にとってパレスチナ支援のあり方が大きな課題となっています。日本は、パレスチナ人の生活状況のさらなる悪化を防ぎ、和平志向の民意を支えるために人道支援を継続しており、3月にはUNRWAおよびWFPを通じた食糧援助を実施しました。さらに7月、小泉総理大臣（当時）がパレスチナ自治区を訪問した際に、和平努力を継続するアッバース・パレスチナ自治政府大統領への支援、人道支援等からなる3,000万ドルの支援を表明



「未来のためのフォーラム」に出席する浅野副大臣

しました。加えて、イスラエル、ヨルダン、パレスチナ間の域内協力を通じ繁栄する地域を創るための「平和と繁栄の回廊」構想を提案し、各首脳の賛同を得ました。

中東諸国に対して2005年度に資金協力を決定した主な案件として、エジプトにおける「コライマツ太陽熱・ガス統合発電計画」、チュニジアにおける「ボルジュ・セドリアテクノパーク建設計画」及び「太陽光地方電化・給水計画」、モロッコにおける「下水道整備計画」、「地方電化計画Ⅲ」及び「マラケシュアガディール間高速道路建設計画」の計6案件に対する新規円借款の供与が挙げられます。

イラクに対しては、2004年にパリクラブにおいてイラク債務の80%を3段階で削減する合意が成立したことを受け、日本は2005年11月、日本が有する約76億ドルの債権を3段階に分けて合計80%削減する二国間合意に署名しました。無償資金協力では、イラクにおける「サマーワ大型発電所建設計画」、アフガニスタンに対する「道路セクター・プログラム無償資金協力」、ヨルダンにおける「ヨルダン渓谷北・中部給水網改善・拡張計画」などの実施が決定されました。



アフガニスタンの空港開所式に出席する関口外務大臣政務官

6. 中南米

日本の中南米に対する2005年の二国間ODAは、約4億1,502万ドルで、二国間ODA全体に占める割合は4.0%です。

中南米地域は、地理的に日本とは離れていますが、日本人移住者とその子孫である日系人を架け橋に、伝統的に友好的な関係を築いている地域です。また、この地域は巨大な人口とASEANの2.5倍の経済規模を有する巨大な市場であるとともに、豊富な天然資源（鉄鉱・銅鉱・原油・天然ガス）、食糧生産能力（食肉・大豆等）等を擁し、日本をはじめとするアジア経済圏の繁栄を支える戦略的に重要な地域です。さらに、近年中南米地域に活発に進展している地域統合（中米統合機構（SICA：Sistema de la Integracion Centroamericana）、南米南部共同市場（MERCOSUR）^{注1}、カリブ共同体（CARICOM）^{注2}、アンデス共同体（CAN：Comunidad Andina））により、同地域の発言力強化と経済活動活発化の動きが顕著になっています。アメリカや欧州連合（EU：European Union）、中国などが経済関係強化に向けて、同地域との経済関係構築に積極的な姿勢を打ち出すなど、域外国等との間でダイナミックな動きを見せています。

このような状況下において、日本は2004年9月に小泉総理大臣（当時）がブラジル、メキシコを訪問した際に「日・中南米新パートナーシップ構想」を表明したほか、2005年8月に実施された日本・中米首脳会談では、「東京宣言」、「行動計画」が採択されました。また、カリブ地域においては、21世紀における「日カリコム協力のための新たな枠組み」が採択され、ほぼ毎年、日カリコム事務レベル協議が開催されています（2006年2月に第11回協議を開催）。このような取組を通じ、中南米・カリブ地域の安定的経済発展を目指し、経済関係強化のための協力や、投資環境向上につながるインフラ統合に対する支援、広域に利益となる案件の形成を進めています。同時に地域の経済社会構造上の問題の解決に資する支援、貧困格差の

注1：南米南部共同市場（MERCOSUR：Mercado Comun del Sur）。アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラの5か国（準加盟国がチリ、ボリビア、ペルー、エクアドル、コロンビア）から構成され、1995年1月に域内の関税撤廃を目的とした関税同盟として発足。

注2：カリブ共同体（CARICOM：Caribbean Community）。カリコムは、1968年に域内貿易の自由化等を目的として設立されたカリブ自由貿易連盟（CARIFTA）を発展させ、経済統合、外交政策の調整、保健医療・教育等に関する機能的協力の促進を目的として1973年に設立された。現在の加盟国は14か国及び1地域。

図表Ⅱ-31 中南米における日本の援助実績

2005年（暦年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国又は地域名	贈 与			政府貸付等			合 計
		無償資金協力	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
1	ホンジュラス	432.60 (10.26)	11.04 (11.04)	443.64 (21.29)	—	340.17	-340.17	103.47 (21.29)
2	ニカラグア	36.18	13.05	49.23	—	—	—	49.23
3	ペルー	1.58	8.08	9.66	127.05	93.25	33.80	43.47
4	ボリビア	21.08	18.94	40.02	0.99	0.43	0.56	40.58
5	グアテマラ	20.20	6.98	27.18	10.78	5.12	5.66	32.84
6	ブラジル	3.13	26.68	29.82	97.48	96.55	0.94	30.75
7	パラグアイ	2.35	16.67	19.02	48.11	39.65	8.45	27.47
8	エルサルバドル	2.47	5.76	8.23	24.61	10.19	14.42	22.65
9	メキシコ	0.64	16.56	17.20	36.95	42.33	-5.38	11.81
10	アルゼンチン	0.14	13.26	13.40	—	2.44	-2.44	10.97
11	チリ	1.40	10.77	12.18	—	1.60	-1.60	10.57
12	エクアドル	19.60	10.26	29.86	—	23.69	-23.69	6.17
13	キューバ	0.61	5.20	5.81	—	—	—	5.81
14	アンティグア・バーブーダ	5.36	0.06	5.42	—	—	—	5.42
15	ベネズエラ	0.61	3.70	4.31	—	—	—	4.31
16	セントビンセント	2.12	1.08	3.20	—	—	—	3.20
17	ドミニカ共和国	1.51	10.00	11.50	—	8.48	-8.48	3.02
18	ウルグアイ	0.39	3.60	3.98	—	1.76	-1.76	2.22
19	パナマ	0.39	8.08	8.47	—	6.36	-6.36	2.11
20	トリニダード・トバゴ	—	1.97	1.97	—	—	—	1.97
21	ベリーズ	—	1.90	1.90	—	—	—	1.90
22	セントルシア	0.09	1.22	1.31	—	—	—	1.31
23	グレナダ	1.10	0.07	1.16	—	—	—	1.16
24	ハイチ	0.43	0.51	0.94	—	—	—	0.94
25	ドミニカ国	0.03	0.81	0.84	—	—	—	0.84
26	セントクリストファー・ネイビス	0.46	0.25	0.71	—	—	—	0.71
27	バルバドス	—	0.62	0.62	—	—	—	0.62
28	ガイアナ	0.18	0.33	0.50	—	—	—	0.50
29	スリナム	—	0.20	0.20	—	—	—	0.20
30	[モントセラト]	—	0.05	0.05	—	—	—	0.05
31	コスタリカ	1.44	7.47	8.91	1.06	11.37	-10.32	-1.41
32	コロンビア	7.05	6.37	13.42	—	15.66	-15.66	-2.24
33	ジャマイカ	0.12	3.27	3.39	1.29	22.62	-21.33	-17.94
	その他	—	10.28	10.28	—	—	—	10.28
	中南米地域合計	563.28 (140.94)	225.09 (225.09)	788.37 (366.03)	348.31 (348.31)	721.67 (381.50)	-373.35 (-33.18)	415.02 (332.84)

- 注：(1) 地域区分は外務省分類。なお、[] は、地域名を示す。
(2) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
(3) () 内の値は債務救済を含まない金額。
債務救済には、債務救済無償、円借款の債務免除及び付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。
(4) その他は多数の国にまたがる援助。

是正等にも取り組んでいます。また、防災の観点や、地球規模の課題である環境問題への対処にも取り組む方針であり、ODAの効果的・効率的な運用の観点から他のドナーとの連携強化を進めつつ、南南協力をも活用し積極的に支援を実施していく考えです。

●経済関係強化のための協力

日本は、豊富な資源を有し、経済機会が拡大している同地域での日本企業の活動は日本の繁栄に不可欠であるとの考えから、ビジネス環境改善やインフラ整備等を支援していく考えです。

特に、2005年4月には日本・メキシコ経済連携協定が発効し、本協定に基づき、ビジネス環境整備委員会を開催したほか、裾野産業の整備、中小企業支援といった分野で協力を行っています。

●中南米のインフラ統合への協力

中南米地域においては、同地域の地域統合イニシアティブの一つであるプエブラ・パナマ計画（中米）、および南米インフラ統合計画（IIRSA：Initiative for the Integration of Regional Infrastructure in South America）が進展しており、これらのイニシアティブに対して日本としても協力しています。特に、プエブラ・パナマ計画においては、物流の障害となっている道路・橋梁整備計画に対し支援を行う方針です。具体的には、2005年度には「ラス・オルミガス橋掛け替え案件（ホンジュラス）」を実施し、また2006年度案件としてホンジュラス・エルサルバドルの国境をまたぐ道路・橋梁整備計画である「日本・中米友好橋建設計画」の実施を決定したところです。また、南米インフラ統合計画においても、2005年度にパラグアイに対して「イグアス水力発電所建設計画」の円借款を供与するなど、積極的に支援を行いました。

●広域協力の推進

中南米地域においては、地域内に共通する開発課題が存在しています。日本としては、日本の援助資源の効果的・効率的な活用の観点からも、国境を越えて存在する共通の開発課題に対して、複数国に利益となる案件の形成を進めています。中米においては、「中米域内協力網構想」及び「中米特設地域研修」に基づき、中米地域で共通する風土病であるシャーガス病根絶に積極的に取り組んでおり、2002年にグアテマラで実施以降、2004年にはエルサルバドル、ホンジュラスと対象を拡大

しています。またシャーガス病対策については、他のドナーとの連携を進め、米国やカナダ等の援助機関とともに支援を行っています。また、地域の基礎的学習能力向上のために、2003年にホンジュラスで実施し高い評価を得ている「算数指導力向上プロジェクト」も、グアテマラ、ニカラグア、エルサルバドル、ドミニカ共和国に対象の範囲を広げています。

カリブ共同体においては、水産分野にかかる専門家を派遣しているほか、2006年度には、カリブ共同体を相手機関とした、はじめての広域開発調査となる「カリブ地域における漁業・水産業に係る開発・監理マスタープラン開発調査」が開始される予定です。

さらにメルコスールや、アンデス共同体などとも、広域協力を行っています。メルコスールに対しては「メルコスール域内産品流通のための包装技術向上支援調査」や「メルコスール観光振興プロジェクト」を実施しました。さらにアンデス共同体への取組として、「アンデス防災医療マネジメント」研修を行い、域内各国から研修員を受け入れたほか、「アンデス共同体域内ネットワーク強化プログラム」を実施しており、同域内の技術移転や職業訓練の分野でのネットワーク構築に継続的に取り組んでいます。

●経済社会構造上の問題解決に資する支援、

貧困格差の是正への協力、地球規模問題への対処

日本は、貧困により教育を受けられない社会層や、また、中南米の健全な開発を脅かし、かつ政情不安を引き起こしかねない要因（青少年武装組織（マラス）や、元ゲリラ投降兵等）に対して、彼らを社会に取り込むべく、教育や職業訓練、さらに治安維持の分野において積極的に支援を実施しています。2005年にはコロンビアにおいて「投降兵士家族に対する職業訓練及び起業支援」の実施を決定しました。環境分野においてもアマゾンの熱帯雨林の保護や、水分野への支援を実施しています。

7. 大洋州

日本の大洋州に対する2005年の二国間ODAは、約9,697万ドルで、二国間ODA全体に占める割合は0.9%です。

日本にとって大洋州諸国は太平洋を共有する隣人であるとともに、日本と歴史的に深いつながりがあり、良好な友好関係を保っています。また、これらの国々は広大な排他的経済水域（EEZ：Exclusive Economic Zone）を擁し、日本の遠洋漁業の重要な漁場を提供するとともに海上輸送の要衝でもあり、この地域の平和と繁栄は日本にとって極めて重要です。

また大洋州は、比較的新しい独立国が多く、社会的経済的に自立した国家の構築が急務となっています。加えて小規模経済、第一次産業依存型経済、国家の地理的拡散性、国際市場へのアクセス困難、自然災害への脆弱性、国土喪失の危機など島嶼国特有の共通問題を有しています。日本は、このような事情を踏まえ、大洋州諸国のよきパートナーとして各国の個々の事情を考慮した援助を

実施しています。

大洋州はメラネシア、ポリネシア、ミクロネシアの3地域^(注)に大きく分けられ、それぞれの地域には民族、伝統的社会のあり方、地質学的特質などに違いが見られます。

メラネシアには、国民所得など経済状況が悪く開発需要の大きい国が存在しています。その中でもソロモンは、長期間内政が混乱していましたが、近年治安が著しく向上したことから、2005年5月より、2000年6月以降中止していた青年海外協力隊派遣を再開しました。また、2005年においては、ホニアラ電力供給改善計画にて発電施設の増設および送配電設備の整備を行い、2004年のホニアラ国際空港の修復と併せ、同国の国家復興を支援しています。一方で、フィジーのように、太平洋における有数の観光地として知られ、また南太平洋大学（USP：University of the South Pacific）や太平洋諸島フォーラム（PIF：Pacific Islands Forum）など地域機関の事務局や本部を国内に持ち、人口・経済規模が大きく比較的開発が進んでいる国も存在しています。日本は、保健、水産、環境等の分野で専門家派遣など行いフィジーの経

図表 II-32 大洋州における日本の援助実績

2005年（暦年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国又は地域名	贈 与			政府貸付等			合 計
		無償資金協力	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
1	ソ ロ モ ン	10.95	3.21	14.16	—	—	—	14.16
2	フ ィ ジ ー	3.86	9.84	13.70	—	1.10	-1.10	12.59
3	サ モ ア	8.10	4.43	12.52	—	—	—	12.52
4	キ リ バ ス	10.62	1.07	11.69	—	—	—	11.69
5	ト ン ガ	8.71	2.53	11.24	—	—	—	11.24
6	マ ー シ ャ ル	7.05	3.21	10.26	—	—	—	10.26
7	パ ラ オ	4.73	4.61	9.34	—	—	—	9.34
8	ミ ク ロ ネ シ ア	4.31	3.71	8.02	—	—	—	8.02
9	バ ヌ ア ツ	0.86	2.44	3.30	—	0.10	-0.10	3.20
10	ナ ウ ル	0.91	0.33	1.24	—	—	—	1.24
11	ツ バ ル	0.37	0.68	1.04	—	—	—	1.04
12	[ク ッ ク 諸 島]	—	0.18	0.18	—	—	—	0.18
13	[ニ ウ エ]	—	0.09	0.09	—	—	—	0.09
14	パプアニューギニア	7.82	8.34	16.16	—	21.32	-21.32	-5.16
	そ の 他	—	6.56	6.56	—	—	—	6.56
	大 洋 州 地 域 合 計	68.27	51.22	119.49	0.00	22.52	-22.52	96.97

注：（1）地域区分は外務省分類。なお、[] は、地域名を示す。
 （2）四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 （3）その他は多数の国にまたがる援助。

注：3地域に含まれる国・地域としてはそれぞれ、メラネシア：パプアニューギニア、ソロモン、フィジー（一部ポリネシアに区分される）、バヌアツ、ポリネシア：トンガ、ツバル、サモア、クック諸島、ニウエ、トケラウ、ミクロネシア：ミクロネシア、マーシャル、パラオ、キリバス、ナウル。

経済的自立に向けた開発を支援するとともに、フィジーのみならず太平洋地域への広域協力として予防接種事業強化プロジェクトやUSPへの遠隔教育・情報通信技術強化プロジェクトを実施しています。パプアニューギニアでは、小規模稲作振興の技術協力プロジェクトを実施し所得向上・地域間格差是正の支援を行っているほか、テレビ番組による授業改善計画プロジェクトにより都市から隔絶した遠隔地の小中学校の授業の質改善も支援しています。



パプアニューギニアでのテレビ番組による授業改善計画プロジェクト

ミクロネシア地域は、第二次大戦前は南洋群島として日本が国際連盟の委任統治を行い、第二次大戦後は国際連合の下、米国の信託統治を経て独立した国が多く、これまで日系人の大統領を複数輩出するなど日系人が政財界で活躍する一方で、現在も財政的に米国からの支援に依存する傾向が強く残っています。しかし、米国からの支援は期限が決められており、ミクロネシア地域各国の経済的自立達成のために日本に対する期待と、日本が果たすべき役割は増大しています。また、ミクロネシア地域はサンゴ礁島や環礁島が多く地下資源に恵まれておらず、国土が特に広範囲に拡散している国が多いため、経済開発は極めて困難であり、経済的自立達成のためには今後も支援が必要といえます。日本は、無償資金協力により、ミクロネシアの「ポンペイ州周回道路整備計画」や、パラオの「島間連絡道路改修計画」等のインフラ整備など、国家の基盤整備や産業の振興に関わる支援を行ってきています。

ポリネシアには、トンガやサモアのように火山島として比較的肥沃な土壌を形成し農作物に適している国土を持っている国々と、サンゴ礁島で形成されているツバルや、クック諸島、ニウエの小島嶼国・地域があります。サモアにおいて、無償

資金協力により建設したサモア国立大学の施設機材の活用とコンピュータの整備に関する指導を実施するための個別専門家を派遣した実績があるほか、職業訓練学校の拡充など人的資源開発を支援しています。また、ツバルに対しては、フナフチ環礁の電力供給施設の整備を支援しています。

日本は、大洋州諸国の首脳で構成される地域協力のフォーラムであるPIFとの協力を進めてきており、1997年、2000年、2003年と3回にわたり、PIF諸国との首脳会議である太平洋・島サミットを開催しました。気候や海洋性などの点で大洋州諸国と共通の特徴をもつ沖縄において開催された第3回太平洋・島サミットでは、これまでの大洋州諸国との協力に加え、2002年9月のWSSDにおける議論やその具体的取組に関する小泉構想を踏まえた「沖縄イニシアティブ」を採択しました。これは、日本と大洋州諸国が地域の開発についてともに考え、共に取り組んでいくための指針と行動計画であり、安全保障、環境、教育、保健、経済成長という5つの重点政策目標について、日本と大洋州諸国それぞれが責任をもって取り組んでいます。具体的な取組の例として、教育分野では小学校校舎など初等教育施設の新・増・改築や機材供与を3年間で100校実施することを発表し、既に100校以上に対し支援を実施しているほか、保健や環境分野などにおいても研修や専門家の派遣などを通じて「沖縄イニシアティブ」に沿って着実に支援を実施しています。2005年10月には、この「沖縄イニシアティブ」をベースにPIFにより、大洋州諸国の自助努力及び域内協力の指針である「パシフィック・プラン」が採択されました。なお2006年5月に再び沖縄で開催された第4回太平洋・島サミットでは、日本はこの「パシフィック・プラン」を踏まえた支援を発表しました。

さらに日本は、大洋州の地理的拡散性を考慮した効率的・効果的な支援として、国家の枠を超えた広域的協力による、環境保全や教育サービス提供のための支援を行っています。環境保全の支援では、地域機関である太平洋地域環境計画（SPREP：South Pacific Regional Environmental Programme）への支援として無償資金協力によりSPREP教育センターを建設したほか、SPREPへの専門家派遣や廃棄物対策研修等を行い、島嶼国を対象とした廃棄物対策マスタープランの作成を支援することによって地域の環境問題解決に貢献しています。教育サービスの提供では、USPへの遠隔教育ネットワーク施設支援を通じて、島嶼国の人々に広く高等教育を受ける機会を提供しています。

8. 欧州

日本の欧州に対する2005年の二国間援助は、約3億2,061万ドルで、二国間ODA全体に占める割合は3.1%です。

中・東欧諸国は、1989年の共産主義体制崩壊後、市場経済化・民主化に向けた取組を開始しました。これらの動きに対し、EUが主導するG24（対東欧諸国支援関係国会合）が発足、日本も国際社会の動きに同調し、それ以来長年にわたり中・東欧、バルト諸国に対する支援を実施してきました。

現在、中・東欧諸国の中でも発展の度合いは地域によって大きく異なっており、バルト3国を含む8か国（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、ラトビア、リトアニア、エストニア）は、各国からの支援を得つつ積極的な国内改革を推し進めた結果、2004年5月にEU加盟を果たしました。日本からも継続的かつ多岐に

わたる支援を行うことによって、体制移行に伴う経済的・社会的困難を経験した市民の生活を改善し、安定的な体制転換に協力してきました。現在、既にこれらの新規EU加盟国が被援助国から援助国へと転換しつつあり、欧州地域に対する支援環境



日本の無償資金協力によって建設された、ドボイ橋の完成式典に出席する松島外務大臣政務官（ボスニア・ヘルツェゴビナ）

図表Ⅱ-33 欧州における日本の援助実績

2005年（暦年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国又は地域名	贈 与			政府貸付等			合 計
		無償資金協力	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
1	セルビア・モンテネグロ	119.74 (2.12)	1.84 (1.84)	121.58 (3.96)	—	—	—	121.58 (3.96)
2	ルーマニア	0.57	7.39	7.96	53.39	—	53.39	61.35
3	ブルガリア	0.30	7.27	7.56	36.55	1.32	35.23	42.80
4	スロバキア	0.42	0.39	0.81	27.93	—	27.93	28.74
5	アルバニア	3.27	0.70	3.97	15.05	1.39	13.66	17.63
6	ボスニア・ヘルツェゴビナ	6.26	6.45	12.71	3.97	—	3.97	16.69
7	マケドニア	4.25	3.87	8.12	3.33	0.19	3.14	11.27
8	ハンガリー	0.31	3.42	3.73	—	—	—	3.73
9	モルドバ	2.79	0.92	3.71	—	—	—	3.71
10	ウクライナ	0.77	1.75	2.53	—	—	—	2.53
11	チェコ	—	0.82	0.82	—	—	—	0.82
12	クロアチア	0.79	0.30	1.09	—	0.60	-0.60	0.48
13	リトアニア	—	0.42	0.42	—	—	—	0.42
14	ラトビア	0.01	0.25	0.26	—	—	—	0.26
15	エストニア	—	0.20	0.20	—	—	—	0.20
16	ポーランド	0.01	5.52	5.52	—	10.50	-10.50	-4.98
	その他	0.59	12.80	13.39	—	—	—	13.39
	欧州地域合計	140.07 (22.45)	54.33 (54.33)	194.40 (76.78)	140.22 (140.22)	14.00 (14.00)	126.22 (126.22)	320.61 (202.99)

- 注： (1) 地域区分は外務省分類。
 (2) 合計は卒業国向け援助を含む。
 (3) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 (4) () 内の値は債務救済を含まない金額。
 債務救済には、債務救済無償、円借款の債務免除及び付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。
 (5) その他は多数の国にまたがる援助。

も変化してきています。こうした中、日本の支援の役割も変化し、よりニーズの高い地域や分野に援助をシフトしていく必要があります。欧州地域における援助重点国についても、ボスニア・ヘルツェゴビナやセルビア・モンテネグロなどの西バルカン地域やウクライナ、モルドバなどのさらに開発の遅れた国々に援助の重点を移しつつあります。

上記新規EU加盟8か国及び2007年にEU加盟を予定しているブルガリア及びルーマニアといった国に対しては、それら各国の経済発展の段階に合わせ、より成果に結びつく効果的かつ効率的な支援を行う必要があります。さらには経済発展の進んでいる国に対してはODA卒業を視野に入れつつ二国間協力のあり方について模索していく必要があります。今まで行われてきたODAの成果を民間企業間また大学等研究機関間の協力を結びつけたり、被援助国から援助国へと転換しつつある国に対しては、日本の援助国としての経験を共有する等の協力をしていく考えです。

その一方で、1990年代の紛争によって大きな被害を受けた西バルカン地域では、ようやく復旧・復興段階を脱して将来のEU加盟を目指しつつ、開発段階へと移行しています。2004年4月、日本は、EU議長国であるアイルランドと共同で、西バルカン各国閣僚、ドナー各国、国際機関の参加する「西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合」を東京で開催しました。その中で、日本は、民族融和を通じた平和の定着や持続可能な経済発展の重要性を強調し、西バルカン地域が共通して抱える組織犯罪や高失業率などの課題に対し、地域が域内協力を進めながら取り組む必要性を訴え、日本としてもそのための努力を引き続き支援していくことを表明しています。

西バルカン地域に対しては、紛争により破壊されたインフラの整備や、保健・医療分野に重点を置いた支援を従来から行ってきましたが、その発展の段階に合わせ、市場経済化に資する支援として投資促進のための専門家の派遣や中小企業振興や貿易促進のための研修などの協力も進めています。さらに、平和の定着の観点から、セルビア・モンテネグロ及びビコソボに対しては治安強化対策として警察官を招へいた研修を行ったり、ボスニア・ヘルツェゴビナでは、地雷除去活動を行うNGOへの支援やIT教育を通じた民族融和のための支援等を行ったりしています。バルカン地域共通の課題である環境分野については、専門家の派遣や研修等の支援を行っているほか、マケドニア及びアルバニアにおいては、土壌汚染や下水汚染を改善するための開発調査による協力を行っています。

旧ソ連欧州部にあるウクライナでは、2004年12月にユーシチェンコ政権が成立し、民主化が進展する中、2005年7月に同大統領が訪日し、さらに2006年7月には麻生外務大臣がウクライナを訪問するなど、日本との二国間関係が深まったものになっています。こうした動きを受けて、日本も国際社会と協調しつつ、ウクライナの一層の民主化、市場経済化に向けた努力を支援することとしています。2004年度には、「キエフ・ボリスポリ国際空港拡張計画」に対して円借款による協力を行い、2005年度には経済構造を改善するための無償資金協力を行いました。また、欧州地域で最も発展が遅れているモルドバに対しては、同国の主要産業である農業分野に対して、これまで貧困農民への支援として農業機械・機具の供与を行っており、同国の農業自給率に大きく貢献しています。今後も引き続き支援を行っていく考えです。



アルバニア共和国との技術協力協定に調印する岩屋副大臣

日本は、ODA大綱に従って援助を実施しています。ODA大綱の援助実施の原則では、ODA大綱の理念（目的、基本方針、重点課題、重点地域）ののっとり、国際連合憲章の諸原則（特に、主権、平等及び内政不干涉）及び以下に示した諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断した上でODAを実施する旨規定しています。

- ①環境と開発の両立
- ②軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避
- ③軍事支出・大量破壊兵器などの動向に十分注意
- ④民主化、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意

援助実施の原則の具体的な運用に際しては、一律の基準を設けて機械的に適用するのではなく、その背景や過去との比較なども含めて相手国の諸事情を考慮し、総合的にケース・バイ・ケースで判断することが不可欠です。

また、援助実施の原則の運用にあたっては、開発途上国国民への人道的配慮も必要です。日本が援助実施の原則を踏まえ、援助の停止や削減に至る場合、最も深刻な影響を受けるのは当該開発途上国の一般国民、特に貧困層の人々です。したがって、援助の停止や削減に至る場合でも、緊急的・人道的援助の実施については、特別な配慮を行うなどの措置もあわせて検討することが必要です。

さらに、近年、日本は平和の構築に積極的に貢献していますが、日本の援助によって供与される物資が軍事目的に使用されるようなことがあってはならないことから、平和の構築のためにODAを活用する場合であっても、援助実施の原則を踏まえることとしています。このことは、新ODA中期政策においても、ODA大綱との整合性に留意しつつ治安の強化・紛争再発予防のための支援を実施する旨、確認されています。

ODA大綱の援助実施の原則はすべての援助につ

いて踏まえらるべき原則ですが、以下では、援助実施の原則の適用が問題となった最近の具体的事例について説明します。

1. ネパール^(注)

ネパールでは1990年にこれまでの王制から立憲君主制及び議会制民主主義を採用し、民主化への移行が行われましたが、1996年以降、国王体制の廃止や共和国の樹立等を掲げるマオイストが武装闘争（テロ行為）を開始して以来、不安定な国内情勢が続いており、民主化と平和構築が主要な課題となっています。南アジア地域でもっとも所得水準の低いLDCであるネパールは、貧困問題や社会的不平等などの問題を抱えており、日本は、同国に対する最大の援助国として、開発の重点課題である社会セクターの改善や農業を基軸とする地域開発を中心に支援しています。

2005年2月に、ギャネンドラ国王はデウバ内閣を解散し全権を掌握するとともに、政党関係者等の拘束や自宅軟禁、報道機関の検閲など憲法で保障されている基本的人権や自由を制限する措置をとりました。これに対し、日本は基本的人権と自由の回復が重要であるとの観点から、あらゆる機会を通じてネパール政府に人権状況の改善を働きかけるとともに、経済協力については、人権状況及び国内情勢の推移を見極めつつ、個別の案件ごとに実施の可否を慎重に判断するとの方針で臨んできました。

国民による反政府運動が大きな高まりを見せた2006年4月、国王が下院の復活と行政権の国民への委譲を決定したことを受け、人権状況の改善、政党内閣の発足、マオイストとの和平交渉の再開等、人権保障及び民主化に向けた具体的な取組が始まりました。その後、人権状況は継続的に改善されていること、また政党とマオイストとの間で制憲議会選挙の実施や平和構築に向けた協議が実施されていること等を踏まえ、昨年2月以降の上記方針の見直しを行いました。日本としては、引き続き人権状況を注視するものの、今後は貧困層

注：2006年10月末日時点で執筆。その後、2006年11月21日に政府とマオイストとの間で制憲議会選挙の実施や恒久的平和の実現のための包括的和平協定が締結され、人権状況の改善や和平実現に向けて情勢は進展している。

に直接利益となる「地方における貧困削減」や「民主化・平和構築支援」を重視した支援を実施する方針です。

また、報道の自由が制限されていたこともあり、検討中であった国営ラジオ放送局に対する機材供与案件については、2006年7月の塩崎副大臣（当時）のネパール訪問時に実施を表明しました。このように人権状況を含む情勢の改善を受け、同国に対する経済協力の方針の見直しを行いました。仮に、再び人権及び民主主義の回復に係る情勢が悪化したと判断される場合は、同方針の復活を含め然るべく検討することとしています。

2. シエラレオネ

シエラレオネでは、1991年に反政府勢力と政府軍との間で武力衝突が起こって以降、内戦状態が断続的に続いていました。国際社会からの調停により、1999年10月より、国連平和維持活動として、国連シエラレオネミッション（UNAMSIL：United Nations Mission in Sierra Leone）が6,000名（最大時17,500名）規模で開始され、DDRが実施されました。その後、国際機関及び一部二国間ドナーによる同国国民の再定住を促すために復興へ向けた支援が本格化し、2005年末、UNAMSILの駐留が終了、2006年1月より、平和維持から復興開発プロセスに移行すべく、国連シエラレオネ統合事務所（UNIOSIL：United Nations Integrated Office in Sierra Leone）が活動を開始しました。国連平和維持活動（PKO：Peace Keeping Operations）部隊撤退後の治安状況に対する懸念もありましたが、現在も安定した状態が続いています。

内戦終結後実施された国勢調査では、シエラレオネ国民の約70%が一日1ドル以下での生活を余儀なくされている極度の貧困状態にあることが判明しました。この状況の改善を目指し、同国政府はPRSPを策定し、平和の定着、及び経済発展と貧困削減に向けた取組を開始しました。

このように、平和の定着を着実に進めてきたシエラレオネは、不安定な情勢を抱える国の多い西アフリカ地域において、平和の定着が成功したモデル国になりうるものとして期待されています。日本としても同国の治安状況の回復を踏まえ、2005年1月にJICAフィールド事務所を開設し、同国の復興・開発に向けた取組に支援する方向性を話し合うために同年5月に経協政策協議を実施し、その協議を踏まえて7月に二国間経済協力を再開

しています。いまだ不安定な要素も残っていることから治安情勢を引き続き見守りながら、当面は治安が比較的安定している首都のフリータウン及び北西部のカンビア県を中心として支援を展開しています。

現在、内戦により最も住民に被害がでており、県人口の1割以上に当たる2.5万人が難民・国内避難民になったと言われているカンビア県において、日本は地域住民が積極的に参加する「分野横断型のコミュニティ開発支援」を実施しています。具体的には2005年10月下旬より「シエラレオネ国カンビア県子供・青年支援調査」（開発調査、3年間）を通じて、教育施設・教材、職業訓練、学校菜園の拡充を行っているほか、2006年2月より、かつて米の大生産地であった同県において、稲作を中心とした農業生産向上のための技術協力プロジェクトとして「カンビア県農業強化支援プロジェクト」を開始しています。これは、農民を主体とした農業技術支援体制の強化（米、キャッサバ、ナッツ、サツマイモ等）及び農業生産性向上のための技術パッケージの確立（生産量の増加と収穫後損失の減少）を目的としています。今後、水供給、保健等の分野においても支援の可能性を検討していきます。

日本はこのように同一のコミュニティにおいて教育、保健、農業等の住民の生活向上に直接関係する分野を包括的に支援する「アフリカン・ビレッジ・イニシアティブ」の推進を提唱しています。シエラレオネでは、将来のコミュニティの担い手である子どもや青年を社会に組み込み、自立的で持続可能な開発の実現及び平和の定着を目指しており、同イニシアティブを他のアフリカ諸国でも順次展開しています。

3. ミャンマー

日本の対ミャンマー経済協力は、1988年の軍事政権成立以降原則として停止していましたが、1995年に国民民主連盟（NLD：National League for Democracy）のアウン・サン・スー・チー女史の自宅軟禁が解除されるなど事態の改善があったことから、同国の民主化や人権状況の改善を見守りつつ、当面は既往継続案件や民衆に直接利益となる基礎生活分野を中心にケース・バイ・ケースで検討の上、経済協力を実施することとしました。

しかしながら、2003年5月にスー・チー女史などが軍政当局に拘束され、自宅軟禁下におかれる（3度目）という事態が発生しました。日本は、事

件の直後から事態を懸念し、スー・チー女史を含むすべての関係者が関与した形での国民和解・民主化プロセスの早急な進展をミャンマー政府へ求めてきました。

2003年5月以降のこうした状況にかんがみて、現在は、ミャンマーに対する新規の経済協力案件を基本的に見合わせていますが、同国の劣悪な生活環境などを考慮して、緊急性が高く真に人道的な案件などについては、ミャンマーの政治情勢を注意深く見守りつつ、案件内容を個別に慎重に吟味した上で実施しています。

日本としては、ミャンマーの民主化の早期進展が重要と考えており、今後も同国の前向きな動きを引き出すべく、引き続き粘り強く働きかけていく方針です。(コラムⅡ-8(126ページ)を参照してください。)

4. インドネシアへの巡視船艇供与

マラッカ海峡は、年間9万隻以上の船舶が通航する国際的な海運の大動脈であり、日本に関わる船舶も世界で最も多い年間約1万4,000隻が通航し、日本に輸入される石油の約9割が通航する、日本にとっても極めて重要な海上交通路です。その一方で、海賊事件の約37%が同海峡及びその周辺地域を含む東南アジア地域において発生していることから、こうした海域の沿岸国の海上警備体制の強化は早急な対応を必要とする課題となっていました。実際、2005年3月には、マラッカ海峡を航行中のタグボート「韋駄天」(日本船籍)が海賊に襲撃され、日本人が拉致される事件に見られるように、海賊行為等は海上輸送に従事する日本国民及び日本の経済活動にとって直接の脅威となっています。

このような背景の下、2003年6月にインドネシアのメガワティ大統領(当時)、2004年2月にハッサン外務大臣からテロや海賊対策のため海上警備体制の強化を図ることを目的とした巡視船艇の整備につき、無償資金協力の要請がありました。ODA大綱においては、テロ対策は国際社会の安定と発展のためにも重要な課題であるものと位置づけられており、これまでも日本はテロ・海賊対策に資する支援を積極的に実施してきています。

今回の支援により日本から輸出されることとなる巡視船艇は、乗務員を保護するための防弾措置を施しているため、日本の輸出貿易管理令に規定される「軍用船舶」に該当し、武器輸出三原則等において憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、輸出を慎むとされている武器に当たります(注1)。このため、インドネシア側との間で、日本の支援により整備される巡視船艇が日本のODAの対象であり、テロ・海賊行為等の取締りや防止のみに使用され、それ以外の目的で使用されないことや同船艇を日本の事前の許可なしに第三者に移転されないことを確保する必要がありました。そのため、これらを日本とインドネシア間の合意に含めることにより、武器輸出三原則等の例外としました(注2)。これによってODA大綱に則った支援の実施が確保されることになり、また、国際紛争等を助長することを回避するという武器輸出三原則等の基本理念が確保されます。

このような措置を講じた上で、2006年6月、巡視船艇3隻の整備を目的とする「海賊・海上テロ及び兵器拡散の防止のための巡視船艇建造計画」に対し、19億2,100万円を限度とする無償資金協力を行うこととしました。日本は、今後もODA大綱を踏まえつつ、開発途上国のテロ・海賊行為等の取締り・防止のために積極的に支援していきます。

注1：●武器輸出三原則(1967年4月21日)

武器輸出三原則とは、次の三つの場合には武器輸出を認めないという政策をいう。

- (1) 共産圏諸国向けの場合
- (2) 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合
- (3) 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

●武器輸出に関する政府統一見解(1976年2月27日)

「武器」の輸出については、平和国家としての日本の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはない。

- (1) 三原則対象地域については「武器」の輸出を認めない。
- (2) 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。
- (3) 武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

*日本の武器輸出政策として引用する場合、通常、「武器輸出三原則」と「武器輸出に関する政府統一見解」を総称して「武器輸出三原則等」と呼ぶことが多い。

注2：供与を決定した2006年6月13日に、官房長官談話を発出し、政府として明らかにしている。

第5節

援助政策の立案及び実施における取組状況

ODA大綱は、ODAをより効率的・効果的なものとするために、政府が進めるべき一連の改革措置を援助政策の立案及び実施体制、国民参加の拡大、効果的実施のために必要な事項の3つに分けて示しています。以下では、ODA大綱の構成にしたがって、2005年度に進められたODA改革の取組状況について説明します。

1. 援助政策の立案及び実施体制

(1) 一貫性のある援助政策の立案

日本では1府12省庁^(注)がODAに携わっています。ODAの実施にあたっては、各府省が直接、また国際機関等を通じて行うODA事業が相矛盾することなく立案・実施され、ODAを戦略的に実施し最大限の効果を発揮することが重要です。

2005年には政策金融改革の一環として、円借款の実施機関であるJBICの業務の取扱いが議論となりました。JBICの業務は、日本外交において大きな役割を担うODAのあり方から検討すべきであるという観点から、2005年12月、内閣官房長官の下に「海外経済協力に関する検討会」が設置されました。検討会では2か月半の議論を経て、2006年2月、最終報告書が提出されました。この報告書は、対外経済関係閣僚会議の廃止と、これに替わる「海外経済協力会議」の設置を提言しています。この提言を受け、2006年4月に「海外経済協力会議」が設置されました。海外経済協力会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣をメンバーとし、海外経済協力に関する重要事項を機動的、実質的に審議することになっています。「海外経済協力会議」において策定される戦略や、ODA大綱、ODA中期政策、国別援助計画等に基づき、国際社会におけるさまざまな援助主体と協調・連携を図りながら、ODAを通じた一貫性のある援助政策の立案、支援活動の実施を図っています。

(2) 関係府省間の連携

各府省庁が実施するODA事業が全体として整合性を保ち、効果的・効率的に実施されるためには、府省庁間での連携・調整を強化し、政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施していく必要があります。外務省は、1998年6月に制定された「中央省庁等改革基本法」に基づき、ODAに関する全体的な企画などについて政府全体を通ずる調整の中核としての機能を担っています。前述の「海外経済協力に関する検討会」の最終報告書（2006年2月）においてもこの役割が再確認されました。

具体的には、政府開発援助関係省庁連絡協議会、政府開発援助関係省庁連絡協議会幹事会、資金協力連絡会議、技術協力関係府省連絡会議、ODA評価連絡会議などの各種会議を開催するとともに、ODA政策の企画立案にあたって、関係府省の知見を活用しつつ関係府省の人事交流を含む幅広い連携の強化を進めています。

(3) 政府と実施機関との連携

効率的・効果的な援助を実施するためには、関係府省間の連携のみならず政府と援助実施機関の連携を強化することにより、一貫性を確保しつつ有機的な連携のもと援助を行うことが重要になります。政府と実施機関（JICA、JBICなど）の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の有機的な連携を確保していかなければなりません。また、それを促進するために人事交流を含む両者の連携を強化し、政府と実施機関のみの連携に留まらず、実施機関相互の連携を強化することが重要です。

JICAは、2003年の独立行政法人化以来、「JICA改革プラン」に基づき「現場主義」を掲げ、開発途上国の様々な開発問題により的確かつ迅速に対応できるよう、在外事務所の体制を強化しています。また、国内においては「国内事業の改革」と「国内機関の再編」を柱とし、現地プロジェクトと

注：ここでの1府12省庁とは、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省を指す。

図表Ⅱ-34 ODA関係府省間各種会議の開催状況（2005年度）

対外経済協力関係閣僚会議		
2005年度は開催されていない 注：2006年4月の海外経済協力会議を設置する閣議決定により、本会議は廃止された。		
政府開発援助関係省庁連絡協議会		
2005年度は開催されていない		
政府開発援助関係省庁連絡協議会幹事会		
2005年7月14日	1. 「骨太の方針2005」、グレンイーグルズ・サミットの結果報告 2. ODAの点検と改善（「骨太の方針2005」フォローアップ） 3. その他	
2005年9月9日	1. 平成18年度ODA予算各省庁概算要求 2. その他	
2005年12月22日	1. 平成18年度ODA予算 2. 「ODAの点検と改善」 3. 国別援助計画（タイ、インド、バングラデシュ）	
2006年3月17日	1. ODAを巡る一連の流れについての説明 2. その他	
資金協力連絡会議		
第18回	2005年9月9日	1. アフリカに対する資金協力 2. ODA増額について
技術協力関係府省連絡会議		
第6回	2005年8月30日	1. 平成18年度JICA予算の概算要求 2. 平成18年度各府省庁技術協力予算の概算要求 3. 各府省庁技術協力評価
第7回	2006年1月17日	1. 各府省庁技術協力等事業の連携強化（年度当初における事業計画の情報共有）について
第8回	2006年3月24日	1. 各府省庁技術協力等事業の連携強化（年度当初における事業計画の情報共有）について（方針説明及び作業依頼）
ODA評価連絡会議		
	2005年7月20日	1. 政府の実施するODA評価取りまとめ 2. 2005年度経済協力評価報告書作成方針説明及び協力依頼 3. 今後のODA評価の体制・手法について
海外経済協力業務運営協議会		
	2005年11月15日	1. 年次報告書2005、円借款活動レポート2005について 2. 平成18年度予算要求 3. 最近の円借款状況 4. ミレニアム開発目標（MDGs）と国際協力銀行の取組

国内研修の一体化や国内機関再編などに取り組んでいます。これら一連の改革により、JICAは開発途上国のニーズに的確に即応できるODAの実施体制を整えていく方針です。JICAは、2006年度を「改革の総仕上げの年」と位置づけ、実施機関として、技術協力事業の質の向上を図るための戦略的強化、プログラム化の促進、及び研修成果の発現促進等の取組を進めています。

実施機関であるJICAとJBIC間の連携については、従来から情報・意見交換が行われていたましたが、それに加え、①ODAをより効率的、効果的に実施するために、現地ODAタスクフォースなどを通じた案件の策定・準備のための協議の実施、②具体的な案件の実施及び完成後の維持管理などの各段階での連携の強化、③人事交流の推進、などを通じて関係が強化されてきています。また、

2004年3月に外務省をはじめとする関係省庁が連携フィージビリティ調査^(注)の拡充、連携専門家の派遣など、JICAとJBICの間でより具体的な調整メカニズムの構築に着手しました（JICAとJBICとの具体的な連携事例については図表I-20（57ページ）を参照してください）。

なお、「海外経済協力に関する検討会」報告書の提言も踏まえ、2006年5月に成立した行政改革推進法において、国際協力銀行の円借款業務は2008年に発足予定の新JICAに承継されることになりました。そのため、JICA法を改正して、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を基本的に新JICAの下で一体的に担うことになっています。この改革によって、3つの援助手法の有機的な連携が促進されることが期待されます。

(4) 政策協議の強化

日本の援助は長年被援助国からの要請に基づいて援助を実施するという「要請主義」をとってきました。しかし、開発支援が十分な効果を上げるためには、開発途上国に対する援助の内容について、被援助国との緊密な政策協議を通じて、互いの認識や理解を共有していくことが必要です。このためODA大綱では、自助努力支援という観点から引き続き被援助国からの要請を重視しつつ、ODA政策の立案及び実施にあたっては、要請を受ける前から政策協議を行い、その開発政策や援助需要を十分に把握し、MDGsの達成に向けた、開発途上国の開発政策と日本の援助政策の調整を図ることを目指しています。

政策協議の強化に向けた取組として、2003年度に、在外公館及びJICA、JBICなど、援助実施機関の現地事務所を主要なメンバーとして構成される現地ODAタスクフォース（以下、現地TF）を立ち上げました。この現地TFが現地政府と活発な政策協議を行い、日本の援助政策と開発途上国の開発政策の調和を図ることにより、効率的・効果的な援助の実現を可能にすることを目指しています。現地TFのこうした役割は、ODA中期政策においても、「現地TFは、国別援助計画及び重点課題別・分野別援助方針で示される中期的な取組の方針が実際の案件形成・要請・実施に反映されるよう、中期的視点から見た重点分野や政策・制度上

の課題につき被援助国と認識を共有し、また、意見調整を行うため、必要に応じて東京からの参加者も得つつ、政策協議を実施する」として確認されています。

2005年度には、ベトナム、パキスタン、バングラデシュ、エチオピア、ガーナ、シリア、カザフスタン、ウズベキスタン、ブラジル等をはじめとして多くの現地TFで活発に政策協議が実施されています。

(5) 現地機能の強化

ODAの戦略性・透明性・効率性の向上や説明責任の徹底を図るためには、国別の援助戦略構築における現地の役割の強化が必要であるとの考えのもと、ODA大綱では「現地機能の強化」の方針が打ち出され、また、その具体的内容について新ODA中期政策に明示されました。援助政策の決定・実施過程において、在外公館及び実施機関現地事務所などで構成される現地TFが一体となって主導的な役割を果たせるように、機能を強化しなくてはなりません。さらに、現地を中心として、被援助国にとって何が開発上の優先課題になっているのか、その中でもどのようなことに日本の貢献が求められているのかを総合的かつ的確に把握することが必要です。具体的には、現地TFにおいて、その国についての知見や経験をもつ人材を活用したり、現地に精通した援助関係者と連携したりすることを通じて現地の経済社会状況などを十分に把握することと、そのための仕組みを作ることが重要です。

また、上記のような被援助国のニーズの把握に加えて、現地TFは、日本の援助の方向性や重点分野などを示す国別援助計画の策定への参画、被援助国との政策協議実施、他ドナーとの援助協調への参画、援助手法の連携と見直しに関する提言、援助候補案件に関する提言など、幅広い役割を担っています。このうち、援助協調に関しては、被援助国政府のオーナーシップのもとに、ドナーを含む関係機関が協力し策定・実施されるPRSPの策定・見直しが進められている動きにあわせて、現地ベースでの援助協調が各地で本格化しており、日本も積極的に参加しています。

さらにこのような援助協調の動きに的確に対応

注：個々のプロジェクトが技術的、経済的、社会的に、さらには環境等の側面から見て実行可能であるか否かを検証し、最適な事業計画を策定する。

すべく、2006年度より「経済協力調整員」制度を設け、援助協調に関わる情報収集・調査や日本の政策についての対外発信及び提言を行う体制を強化しています。このように、ODA大綱やODA中期政策に明示された通り、外部からの有為な人材を積極的に活用しつつ、一層効率的・効果的な援助を実施しうる在外公館の体制づくりを行っています。

■現地ODAタスクフォース

現地機能強化の一環として、2005年度より、(財)国際開発高等教育機構 (FASID: Foundation for Advanced Studies on International Development) と協力して遠隔会議方式の研修 (以下、遠隔セミナー) を実施しています。遠隔セミナーのプログラムは、現地TFの希望やニーズに沿って作成されます。これまでアジア、アフリカ、中南米各国のTFを結び、特定テーマについて活発な議論が交わされてきました。遠隔セミナーを通じて、現地および東京の援助実務者や研究者との間で問題意識が共有されることにより、より迅速に援助潮流に対応することに役立てられています。

2005年度遠隔セミナーは、ボリビア、グアテマラ、バングラデシュ、ベトナム、ラオス現地TFとの間で8回にわたって行われました。セミナーでは、ガバナンス、保健、教育などの分野別テーマのほか、援助協調、MDGs、人間の安全保障など多くのTFに共通する課題などが採り上げられました。



現地ODAタスクフォース遠隔セミナーの様子

(写真提供: FASID)

(イ) 開発ニーズなどの調査・分析

現地関係者を通じて現地の経済社会情勢を把握しつつ、外部人材及び現地援助コミュニティ (主要ドナー諸国、国際機関、NGO、学術機関などを

含む) との情報交換などを通じて、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや被援助国自身の開発の取組についての調査・分析機能の強化を図っています。

(ロ) 援助政策の立案・検討

現地TFは、国別援助計画の策定への参画や、重点課題別・分野別援助方針の策定への参画、また、被援助国との認識や理解を共有するための政策協議を実施するなど、援助政策の立案・検討に積極的に関わっています。

(ハ) 援助対象候補案件の形成・選定

現地TFは、援助案件の形成・選定のための精査において主導的役割を果たします。また、援助の効果を最大にするため、無償資金協力、円借款、技術協力といった援助手法の連携と見直しの必要性や可能性について提言を行います。

(ニ) 現地援助コミュニティとの連携強化

開発援助をめぐる国際的な取組として、MDGsをはじめとする共通の開発目標や開発戦略の設定が進行している中、現地TFは、国際機関や他ドナーをはじめとする現地援助コミュニティと緊密な連携を図りつつ、日本の援助政策に沿った形で積極的に援助協調に参画しています。

(ホ) 被援助国における日本の関係者との連携強化

日本の優れた技術、知見、人材、制度を活用し、被援助国において活動する日本のNGOや学術機関、経済団体 (現地に進出している民間企業を含む) などとの連携強化のため、これら関係者との意見交換を活発に行っています。

(ヘ) 日本のODAレビュー

被援助国に対するこれまでの日本の援助が初期の目的・意義を達成したか、目指すべき方向性は適切であったか、重点分野・重点項目の置き方は有効であったか、援助実施上の留意点には有効に対処できたかなどについてのレビューを現地TFが行っています。

(ト) 情報公開と広報

ODAに関する透明性向上を図るために、現地TFは、タスクフォースの活動などについて、今後ホームページなどを活用した積極的な広報に努めていきます。

(6) 内外の援助関係者との連携

● NGOとの連携

NGOは途上国・地域のコミュニティレベルで地域住民と共に活動を行っており、多様なニーズに応じたきめ細やかな援助が可能です。また、大規模な自然災害が発生した場合、NGOは被災現地に素早く赴き、迅速かつ柔軟な緊急人道支援活動を展開できる点、また、日本の「顔が見える援助」という点からも重要になってきています。近年、NGOは開発援助、緊急人道支援のみならず、環境、人権、貿易、軍縮等の分野において様々な活動を行っており、国際社会においてますます大きな役割を果たすようになってきています。

(イ) 日本の基本方針

日本はこのようなNGOの活動と役割の重要性を踏まえ、ODA大綱ではNGOとの連携推進を提唱し、また、2005年に策定されたODA中期政策では、NGO等との連携を随所で謳っています。さらに、2006年のODA改革に関する「海外経済協力に関する検討会」報告においても経済協力における国民

参加の推進の必要性について提言しています。

日本としては、これまでも日本のNGOの活動強化を図るため、NGOの海外での活動に政府資金を提供し、また、日本のNGOの基盤強化に向けた各種の協力やNGOとの対話、連携を推進してきています。

(ロ) NGOの活動への日本の協力

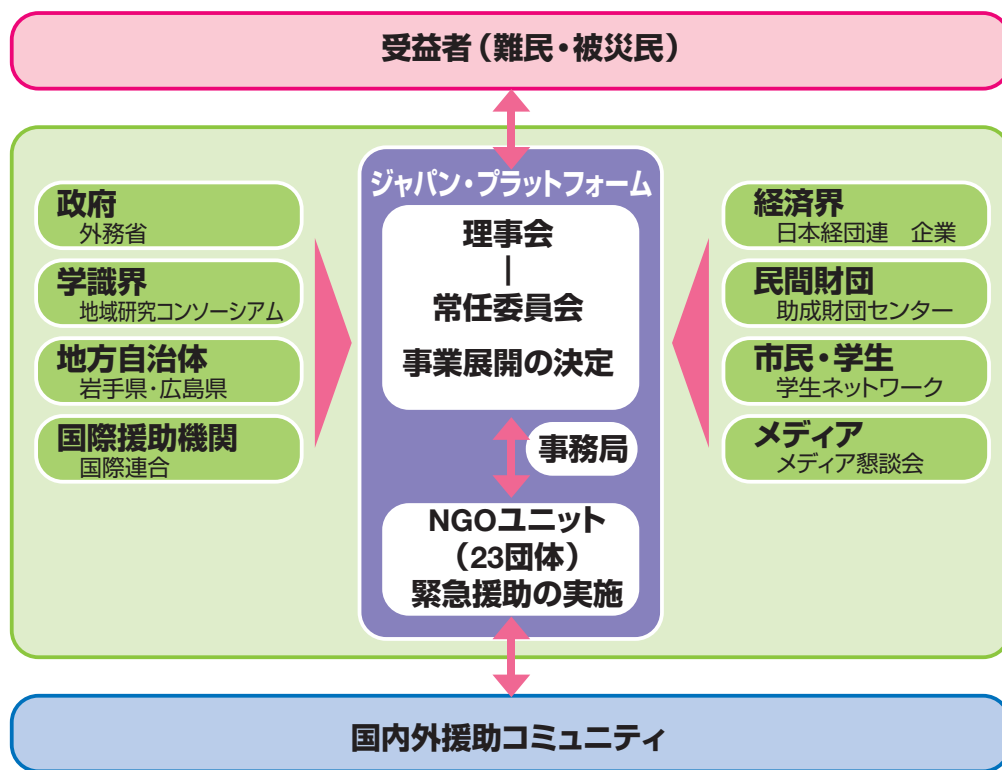
日本は、NGOが円滑に援助活動できるように資金協力を行っており、NGOに対する予算は毎年、増加の傾向にあります。2002年度に設立された日本NGO支援無償資金協力は開発途上国・地域で活動する日本のNGOが実施する経済・社会開発活動に対して事業資金を提供する制度です。設立当初には20億円であった予算は、2005年度には28.5億円に増大しました。また、草の根技術協力は日本のNGOなどとJICAが開発途上国の地域住民の生活向上に直接役立つ事業を協働して実施するもので、2002年度の設立当初には10.9億円であった予算は、2005年度には19.4億円に増大しました。

また、政府はNGOの能力強化への協力を実施しています。近年、日本のNGOは国際協力の現場に

図表 II-35 NGO・外務省定期協議会の開催状況（2005年度）

年度	日時	会議名	議題（協議事項）
2005年度	2005. 5 .20	第2回全体会議	1. 「ODA政策協議会」及び「連携推進委員会」からの報告 2. NGOとODAの連携の具体的方向性について
	2005. 7 . 8	第1回連携推進委員会	1. 「11+2提言」のフォローアップ（日本NGO支援無償スキームの改訂） 2. 日本NGOのキャパシティ・ビルディング支援策の検討 3. ODAとNGOの今後の連携パターンの提案 4. ODAとNGOの広報協力の検討
	2005. 7 .20	第1回ODA政策協議会	1. アフリカ支援について 2. MDGs中間レビューについて 3. MDGs達成に向けた取り組みについて
	2005. 10.21	第2回連携推進委員会	1. 日本NGO支援無償資金協力の改善について 2. 日本NGO活動環境整備支援事業の見直しについて 3. 国際協力における市民参加・広報促進のためのNGO・外務省連携
	2005. 12. 2	第2回ODA政策協議会	1. ODAの拡充について 2. ODAの質と評価 3. MDGs目標8の評価と今後の方針
	2006. 3 . 3	第3回連携推進委員会	1. 「派遣者年齢についてのガイドライン」の修正案について 2. NGO活動環境整備支援事業の改善状況・来年度実施について 3. NGOと外務省の広報協力の具体化について 4. 連携推進委員会の役割・協議範囲の確認
	2006. 3 .22	第3回ODA政策協議会	1. 「国益優先」のODAの問題 2. 今後のODA政策・企画・実施体制におけるNGO、現地市民社会との関わり 3. TICADプロセスへのアフリカや日本のNGO、市民社会の参加 4. 人権問題のある国への援助のあり方と人間の安全保障

図表Ⅱ-36 ジャパン・プラットフォームの仕組み



において目覚ましい活動を行い、高い評価を得ているものの、より一層、活躍するためには、その専門性や組織実施体制の強化が必要です。このような観点から、NGOの組織強化や人材育成などへの協力のため、外務省やJICA、FASID等が、政府資金により様々なプログラムを実施しています。

2005年度に外務省は、分野横断的取組として、災害復興、障害者支援、保健分野支援の三つの分野でNGO研究会^(注1)を行いました。また、NGO相談員^(注2)を全国に16名配置して各種アドバイスを行い、また、NGO専門調査員^(注3)を11名派遣しました。さらに、「NGO活動における危機管理セミナー」の開催、「我が国における国際協力NGO等によるファンド・レイジング方法に係る調査」を行うなど、様々な面からNGOの能力強化に協力しました。

(八) NGOと政府との対話・連携

日本は、NGOとの連携の強化に努めています。国内では、1997年よりNGO・外務省定期協議会を開始し、日本の援助政策や日本NGO支援無償資金協力などの制度についての討議が活発に行われています。また、実施機関であるJICA、JBICもNGOと定期協議会を開催し、ODA事業に対するNGOからの意見を積極的に取り入れています。国外では、NGO関係者がODAの効率的・効果的实施を協議する場とする「ODA大使館」を2002年に開設し、これまで、カンボジア、バングラデシュ等の13か国で実施しています。

このような国内外におけるNGOとの協議に加え、NGO、政府、経済界が連携して、2000年にジャパン・プラットフォーム（JPF）を設立しました。JPFには日本NGO23団体が参加し、緊急人道支援の際には、事前に供与されたODA資金や一般企業・市民からの寄付金を活用して、迅速な援助

注1：特定の分野や国等におけるNGO事業実施能力や専門性向上を目的とした研究会

注2：国民、NGOの人々の相談先として政府が委嘱

注3：NGOの専門性を高めるためNGOに派遣する調査員

を実施します。JPFは、2005年度、スマトラ沖津波、イラク、スーダン、リベリア、パキスタン大地震に緊急人道支援活動を展開し、これらに活用されたODAは約17億円となりました。

(二) NGOとの連携・協力の今後の方向性

日本のNGOが開発途上国での開発協力事業や緊急人道支援活動に一層積極的に対応できるようにするため、NGOの抱える諸問題やNGOの要望に配慮しつつ、NGOとの対話を一層重ね、今後とも連携・協力の充実・多様化に努めていきます。

●大学等との連携

2005年度は、円借款事業に関連する取組として、①海外経済協力業務に関する業務協力協定を筑波大学、横浜国立大学、九州大学、神戸大学と締結（2004年度までに7大学と協定を締結済み）、②インドにおける案件形成段階において、地方自治体（滋賀県彦根市、東京23区（東京23区清掃一部事務組合））や大学（滋賀県立大学、秋田大学）と連携し、日本の経験、知見等をインド側に提供（コラムI-2（15ページ）を参照してください）、③地方自治体や地域国際化協会との協議を通じて相互理解・情報交換を促進、④優れた経験・知見を持つ日本の団体との連携を目的に、円借款事業の視察を中心とした円借款パートナーシップセミナー（2005年度はインドに訪問）を開催するなどの取組を実施しました。

JICAは、事業の質的向上、援助人材の育成、地方発の事業展開の活性化などの効果を期待し、専門家の派遣、研修員の受入、草の根技術協力事業、連携講座の実施など、さまざまな技術協力事業の場面で大学と連携してきました。また、近年では、技術協力プロジェクトの実施を大学との契約により包括的に行うケースも増えてきています。その背景には、個々の大学の持つ知的資産を、事業の活性化や質の向上、援助人材の育成に役立てたいという期待があります。

一方、大学にとっては、JICAと連携することで開発途上国の現場にアクセスしやすくなり、実践的な経験を得られるという利点が考えられます。したがって近年では、組織的な協力関係を構築し、事業の相乗効果を高めることを目的に、大学との間で包括的な連携の枠組み（連携協力協定や覚書）を導入し、帯広畜産大学、北海道大学、広島大学等10の大学と6つの協定・覚書を締結しています。今後も、大学の知見を国際協力事業に活かすべく、大学との連携に一層努めていきます。

●国際機関、他国との連携

日本は、国際機関や他国の援助機関とも連携しています。特に、DAC・貧困削減ネットワーク（POVNET：Network on Poverty Reduction）においては、同ネットワークの副議長を務めるとともに、同ネットワークに設けられたインフラタスクチームにおいてリーダーとして、ドイツ復興金融公庫（KfW：Kreditanstalt für Wiederaufbau）、フランス開発庁（AFD：Agence Française de Développement）、米国国際開発庁（USAID）、英国国際開発省（DFID：Department for International Development）などとともに二国間ドナーのインフラ支援のあり方を整理した活用指針（ガイディング・プリンシプル）を策定しました。

また、JBICは、①AFD、KfWと「貧困削減のためのインフラ」と題するセミナー（2005年9月、於：ニューヨーク）及び革新的開発ファイナンスに関するセミナー（2005年9月、於：ワシントン）を共催し、インフラ支援がMDGs達成に果たす役割の重要性などについて議論、②ベトナム、インドネシア、フィリピンなどで援助手続きの調和化について世界銀行、ADBなどとの連携、③MDGsの達成に向けた協力関係の強化を目的としたUNDPとの業務協力協定締結、など、開発援助の効果を高めるために様々な活動を行っています。

JICAは効果的な事業実施のため、国際機関や二国間ドナーとの連携も進めています。各ドナーにはそれぞれの強みがあり、これらの強みを組み合わせることで、別々に活動するときよりも、はるかに大きな効果をもたらすことができます。例えば、2005年のJICA緒方理事長と世銀ウォルフオヴィッツ総裁との協議により、双方がアフリカ地域におけるコミュニティ開発及びインフラ開発支援にて連携を進めていくことに合意し、現在、具体的なプロジェクトの実施に向け、調整を行っています。また、UNHCRとは、平和構築支援にかかる安全管理研修の共同実施や南部スーダン等にて平和構築にかかる協力を連携して実施しています。その他にUSAID、技術協力公社（ドイツ）（GTZ：Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit）等とも、現場レベルでの連携ニーズに基づき、具体的な協力事業を実施中です。

●民間企業との連携

ODAの実施に当たっては、日本の民間企業の持つ技術や知見の活用を図っていくことも重要なことです。このような民間企業との連携の一例とし

て、円借款におけるSTEP制度があります。STEPは、日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を進めるために、2002年に導入された制度です。STEPの条件では、契約先は日本企業に限定されており、開発途上国の現場での日本企業による事業実施と技術の活用を通じ、日本の「顔の見える援助」が一層促進されることとなります。

(STEPを利用した案件については、96ページを参照してください)

従来、STEPの実施の際には、円借款融資対象総額（コンサルティングサービス部分を除く）の30%以上について、日本を原産とする資機材を調達することを条件としていました。2006年10月には、工法等の面で日本企業の優れた技術の活用が期待される事業については、資機材の調達のみならず、工事費等のサービスに係る部分もこの比率の算定に含めることとするなどの制度変更を行いました^(注)。この制度変更により、本年度のさらなる活用が期待されます。

2. 国民参加の拡大

(1) 国民各層の広範な参加

ODAが国民の税金などを原資として行われている以上、ODA事業を続けていくためには、広報や開発教育の推進などを通じて、ODAに対する国民の理解と支持を得よう努力しなければなりません。同時に国民参加型のODAを一層推進することにより、ODAに参加する人材の層を拡大し、ODAを国民に身近に感じてもらうことが大切です。

そうした考えの下、国民参加の拡大のため、様々な段階でODAの立案・実施に関わることができるよう、制度的な整備を進めています。例えば、国別援助計画の策定作業において外務省ODAホームページで意見募集を行っており、ODA政策の策定段階において幅広く国民の意見を求めています。

このほか、国民各層からのODA事業への参加に関しては、青年海外協力隊事業およびシニア海外ボランティア派遣事業があります。

青年海外協力隊は、20歳から39歳の青年が開発途上国へ約2年滞在し、開発途上国の人々と生活や労働を共にしながら、開発途上国の社会的、経済的発展に協力するものです。青年海外協力隊は2005年に創設40周年を迎え、長い歴史を持つ、海外でも高く評価されている日本の援助の一つです。2005年度までに累計で28,360名の青年海外協力隊員が派遣されました。

また、シニア海外ボランティア事業は、幅広い技術、豊かな経験を有する40歳から69歳の年代で、ボランティア精神に基づき開発途上国の発展のために貢献したいという方々が行う活動をJICAが支援するという国民参加型事業です。1990年度に「シニア協力専門家」として発足しましたが、1996年度に青年海外協力隊のシニア版であるボランティア事業として位置づけられ、「シニア海外ボランティア」に名称変更されました。2005年度までの累計で2,697名のシニア海外ボランティアが計56か国に派遣されています。

なお、青年海外協力隊およびシニア海外ボランティア事業は「JICA改革プラン第2弾」により、市民参加協力事業を促進するため、現職教員参加

注：資機材やプラント等の設置が主な目的であり、資機材の面で我が国技術の活用が期待される事業については、引き続き資機材だけで比率を算定している。

制度や短期派遣（1年未満）など参加メニューの多様化を図っており、より国民が参加しやすい環境を整えています（青年海外協力隊については16ページを参照してください）。

また、国民参加を促進する制度として、「国際協力の日」（10月6日）を記念して毎年東京の日比谷公園で開催される「グローバルフェスタJAPAN」（2005年度に「国際協力フェスティバル」から名称を変更）、「ODAタウンミーティング」、「ODA出前講座」の開催、1999年度から開始した「ODA民間モニター」があります（なお、タウンミーティング、ODA出前講座の状況については、177ページを参照してください）。



写真：グローバルフェスタJAPAN

(2) 人材育成と開発研究

(イ) 人材育成

開発問題の多様化と高度化により、現在、国際協力活動を効果的・効率的に実施していく上では、高度な知識と豊富な経験、外国語コミュニケーション能力などを備えた有能な人材の育成と確保が不可欠です。

こうした背景を踏まえ、国際開発大学構想を推進する機関として1990年に設立された（財）国際開発高等教育機構（FASID）は、援助に携わる人材を対象とした研修事業や研究者などの海外派遣事業、調査・研究事業などを実施しています。FASIDは、2000年4月から、政策研究大学院大学（GRIPS：National Graduate Institute for Policy Studies）と連携して、同大学院修士課程に国際開発プログラム（共同プログラム）を開設し、さらに2002年4月には博士課程を開設しました。この他にも、いくつかの大学に開講されている開発協力関連の講座や学科などに対してFASIDより講師

を派遣しています。

また、JICAでは各種プログラムの運営を通して、最新の援助動向や技術移転手法、語学を学んだり、国内及び海外での援助実務経験を習得させるための研修を実施しています。また、ジュニア専門員といった、ある程度の専門性を持ちつつも経験の浅い若手の育成から、既に一定の専門性や経験を有する国際協力専門員まで、幅広く人材の育成と拡充を行っています。こうした取組を通じ、日本のODA事業以外にもNGOや国際機関などで即戦力として活躍する人材を輩出することが期待されています。

さらに、専門性や意欲を持つ人材を効果的かつ有効に確保・活用するためにJICAに「国際協力人材センター」を開設し、JICAだけでなくNGOや国際機関の求人情報の提供、人材登録、各種研修・セミナー情報の提供などを行っています。

(ロ) 開発研究

また、効果的・効率的な援助を行うためには、開発途上国のニーズや国際社会の動向を適切に把握することが不可欠であり、このための調査研究や知見の活用に向けた取組が行われています。

JICAでは、国際協力総合研究所において、JICA関係者を中心とした研究会を組織しています。研究会の内容によっては大学や研究機関などの外部有識者の知見を得つつ、開発や援助に関する課題について、新たな領域での事業戦略策定に向けた分析や提言、援助潮流や開発理論の分析を行う事業戦略研究を実施しています。さらに、これまでの事例研究を通じた事業経験の体系化、援助マネジメント手法を検討する援助手法研究という2つの大きなテーマを中心に調査研究を実施しています。2005年度は、「人間の安全保障」の視点を導入した貧困削減支援のあり方を提言した調査研究や「キャパシティ・ディベロップメント」の枠組みによる援助事例の分析、「クリーン開発メカニズム（CDM）」事業とJICAの支援のあり方を検討する調査研究など、合計28件の調査研究を実施しました。

JBICにおいても、開発途上国の開発政策や事業が、効果的かつ効率的に形成、実施され、高い効果を発現するための協力の一環として、国内外の研究者の知見を活用しながら、開発政策・制度・事業等の諸問題に関する調査や政策提言を行っています。例えば、「開発における政策の一貫性：東アジアに関する事例研究の試み」調査、「雇用機会創出によるPro-Poor Growth：タイとケニアの農産品加工業発展の比較」調査、「主要な開発援助機



「第二回開発教育／国際理解教育コンクール」の映像部門で外務大臣賞を受賞した作品「母と子」（ガーナ）

関・国の動向：平和構築支援への取り組み」調査を実施しています。

2006年5月には、開発に関する先駆的な研究発表・議論の場である「開発経済に関する年次報告（通称：ABCDE Tokyo 2006）」が初めて東アジアで開催されました。同会合における「貧困層に裨益する経済成長のための都市インフラ」及び「貧困削減における農業の役割」の分科会においてJBICの過去の研究成果等を発表しました。また、JBICは、開発途上国の政策・研究機関からなる世界的ネットワークであるGlobal Development Network（GDN）の日本ネットワーク（GDN-Japan）のハブ機関の役割も担っています。GDN-Japanとして2006年1月にロシアで開催された「第7回GDN年次会合」では「貧困削減におけるソーシャル・キャピタルの活用」をテーマに分科会を行いました。

(3) 開発教育

開発教育は、開発問題に対する子どもたちの関心を高め、ODAを含む国際協力に対する理解を促し、ひいては国際協力への志をはぐくむことにもつながります。

全国の小中高等学校で実施されている「総合的な学習の時間」の学習活動の一つとして、開発教育と密接に関連する国際理解教育が例示されており、小中高等学校の授業において開発途上国の抱

える問題について取りあげる機会も増えつつあります。こうした開発教育を推進するために、外務省のODA関連ホームページ内に「義務教育向け開発教育推進ホームページ（「探検しよう！みんなの地球」）」を立ち上げたり、国際協力プラザのホームページにおいて動画等も含めた様々な開発教育教材を随時提供するなど、政府においても積極的な取組を行っています。以上のような取組に加え、開発教育地域セミナー、全国担い手会議、人材育成セミナー、開発教育総合セミナーを実施してきたほか、2003年度からは、「開発教育／国際理解教育コンクール」を毎年開催しています。

また、ODA民間モニター（178ページを参照してください）では、2004年度から学校における開発教育を実施するにあたり、現場での視察の成果を活かせるように「教員枠」を設けているほか、2005年から開始した「ODA出前講座」（177ページを参照してください）も教育の現場で実施しています。

そのほか、JICA、JBICも開発教育の普及に努めています。JICAは、青年海外協力隊経験者などを講師として学校などへ派遣する「国際協力出前講座」、全国の中学生・高校生を対象にしたエッセイコンテストなどを実施するとともに、2006年4月には開発教育支援事業等の拠点として、市民に開かれた「JICA地球ひろば」を東京広尾に設置しました。さらに、開発教育指導者セミナーや教師海外研修を実施し、教育従事者を支援しています。

JBICでは、修学旅行生のグループ学習の受入や職員による出張講座を実施しているのに加え、「円借款パートナーシップセミナー」や大学生・大学院生を対象とした「学生論文コンテスト」を実施しています。



「円借款パートナーシップセミナー」でインドの下水処理施設を見学している様子
(写真提供：JBIC)

(4) 情報公開と広報

日本の外交において大きな役割を担う開発途上国への開発援助を進めていくに際して国民からの理解と支持を得ることは不可欠であり、そのために政府としてもODAに関する情報の一層の公開に取り組んでいます。

(イ) 国内における積極的な広報と情報提供

ODAに関する情報提供及び日本のODA案件に接する機会を提供するための具体的な施策としては、ODA白書や外交青書をはじめとする政府刊行物の発行以外にも、以下のような取組があります。

① ホームページ・ODAメールマガジン ・ ODA新聞

ODA関連のホームページにおいて情報公開の充実を図っており、外務省、JICA、JBIC、国際協力プラザなどのホームページでは、ODAに関する多くの情報をタイムリーに掲載するとともに、各ホームページ（注1）ともODAを分かりやすく紹介

しています。

外務省は、ODAホームページに加え、ODAメールマガジンも発行しています。2006年10月25日現在で第101号まで発行され、この中では、経済協力に関わる時宜を得た話題や情報を提供しているほか、在外にある日本大使館の館員や、青年海外協力隊員、シニア海外ボランティアなどが、実際の援助の現場で体験した話や援助にまつわるエピソードなどを紹介しています。なお、ODAメールマガジンはODAホームページを通じて随時登録を受け付けており、2006年3月末現在で約12,500名の方が登録されています。

また、ODAに関する最新情報を掲載する「ODA新聞」を毎月発行し、全国の教育機関、図書館等に配布しています。

② 市民との対話

ODAタウンミーティングは、ODAに関する市民対話の一環として、ODA改革を巡る動きなどを一般市民に紹介するとともに、ODA及びODA改革に対する国民の生の声を直接聴取することを目的に、日本全国各地で開催されています。2006年2月までに31回開催され、有識者、ODA戦略会議メンバー、外務省の省員と一般市民との間で忌憚のない意見交換を行っています。

また、より機動的な市民対話の一環として2005年10月からは、外務省経済協力局（当時）（注2）の職員が高校、大学、大学院、地方自治体（国際交



第4回ODA出前講座の様子

注1： <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda>（外務省）

<http://www.jica.go.jp>（JICA）

<http://www.jbic.go.jp>（JBIC）

<http://www.apic.or.jp/plaza>（国際協力プラザ）

注2：2006年8月1日の外務省機構改革により、国際協力局が発足し現在は同局が担当している。第I部第3章54ページ参照。

図表Ⅱ-37 ODAタウンミーティング及びODA出前講座の開催状況（2005年度）

ODAタウンミーティング

第30回	2005年10月2日（日）	東京
第31回	2006年2月4日（土）	大阪

ODA出前講座

第1回	2005年11月28日（月）	中京大学
第2回	2005年12月3日（土）	明治学院大学
第3回	2005年12月3日（土）	岩手県沢内村 国際交流協会
第4回	2006年2月6日（月）	豊橋技術科学大学
第5回	2006年3月30日（木）	WE21ジャパン

流協会)、NGOなどに赴いて、ODAや国際協力全般について説明をする「ODA出前講座」を開始し、2006年3月までに5回開催されました。

③ODA民間モニターの派遣

ODA民間モニター事業は、ODAに関心を有する一般国民が実際の援助の現場に赴き日本のODA案件を直接視察することにより、ODAの意義・重要性について正しく理解するとともに、意見や感想などを提言するものです。この事業は、1999年度から開始され、2005年度までに655名がアジア、アフリカ、中南米など25か国の開発途上国のODAプロジェクトなど401件を視察しました。参加者からは、ODAが開発途上国の発展・安定に役立っていることや援助の必要性について理解を深めたなどといった報告がなされています^(注)。また、モニターへの参加をきっかけとして、国際協力に関心を深め、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとしてODAに参加することとなった方もいます。これからも、こうした事業を通じて、ODAに対する国民の理解が一層進んでいくことを期待しています。

④国内広報テレビ番組

日本のODAが開発途上国においてどのように評価され、また役立っているかを一般国民に紹介し、ODAに対する理解を深めてもらうため、シリーズもののレギュラー番組を1997年度より制作・放映してきています。2005年度は毎週1回5分間枠でフィリピン、ケニア、カザフスタン、インドネシア、グアテマラ、バングラデシュについて放映し、

平均視聴率は5.2%に上りました。

(ロ) 国際社会に対する情報発信の強化

日本国内における広報に限らず、ODAを通じた日本の積極的な国際貢献については海外においても正しく認知され、評価されることが重要です。

日本は、従来より海外において日本の援助が正しく評価され、個々の案件が日本の援助によるものであることを周知すべく、署名式や引渡式に際してプレスリリースを发出するなど現地プレスの取材に協力したり、日本の援助物資に日章旗ステッカー（英語、アラビア語）やODAシンボルマーク・ステッカー（英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、ポルトガル語）を貼付したり、看板を設置するなどしています。

また、当該国に対する日本のODA政策やその成果について広く相手国国民に知ってもらうため、当該国向けにODA広報テレビ番組を放映しています。2005年度は、インドネシア、ナイジェリア、ネパール、エクアドル等7か国で放映しました。また、在外にある日本大使館は現地プレスに対して日本の援助現場視察をアレンジし、現地のメディアでも日本のODA案件が取り上げられるような機会づくりに努めています。さらに、在外公館が各種講演活動や英語・現地語によるホームページ・メールマガジンなどによる発信を行ったり、現地のJICA・JBICなどとも協力しつつ、日本のODAに関するさまざまな広報資料パンフレットを作成・配布しています。他の援助国を含む国際社会に対しても、日常の外交努力や国際会議における情報発信のほか、各種のシンポジウムやセミナ

注：ODA民間モニター報告書は外務省ODAホームページにも掲載されている。
(民間モニター報告書のホームページアドレスは、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/monitor.html>)。

一の開催やホームページを通じた情報発信に積極的に取り組んでいます。

3. 効果的実施のために必要な事項

(1) 評価の充実

ODAをより効果的・効率的に実施するためには、その実施状況や効果を的確に把握し、必要に応じて改善することが重要です。また、納税者である国民に対してODAがどのように使われて、どのような効果があったのかを説明することも重要です。これらの目的を果たすため、外務省を含むODA関係各府省、及び実施機関であるJICA、JBICではモニタリングや評価を実施しています。

ODA評価は企画（Plan）→実施（Do）→チェック（Check）→反映（Act）のサイクル（PDCAサイクル）の中に位置づけられ、評価の結果はODA政策の策定及び実施の改善に資するよう担当部局にフィードバックされるとともに、被援助国の関係者に対しても伝達されます。また、政策策定や事業の改善に役立てるとともに、ホームページなどを通じて一般に公表され、国民に対する説明責任を果たす役割を担っています。

従来は個別プロジェクトを中心とした評価を実施していましたが、近年国別やセクター別の援助戦略が重視されていることを踏まえ、個別プロジェクトに加えて国別や重点課題別、セクターや援助手法別の援助を対象とした評価もあわせて実施しています。また、評価の公平性を確保するため、第三者による評価を行うなど外部の視点を入れるよう努めています。

(イ) 政策レベル・プログラムレベル評価

国別や重点課題別といった政策レベル評価、及びセクターや援助手法別といったプログラムレベル評価については、ODAの政策策定を担う外務省が中心となって実施しています。

2005年度は、国別評価では次期国別援助計画策定を控えたカンボジア、ケニア、タンザニア、及び新規策定を控えたセネガルにおける日本の援助を検証しました。特に、日本の援助政策が開発途上国のニーズと整合しているか、援助政策の効果はあったのか、適切な実施プロセスによって援助が行われていたか、といった点を中心に評価を実施しました。例えば、タンザニアの国別評価では、日本が援助の重点として捉えている分野が概ね開

発途上国のニーズと合致していることが確認されましたが、同時に、日本の優位性を踏まえて選択と集中を図った内容とすること、援助協調が進展している同国のような国については日本の援助協調に対する基本的方針を明確にすることなどが指摘されました。

重点課題別では、ODA大綱における重点課題である「貧困削減」及び「平和の構築」を対象として評価を実施しました。これらの評価においては、国際社会の取組との整合性、結果の有効性、プロセスの適切性などについて検証を行いました。その結果、貧困削減に関わる評価については、日本のODAが東アジア諸国の経済成長の基盤づくりに寄与した結果、貧困削減が進み、MDGs達成の軌道に乗せることに貢献した点が指摘されました。その上でそうした取組についての内外での広報を強化することや、被援助国の特定地域に集中して日本の援助手法間の連携を促進し、援助の相乗効果（プログラム化）を図ることを推進することの重要性が提起されました。また、平和構築については、専門知識と経験を持つ人材の育成と人材の適時な派遣が可能となるようなメカニズムを強化することなどが指摘されました。

セクター別評価では、NGOと合同でフィリピンにおける教育分野の援助を対象として評価を実施しました。また、ベトナムについては運輸インフラ、バングラデシュについては農業・農村開発及び災害対策を対象としてそれぞれ先方政府と合同で評価を実施しました。援助手法別評価では、草の根・人間の安全保障無償資金協力の評価及び、新しい援助形態である一般財政支援についての検証を行いました。

(ロ) プロジェクトレベル評価

個別プロジェクトの評価も効果的・効率的な援助実施のために、また国民への説明責任を果たすために重要であり、その充実を図っています。

円借款では、JBICがすべての事業について、事業の準備段階において「事前評価」を実施するとともに、完成後2年目に国際評価基準に基づいて、妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性の観点から外部評価者による「事後評価」をしています。さらに、これらの評価体制をより充実させるため、2004年度より、借款契約締結後5年目に事業計画の妥当性・有効性等を検証する「中間レビュー」と、事業完成後7年目に有効性・インパクト・持続性等を検証する「事後モニタリング」を実施しています。

2004年度の41件の円借款事業（中国「天生橋第一水力発電事業（1）～（4）」、タイ「バンコク上水道整備事業（4-2）（5）」、「バンコク上水道配水網改善事業」等）の事後評価により、多くの事業で当初想定されていた効果が発現しており、電力供給によって約5,202万人、安全な水の供給と生活・産業排水の処理によって約3,166万人、洪水制御により約267万人と多くの人々が利益を享受していることが明らかとなりました。また、2006年度には、タイド借款であるSTEPについて評価を実施の上、その結果を公表することを決定しました。これにより、開発途上国及び日本側の理解を促進し、さらなる制度改善に資するものと期待されます。

技術協力では、JICAが、プロジェクトの開始前、実施中、終了時、終了後の各段階での継続的な評価を実施し、過去の教訓の活用を推進しています。例えば、2005年度に開始されたスリランカにおける「トリンコマリー県住民参加型農業農村復興開発計画」では、特定テーマ評価「貧困削減／地域社会開発」において明らかになった教訓（関係者間の役割分担の明確化や相手国関係者の意欲・イニシアティブを高める取組の必要性）を生かし、事業のコンセプトや手法、それぞれの役割分担について、プロジェクト開始前に関係者間での情報共有を徹底しています。また、住民自身が主体的に作成するコミュニティ活動計画に基づいて事業を実施し、開発の担い手である住民組織の積極的かつ継続的な参加を促すような対応が取られています。

無償資金協力については、2005年度より外務省がプロジェクトの事後評価を実施し、施設や機材の活用状況、効果の発現状況等について確認し、それぞれの事業の課題や問題点を抽出しました。事業内容の適切性や効果の発現状況について概ね肯定的な評価がなされた一方、一部の案件については改善の余地があることが判明しました。今年度の評価に際して得られた教訓は、今後新規案件の形成及び実施に反映していきます。今年度は完了後から3～5年を経過した10億円以上の案件52件を対象に行いましたが、将来的には全ての無償資金協力案件について実施することを目指しており、また、第三者の参加を得て評価の充実を図る予定です。

また、一定の供与額を超える有償資金協力・無償資金協力については、「行政機関が行う政策の評価に関する法律（政策評価法）」に基づき外務省自身による評価を行っています。



一般財政支援・評価の現地調査の様子（タンザニア）

（2）適正な手続きの確保

環境の保全及び社会面への影響を考慮しない開発は短期的には効果を上げることはあっても、中長期的には当該国の経済社会的発展を阻害する要因となり、日本が従来から取り組んできた持続可能な開発の考え方と相反します。ODA大綱の援助実施の原則においても、環境と開発を両立させることが明記されており、環境に適切に配慮することは開発途上国の持続的な開発に不可欠です。

そのため、実施機関においては環境ガイドラインを策定・活用し、援助を実施する際には事業実施主体側が自然環境への影響のみならず、自発的ではない住民移転や土地及び資源に関する先住民族などの諸権利などの社会面への影響に対する配慮がきちんとなされているかを確認しなくてはなりません。このような環境ガイドラインの策定・活用は、日本のODA事業が環境や地域社会に負の効果を及ぼすことをできる限り回避するよう努めているだけでなく、環境問題への配慮確認の透明性、予測可能性、アカウンタビリティの確保も期待されています。

日本は、これまでも各種の環境社会配慮ガイドラインに沿って、開発途上国側の取組につき事前確認を行ってきていましたが、近年は、そうしたガイドラインの一層の充実化に努めています。有償資金協力については、有識者やNGOなどからの幅広い意見を聴取した上で、環境面に止まらず住民移転や先住民族・女性等社会的弱者への配慮などの社会配慮も含めた形で、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を2002年4月に策定し、2003年10月より施行しています。技術協力に関しては、外部有識者・NGOなどから、幅広

く外部の意見を求めた上で、2004年3月、「JICA環境社会配慮ガイドライン」を改定し、同年4月から施行しています。また、無償資金協力に関しても、JICA環境社会配慮ガイドラインを準用した「無償資金協力審査ガイドライン」（暫定版）を2004年8月に作成し、試行的に適用していましたが、この間に寄せられた意見等を踏まえ、ガイドラインを改定し、2006年4月から本格的に適用しています。

また、効果的・効率的なODAの実施のためには、資機材及びコンサルティング業務などに関し質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われることが重要であり、その手続きの簡素化や迅速化を図るよう努めています。

今後とも、日本は、環境や社会面における影響に配慮しながら効果的・効率的にODAを実施していきます。

さらに、無償資金協力については、金融、開発経済、法律、会計の専門家及びNGO関係者から成る無償資金協力実施適正会議を開催し、無償資金協力の案件選定に関わるプロセスに第三者の視点を取り入れています。この会議では、無償資金協力事業のさらなる効率化、透明性を高めるために活発な議論を行っており、これらの議論から得られた指摘などを業務に反映させています。

(3) 不正、腐敗の防止

日本のODAは、被援助国の経済社会開発や福祉の向上を目的としており、かつ、国民の税金などを原資としていることから、援助によって供与された資金が不正に使用されることは絶対に避けなければなりません。そのため、政府及び実施機関では調達などの手続きについて透明化・簡素化を図っています。

有償資金協力については、案件の選定段階において、円借款の候補案件リスト（ロングリスト）の策定、公表を行っており、これまでベトナム、インドネシアなど6か国について策定、公表されています。同リストは複数年にわたる候補案件のリストであり、リストへの掲載をもって円借款の供与を何ら意味するものではありませんが、作成後は原則としてリストに掲載された案件から年度ごとに正式要請を受け、案件を精査の上供与されることとなります。リストの作成・公表により、中長期的観点から円借款案件をより効果的・効率的に発掘・形成することが可能となり、他の援助国・国際機関との連携が促進されることが期待さ

れます。

ODA案件の調達段階においては、これまでも、無償資金協力、有償資金協力については、JICA、JBICの調達ガイドラインに従って原則開発途上国側が入札を行い、その結果をJICA、JBICが確認し、受注企業名のみならず、契約金額も公表するなど、透明性を確保する措置が取られてきました。技術協力については、JICAが調達に係る規定にのっとり、事業実施のための資機材・サービスなどの調達をしています。また、無償資金協力、有償資金協力、技術協力とも、入札事業実施において不正が行われた場合は、不正を行った業者を一定期間ODA事業の入札・契約から排除する仕組みが整えられています。

また、監査に関しては、外部監査の拡充、抜き打ち監査の実施及びそれらの提言による改善措置を講じるための取組に関し充実を図ってきています。

外部監査の拡充については、有償資金協力について、一部の国で実施していた円借款調達手続きの外部専門家によるレビューの対象国を順次拡大しています。無償資金協力では、300万円以上（従来は2,000万円以上）の草の根・人間の安全保障無償資金協力案件について外部監査を原則義務づけ、順次実施しています。技術協力についても、JICAにおいて会計監査による監査として、外部監査を実施しています。

抜き打ち監査の実施に関しては、有償資金協力について、原則として2002年度以降政府間で合意がなされた案件を対象にサンプリングによる監査を導入しています。また、無償資金協力については、2004年度から契約認証業務が審査基準に準拠して実施されているかどうかについて、抜き打ちの監査を導入しています。技術協力については、サンプリングによる内部監査の一部を抜き打ちで実施しています。

改善措置を講じるためのシステム整備に関しては、有償資金協力及び技術協力について、それぞれ実施機関の関係部局が監査結果を踏まえてフォローアップを行う仕組みを拡充しています。

2004年度には、日本のコンサルタントがJICA等より受託した事業の一部現地再委託契約に関する不正経理が発覚しました。この対応として、JICAは同コンサルタントを一定期間、ODA事業の入札・契約から除外するとともに、契約確認方法の見直し、第三者機関による抽出検査の新規導入等を中心とする再発防止策を2006年1月に講じました。また、JBICにおいては、再委託契約について

サンプリング調査等の導入によって、清算時のチェックをさらに強化しています。

日本としては、今後とも、不正に対する取組を一層強化していきます。

(4) 援助関係者の安全確保

日本がODA予算を用いて援助を行っている国・地域が160を越える中で、援助関係者が活動する開発途上国の治安状況は様々であり、かつ日々刻々と変化しています。さらに、米国同時多発テロ以降、中東地域・南アジア地域における緊張の高まりや、世界各地で多発するテロに対して、また平和構築における援助において、どのように援助関係者の安全を確保するのが極めて重要な問題となっています。

日本においては、在外公館や現地事務所などを通じて現地の治安状況の把握に努め、渡航情報などの情報提供、援助関係者間での情報交換や共有を行っているほか、JICAやJBICは、出発前の研修やセミナーの実施、緊急時の通信手段の確保、安全対策クラークの配置^(注)、住居の防犯設備などの措置を講じています。さらに、JICAにおいては、平和構築に関わる関係者の安全管理スキルの向上を目的として、UNHCRが実施する緊急時対処訓練(emergency-training)に参加させるなど、安全管理分野での能力強化に取り組んでいます。

さらにJICAにおいては、在外公館や在外の国連事務所などとも情報交換し、各国・地域の治安状況に応じた安全対策マニュアルなどを作成するなど、適時適切な安全対策措置を講じています。JBICにおいても同様の対応をしているほか、日本受注企業への情報提供などにより、日本受注企業



緊急時対処訓練の様子（写真提供：UNHCR ecentre JICA）

の安全確保を図っています。

注：JICAでは、現地の安全対策を強化するため、その国の治安や安全対策に詳しい人材を安全対策クラーク（担当官）として雇用し、日々の治安情報の収集と発信、住居防犯から交通事故対策まで、広範囲の仕事を24時間体制で対応できるようにしている。